

和雪鼎上人箕面瀑布作

伊藤 藤 編

瀑水春冥落 松杉斷壁開 千尋分日月 萬古吼風雷 妙侶偏奇勝 眞遊自異才 知君雲霧裏 孟鉢盞龍回

遊箕面山

頼山陽

萬珠濺沫碎秋暉 仰視懸泉割翠微 作意山風爭氣勢 橫吹黃葉滿前飛

同

筱崎小竹

滿山紅葉錦離披 恰是朝陽欲上時 蕭寺門前無過客 清泉聲裡立吟詩

箕面山瀑布

服南郭

偶緣探勝此攀躋 地迫雲門極峽間 萬丈瀑泉鳴石壁 千般草木潤巖山 方憐界道懸天上 忽恨隨風落世寰

得叩列星假投宿 應騎箕尾向東還

觀箕面瀑布

梁 蛟 巖

界破青松疊石湍 垂天漫作廬山看 却羞白髮三千丈 座嘯天風六月寒

瀧安寺

公園に包圍せられて瀧安寺あり、寺は箕面山と號し、吉祥院と稱し、天台宗寺門派園城寺末にして辨財天を本尊とす。本尊 役小角の作と傳へ、江州竹生島・相州江の島及び藝州嚴島と併稱せられて、日本四ヶ所辨財天の一なり。寺傳に依れば、白雉元年役小角の創建にして、本朝密教最初の法窟、修驗根本の道場なり。故に孝德天皇以來歷朝聖主の崇敬深厚にして、常に御祈願所たり。殊に村上天皇は應和年中天下大に旱魃して、民の苦むこと甚だしかりしかば、千觀僧都をして瀧窟に就て雨を祈らし

め給ひしに、豪雨忽ち到りて四に灑ぎ、民初めて蘇生し、降て後醍醐天皇は賜ふに勅額を以てせられしより瀧安寺と稱し、後水尾天皇は尙其の八條式部卿親王と稱し給ひしころ、御願を辨財天女に罩させられ、御願成るに及びて明暦二年御再建の爲め、院使坊城大納言俊定を下向せしめ、堂の成るや道晃親王勅を奉じて御供養を行はせられ、靈元・東山・中御門・櫻町の諸天皇も亦深く御歸依あせられ、御物御幕等の御寄附少からず。光格天皇は開基小角に神變菩薩の諡號を賜ひ、其の一千五百及び一千五十年忌には勅使を下して法會執行の繪旨を賜へり。其の他武將の保護も亦淺からず。開基の初めより慶長の頃までは、大瀧の邊にありて、堂塔伽藍檐を連ね薨を争ひ、塔中八千坊楹楣相接して宏壯云はん方なかりしに、天正年中に至りて不幸兵燹に罹り、次で文祿五年閏七月震災に遇ひて全く瓦解崩落し、慶長八年現在の所に移轉せり。境内は四千參百貳拾八坪を有し、本堂・拜堂・東獻供所・西獻供所・庫裏・書院・籠堂・繪馬堂・寶藏・燈明堂・四足門・藥醫門・鳳凰閣等を存す。外に本地堂・戒壇堂・不動堂・開山堂等あり。開山堂は神變大菩薩を本尊とす、役小角の開基なるを以て之を安置せるなり。塔中に寶積坊・眞滿坊・千林坊の三坊ありしが、眞滿坊及び千林坊は明治四十年四月十二日公簿より刪去せられて、今は寶積坊のみを存す、何れも白雉元年の創立なり。不動堂の前に行者の笈懸石あり。本坊に通ずる朱欄橋の下を過ぎて進めば、一溪の道を奪ふ所に前後鬼橋あり、前鬼・後鬼の架して役小角を渡らしめしものなりといふ。秋霜の候には公園の楓樹悉く紅を染むるを以て、



幽艶清雅寺をして仙境と化せしむ。什寶多し、中に就て本地堂に安置せる木造如意輪觀世音座像壹軀は、大正三年八月二十五日國寶となる。

元亨釋書

小角傳 小角嘗在攝州箕面山、山有瀧、小角夢入瀧口謁龍樹大士、覺後構伽藍、自此號箕面寺爲龍樹淨刹、

扶桑略記

永觀二年八月廿七日、延曆寺内供奉十禪師阿闍梨千觀入滅、俗姓橘氏、故老傳曰、千觀内供繁居攝津國箕面山觀

音寺、念佛餘暇撰集法華三宗相對釋文之比、天下早魁、仍公家爲祈雨、遣勅使於内供十禪師千觀之草庵、于時千觀與勅使相共登向箕面之瀧、瀧上有大柳樹願仙橫覆瀧道、木上三人並居、奥座内供手擊香爐、次居徒僧手持水瓶、後侍勅使手執勅錄、千公啓白致誠請雨、而香爐燭燈自然滿山、從瀧室內黑雲昇虛、導師稱曰、法既成就、出山歸房途中值雨、自瀧上至室可廿餘町、人隨喜所傳記也、

明月記

土御門天皇承元二年十月十五日、天晴風烈曉更取松火出山、夜過三里出山之後日出、又過遠野有箕尾勝尾等、

百練抄

後堀河天皇嘉祿元年正月十八日、箕面山燒亡、建立以後無此災云々、

新猿樂記

予廿餘季以還歷觀東西二京、今夜猿樂見物許之、見事有於古今未見云々、次耶者凡眞言之道究底、苦行之功拔

傍、逢十安居滿一落又、度々通大峯・葛木踏邊道、年々熊野・金峯・越中立山・伊豆走湯・根本中堂・伯耆大山・富士御山・越前白山・高野・粉河・箕面・葛川等之間、無不踐行挑驗云々、

攝津名所圖會

箕面宮 修正會とて毎年正月朔日より七日の間、天下安全五穀豐饒の祈禱あり、七日の満座に富會とて、此夜四方

の諸人競ひ來りて、木札に己が名を記さしめ、三箇の唐櫃の内に入れ、觀音堂の前に居て大に轉々して、寺僧玉澤をかけて衣の袖をかけ、錐にて小孔より札を突出す、第一の宮・第二の宮・第三の宮と大聲にて觸れ、其札の姓名を見て修正會秘法の御守を

授く、これを得るもの忽幸來つて萬寶家に充る靈驗ありと云ふ、此法會に諸國より來つて自然に富酌り神札を得るもの道中にて宿せず夜通しに歸る、これ福富他へ散らさるの風俗なり、又此宮に的らざるもの金銀を投じて的りたる者の神札を買ふといふ、又二月朔日より三日まで、修二會とて官家より奉書を賜ふ例あり、抑辨財天は稻倉魂神の垂跡にして稻荷明神なり、此富會は年ふるき事にて、和歌に富突山と詠したる事あり、  
(此會天中此事傳されてなし又富突山八郡郡抄・定江國とあり、  
れば其の果して此の富會を傳したるものなるかは詳ならず)

兼 木

君か代は富突山のさきくにさかへそまざるよろつ代までに

兼 隆

史學雜誌

元弘の亂後醍醐帝の隱岐に在まし給ふ間、護良親王は漁人をして官軍の形勢を帝に報せしめ給ふ事常に絶えず、  
(續)

猶親王は自ら危難に瀕し給ふも、常に父帝に孝養、盡し給へるは、箕面寺へ下されし令旨にて明かなり、即ち

箕面寺者、住古御祈願所也、當今皇帝之還幸御祈禱殊可抽忠勤之由、依 大塔二品親王御氣色之狀如件、

元弘三年閏二月二十二日

左少將 定恒 奉

果せるかな、天運再び環り、帝は機を得、遂に閏二月二十四日隱岐島を脱し、伯耆船上山に出でたまへり、

藤篋冊子

箕面山の紅葉み侍りし時一夜坊に宿りて

上田 秋成

出觀集

忘れぬ瀧つ流に枕して紅葉の錦かつく旅寝は  
津の國のみのおに籠り給へりけるか、それより高野へまゐり給へりける曉、

有明の月を御覽して

法親王 覺性

同

この間も有明の月のおくらすは獨や山の峯を出てまし  
みのおに籠り給へる比たよりにつけて奉りける

源 賴 經

露わけて朝つお花にすみよめの袖の裳をおもひてそやれ



御返し

法親王覺性  
一一五〇

わけて捕むしきみの上の露よりも都思ふそ袖はぬれける

かき籠る箕面の瀧の白糸をくるくく君そ千代までもへん

法橋慶信

御返し

命をはずして身なれば千とせとも思ひそよらぬ瀧の白糸

法親王覺性

西江寺

西江寺は字中の坂にあり、箕面山と號し、眞言宗西大寺末なりしが、大正三年七月二十日久安寺末となり、十一面觀世音を本尊とす。もと神宮寺と稱せり。寺傳にいふ、聖武天皇の御宇役小角の開基にして、小角初の金剛・葛城の諸峰に修法し、孝德天皇の白雉年中此の地に來り、五香の清瀧に參籠して悉地の大願を満たさんと欲し、居ること數年なりしが、瀧下の小庵嚴冬に堪へ難きを以て山を下り、山麓の草庵に移りしに、村廬僅に七戸、相會して小角を迎へ、藁火を燃し酒を暖めて小角に侑む、(此例存して年々執行し、名をつけて御焚燈祭といふ)草庵は即ち神宮寺の濫觴にして、小角精習年を積むと雖も願を満たす能はず、將に金剛に歸らんとして踟躕しけるに、忽然白髮の老翁現れて其の故を問ひ、小角の告ぐるに實を以てするや、老翁の曰く隻手の聲を聞くべし、若し聞くを得ば直に悉地を成就し、古佛の證明を得べしと。小角教を受けて翁の名を問ふ、翁曰く我は是れ大聖歡喜天なりと。小角因りて五香の清瀧に歸り、捨身の行を爲して初めて悉地を成就し、隻手の音聲を聽くを得て、(故に半尾村を隻手村と稱せしといふ)端なく龍樹菩薩に謁し、

十一面觀世音像及び歡喜天の祕像を作り、堂を營みて之を安置せり、故に日本最初の大聖歡喜天出現の靈場と稱す。後弘法・傳教の二大師も茲に參籠せしことありて、箕面山中四十八ヶ所の靈場の一なりと。降て萬治・寛文の交、僧以空といへるもの中興し來りしが、明治初年村民神佛分離令を誤解し、神宮寺及び歡喜天堂を廢せられたりと爲し、同十四年に至りて天堂に八幡宮を勸請し、尙神宮寺建物の殘存せるを以て、同十九年七月三十一日東成郡天王寺村字上の宮の西江庵を移して西江庵と改め、同二十二年四月十三日寺名に改む。然るに同三十四年村民等かく靈瑞顯著の歡喜天を沒了するを慨き、八幡宮を廢して更に歡喜天像を安置し、境外佛堂たりしも、大正五年十二月廿六日更に堂を當寺に合併せり。境内は壹百四拾六坪五合を有し、本堂・庫裏・書院・表門を存す。村に小角腰掛石と稱するものありしが、村道を改修するに當り除去して今はあらざれども、尙民地に二石あり、傳へて天尊小角對話の石なりといへり。

法輪寺

法輪寺は字北の坂にあり、高岳山無量院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は貳百參坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・表門を存す。外に觀音堂あり。

本地は寛文の頃より麾下青木縫殿介の采地となり、同氏世襲して同九十郎に至り、明治五年五月廿四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同年五月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十四區に編入せられ、同年十



一月二十日大阪府の管轄となる。而して其後の區畫の變遷は、大字西小路に同じ。

### 大字新稻

本地は古來豊島郡に屬し、奈伊良野と呼び、茫々たる曠野にして、僅少の耕地を存するのみにて人烟なかりしが、元和七年に至り稻村(豊野村)の人稻地五郎平開墾して新稻村と稱す。攝津志には舊名を奈良野新開と記せり。字地に名猪亂野・北の口・中尾・南の口・清水といへるあり。

榮松寺

榮松寺は字布袋腹にあり、布袋山と號し、熊野田村曹洞宗佛眼寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。寛政八年正月大坂淡路町一丁目淺野佐兵衛の、佛眼寺三世大應の弟子光暉と同心協力して再建せし所なり。境内は參百貳拾壹坪を有し、本堂・庫裏・土藏・藥醫門を存す。

古塚

無名の古塚は北方にあり、大石を以て疊積し、北に入口を存し、廣さ尺餘、窟内は方五尺にして、何人の墳墓なるかは詳ならず。又其の南に當りて髮切塚・中尾塚・大谷塚の三塚ありしが、里民の開拓する所となり、今は大に其の形を變じて僅に遺跡を存するのみ。

本地は寛文年間より徳川氏代官の支配たりしが、元祿七年八月阿部豊後守正喬の領地に轉じ、文政七年八月更に一橋家の領地となり、同家世襲して同茂榮に至り、明治元年の初め新に御料となりて、櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締となりしも、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依

て一橋藩の支配に移り、同年十二月二十六日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十四區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して其の後の區畫の變遷は、大字西小路に同じ。

### 大字半町

本地は古來豊島郡に屬し、坂上村と呼びしが、後半町村と改む。字地に半町臺といへるあり、地形他よりも較高くして、周圍四町四拾五間の所なり。里老の口碑に依れば、元弘年間赤松則村の義兵を掃磨に擧げ、將に東上せんとする時に當り、六波羅の軍勢發向し、陣營を設けて則村に備へし所なりといふ。

阿比太神社

阿比太神社は北方字奈伊良野にあり、延喜式内の神社にして速彥齋鳴尊を祀れり。應神天皇三年の奉祀なりといふ。牧の庄の大宮と稱し、後半頭天王とも呼べり。往時の鎮座地は今の大字半尾の阿比太森にして、後此の地に移轉し、舊地には阿比太の字を殘せり。仁明天皇嘉祥三年正月辛丑征五位下を授かり給ひ、本地及び大字櫻・同新稻三大字の産土神なり。元祿五年十月の吟味帳に依れば、除地東西百貳拾間・南北百貳拾五間、火とぼし掃除人半町村・櫻村・新稻村より一年替りに勤來り候と記せり。領主阿部攝津守は櫻井谷村陣屋代官三原勘右衛門をして、初穂米・幣帛料等を奉納せしめしといふ。明治五年村社に列し、同四十年一月二十三日大字西小路字宮廻りの村社八幡大神宮(應神)を合祀



し、同四十四年五月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は參千八拾四坪を有し、松樹鬱蒼として社頭を蔽ひ、創立當時の俵を其の儘に残せるものなりと傳ふる黒木の鳥居は正面に建てられ、本殿の外に幣殿・拜殿・社務所を存す。氏地は合祀の爲め從來の三大字に大字西小路及び同櫻を加へて五大字となる。例祭は十月二十三日にして、夏祭は七月二十三日に行はる。社南參町箕面川より北五六間の所に龍門瀧あり、高さ拾八尺許り、土俗社參する者は先づ此の瀧に身を清めて神前に詣づ、又旱天祈雨の際には、此の瀧の水を神前に獻じ、松明に火を點じて祈れば、必ず靈驗ありといへり。

今西家舊記

阿比太神社 延喜式神明帳に載す、大月次新嘗、櫻村にあり、牛町村、新稻村、相共に敬祭す、今尙阿比太の宮と稱す、

祭神ハ牛頭天王とすは不是に似たり、按ずるに「姓氏錄左京神別に云、大貞連、速日命十五世孫珍加利々大連之後也、上宮ハ

子攝政之年、住大椋宮、于時家邊有大俣櫻樹、太子巡幸參向宮之時親指櫻間、即詔阿比太大連賜大俣連、四世孫正六位上于繼等、

天平神護元年改字賜大貞連、然れば阿比太の連の祖神速日命を祭れるならんと、

淨圓寺

淨圓寺は字宅地にあり、赤井山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。赤井左近なるもの本願寺蓮如法主の徒弟となり、明應五年に創立し、元祿七年火災に罹りて堂宇焼失しければ、七世了傳再建せり。境内は貳百七拾五坪を有し、本堂・庫裏・玄關・鐘樓堂・藥醫門を存す。

本地は寛永二年より阿部備中守正次の領地たりしが、正保四年安部攝津守信盛の領地となり、村高四百貳拾壹石四斗八合五勺は同氏世襲して同信發に至り、明治二年六月上地せり、依て半原藩の支配

となり、同四年七月十四日半原縣に屬し、同年十一月十五日額田縣の當分管轄に轉じ、同月二十日大阪府の管轄となる。又本高の外壹石參升貳合(給所)は徳川氏代官の支配たりしが、同代官繼承して齋藤六藏に至り、明治元年の初め新に御料となりて、櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締に移り、同年三月一日兵庫裁判所の支配に換り、同年五月廿三日大阪府司農局の支配に歸し、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に移り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年十一月二十日大阪府の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月豊島郡第一區十番組入り、同八年四月三十日第十大區一小區十番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第十大區一小區となり、同十二年二月十日豊島郡役所部内となり、同月二十一日第七分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第五戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字瀨川

本地は古來豊島郡に屬し、瀨川村と稱す。字地に高井田・化粧井・森畑といへるあり。地勢は南に千里山を負ひ、東西北の三面は平衍にして、箕面川は北方を東より西に回流し、一條の西國街道(即ち第三號路線にして一に山崎街道といふ)は其の中央を東西に貫通せり。往時より瀨川驛のありし所にして、大字半町と接續

瀨川驛



して一部落の形を爲し、東は郡山驛に通じ、西は昆陽驛に達する間の宿にして、兩驛間は何れも相距ること貳里なり。本陣は二ヶ所を存して、其の一は本地に、一は半町にあり。西國諸侯參觀交代のときは、往返共に宿泊し、其の宿泊に充てられし時は、兩地の民家は貧富を問はず、隨從諸士卒の宿舎に充てられ、其の雜沓いふべからざるものありしといふ。

箕面川の東に沿ひ、今井川原と稱するあり。是れなん元弘三年赤松圓心の六波羅軍と交戦せし所にして、建武三年足利尊氏の京都に敗れ將に西國に落ちんとして、當國兵庫に屯せしとき、新田義貞等の追躡を聞き、弟直義をして激戦せしめて、大敗せし古戰場なり。然れども是れ梅公論に載せたる所にして、太平記には之を以て豊島河原の戦争とせり。其の孰れの正しきかは詳ならざれども、思ふに戦線の廣かりしより遂に兩名をなすに至りしものならん。戦況は太平記に詳なるを以て左に之を抄記せん。

今井川原

太平記 大楠攝津國豊島河原合戦の事

將軍義隆 湊川に着給ければ、機を失つる軍勢共又色を直して方々より馳せ参りける間、程なく其の勢二十萬騎になりけり、此勢にて頓て責上り給は、又官軍京にはたまるましかりしを、湊川の宿に其事となく三日迄逗留有ける間、宇都宮五百餘騎連より引返して官軍に屬し、八幡に被置たる武田式部大輔も堪かれて降人に成りぬ、其外此彼に隠れ居たりし兵共義貞に屬ける間、官軍彌大勢に成て龍虎の勢を振へり、二月五日(三) 顯家卿・義貞朝臣十萬餘騎にて都へ立て、其日攝津國の芥川に被着ける、將

軍此由を聞き給、さらば行向て合戦を致せとて、將軍の舍弟左馬頭に十六萬餘騎を差副て京都へ被上ける、さる程に兩家の軍勢、二月六日の巳刻に端なく豊島河原にて行合ける、互に旗の手を下して東西に陣を張り、南北に旅を屯す、奥州國司よの先に渡り逢て軍利あらず、引退て息を繼げば、宇都宮入替へ一面目に備んと攻戦ふ、其勢二百餘騎被討て引退ければ、脇屋右衛門佐二千餘騎にて入替たり、敵には仁木・細川・高・島山先日の耻を雪めんよ命を棄て戦ふ、官軍には江田・大館・里見・島山是を被破ては何くへか可引と、身も無に成てそ防ぎける、されば互に死を輕せしかとも、遂に雌雄を不決して其日は戦ひ暮りけり、爰に楠判官正成殿馳に下りけるか、合戦の體を見く面よりは不懸、神崎より打廻て濱の南より寄せたりける、左馬頭の兵終日、の軍に戦くまひれたる上、敵に後をつまれしと思ひければ、一戦もせて兵庫を指て引退く、義貞頓て追懸て西宮に着給へば、直義は猶相支て湊河に陣を被取る、

天兒屋根命  
神社

天兒屋根命神社は北方字宮の前にあり、もと春日神社と呼び、天兒屋根命を祀れり。攝津志に王子神社と記せるは當社なり。明治五年村社に列し、同十二年五月今の社名に改めらる。創建の年月は詳ならず。本殿・拜殿を存し、末社に八幡神社あり。氏地は本地一圓にして、祭日は七月十五日と十月十五日なり。社地は山に據れる石階の上にあつて、七百六拾參坪の境内を有し、龍が井といへるあり。傳へいふ、昔井底より龍の上天したることあり、故に此の名を爲せりと。又鈴石といへるあり、重畳凡貳拾貫、長圓形にして藍色を帯び、之を搖がすときは鈴の音聞ゆとなん。青年群集して力持を爲し、翫弄して動もすれば其の所在を失るの虞ありしを以て、今に願生寺の境内に移さる。又社地に沿へる石積川の涯に柳の井あり、昔は其の側に柳の古木ありて、其枝葉を採りて神前に供したりといふ。



願生寺は字森島にあり、鈴石山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地住人藤本善藏なるもの天文三年二月本願寺證如法主に歸依し、剃髮して善圓と法名し、同年當寺を創立し、後寛政八年二月檀家協力して再建せり。境内は參百壹坪を有し、本堂・庫裏・座敷・鐘樓・土藏・藥醫門を存す。

辨慶の鏡水

辨慶の鏡水は字高井田にあり、昔は周回五拾餘間の大池なりしも、漸次埋没して今は周回八間深さ貳間の小池となり、民家の庭に其俵を残せるのみ。傳へいふ、壽永のむかし義經平氏追討の爲め進發して此の地を通りけるとき、武藏坊辨慶其の顔を此の池水に映して、以て軍の勝敗を卜せしより此の名ありと。其の他にも七門井・化粧井などと呼べるあり。

本地は寛永年間より徳川氏代官の支配となり、延寶年間より阿部播磨守正能の領地に換り、文政六年再び徳川代官の支配に歸し、翌七年更に一橋家の領地となり、同家世襲して同茂榮に至り、明治元年の初め新に御斜となりて、櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締となりしも、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て一橋藩の支配に移り、同年十二月二十六日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十四區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して其後の區畫の變遷は、大字半町に同じ。

前各大字に分割するを得ざる舊石高あり、即ち平尾・西小路・櫻・牧落・半町・瀬川にて四石五升、

平尾・牧落・櫻・西小路にて四石參斗五升六合、計八石四斗六合(高)は徳川代官の支配たりしが、同代官繼承して齋藤六藏に至り、明治元年の初め新に御料となりて、櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取に移り、同年三月一日兵庫裁判所の支配に換り、同年五月二十三日大阪府司農局の支配に歸し、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に移り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年十一月二十日大阪府の管轄となる。

大字	石高	明治九年改正 有租地又別 一日現在人口	町村制施行 町村制の反 當分の人口	町村制施行 大正元年五月 末日現在人口	大正九年五月 一日 國勢調査の人口
大	六八・七三六	一五三・七二七	四七〇	一五八・六六一	四七〇
牧落	二二・七三九	四〇・七五七	一六	四六・六二九	二二
櫻	三三・九四六	四八・五三六	三三	四三・七〇六	二五
西小路	三〇・五五五	七〇・六〇一	三三	五三・四〇九	四八
平尾	一九・九四三	一七・八三三	三三	一八・八二二	三九
新	四二・四四五	六四・六〇一	四三	六九・六二九	四三
半	三三・〇七九	四七・八三二	二七	五二・七二二	三〇
瀬川	四・三六六				
下尾・牧	四・三六六				
西小路・櫻村	五・五〇〇				
計	一五三・七二七	一五三・七二七	一五三・七二七	一五三・七二七	一五三・七二七

第三篇 國郡市町村志 第一章 攝津國 第五節 豐能郡 箕面村 一一五九



### 第六項 萱野村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、東坊島村・西坊島村・如意谷村・石丸村・白の島村・外院村・西宿村・今宮村・芝村・稻村の十ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は往時の萱野庄なるに依り、其の舊莊名を採りて萱野村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて豊島郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日豊能郡に屬す。

#### 大字 東坊島

本地は古來豊島郡に屬し、もと驛家郷の内なり、萱野庄或は萱津といひ、後萱野谷と稱し、如意谷・石丸・白の島・外院・伊奈と共に其の屬邑にして坊島と呼び、分れて東坊島といひ、萱野谷北組の内なりしも、萬治二年の頃より各自分立するに及び、本地も獨立して東坊島村と稱す。字地に中條垣内・東條垣内・北條垣内といへるあり。

藥師岩

藥師岩は北方字道心ヶ谷にあり、一に醫王岩とも呼べり。高さ拾貳丈にして三層を爲し、箇々の三巨岩を繋ねたるに似て、神工鬼斧の妙あり。形は藥師の立像に似て、葛藁倭樹叢壁に纏綿して自ら其

太春寺

の衣を爲せり。故に里俗は呼んで、藥師出現の靈石といふ。

太春寺は字谷田にあり、幸福山と號し、曹洞宗總持寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。天正七年三月藤井加賀守の創立なり。境内は貳百六拾六坪を有し、本堂兼庫裏・藥醫門を存す。

本地は寛永五年より徳川氏代官の支配となり、元祿七年阿部豊後守正喬の領地に轉じ、文政六年再び徳川代官の支配に歸し、翌七年一橋家の領地となり、同家世襲して同茂榮に至り、明治元年の初め新に御料となりて、櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締に移りしも、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て一橋藩の支配に移り、同年十二月二十六日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十四區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月豊島郡第一區九番組に入り、同八年四月三十日第十大區一小區九番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第十大區一小區となり、同十二年二月十日豊島郡役所部内となり、同月二十一日第六分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第五戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

#### 大字 西坊島

本地は古來豊島郡に屬し、もと驛家郷の内なり、萱野庄或は萱津といひ、後萱野谷と稱し、如意谷、



石丸・白の島・外院・伊奈と共に其の屬邑にして坊島と呼び、分れて西坊島といひ、萱野谷北組の内なりしも、萬治二年の頃より各自分立するに及び、本地も獨立して西坊島村と稱す。字地に東垣内・南垣内・北垣内といへるあり。

淨國寺

淨國寺は字東垣内にあり、安養山阿彌陀院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。元和元年三月檀徒の信施を以て大譽の再建なり。境内は參百拾坪を有し、本堂・庫裏・土藏・藥醫門を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字東坊島に同じ。

大字如意谷

本地は古來豊島郡に屬し、もと驛家郷の内なり、萱野庄或は萱津といひ、後萱野谷と稱し、坊島・石丸・白の島・外院・伊奈と共に其の屬邑にして、如意谷と呼び、萱野谷北組の内なりしも、萬治二年の頃より各自分立するに及び、本地も獨立して如意谷村と稱す。字地に南口・山添・寺山・川東といへるあり。

寶珠院

寶珠院に東北にあり、摩尼山如意輪寺塔中の残れるものなり。眞言宗高野派寶龜院末にして如意輪觀世音を本尊とす。縁起に依れば、如意輪寺は僧空海の開創せる淨刹にして、後元慶四年陽成天皇は

莊園を下賜あらせられ、七堂伽藍を具備し、數十の坊舎は薨を駢べて、寺門隆昌を極めしも、應仁年中兵火に罹り、堂坊悉く灰燼となりて舊觀全く其の影を没し、塔中たる當寶珠院のみ漸く草堂を營みて僅に其の法燈を繼續し、寛文五年僧秀盛に依りて再建せられたるもの、即ち現在の本堂及び庫裏にして、庫裏と本堂とは所在を異にし、庫裏は字寺前にありて境内貳百七拾貳坪を有し、本堂は西方字山口にありて俗に觀音堂と通稱せられ、觀音像は古色を帯べる優秀の作なりといふ。毎年六月十八日に法會を行へり。應仁の兵火以前に於ける如意輪寺の區域は、今の當院庫裏所在の字寺前より、西方本堂のある字山口に至る一帶に亘りて、堂坊のありし所なりと傳ふ。縁起壹卷のみを存せり。

集雲寺の址

集雲寺の址は字奥垣内にあり、壹町參反歩の寺域なりしも、今は本堂敷地を除くの外は水田・畑、又は竹林となる。記録の残れるものなきが爲め寺歴詳ならざれども、里俗の口碑に依れば、信長の兵火に罹りしことありといふ。曹洞宗にして池田の大廣寺末たりしが、明治維新の際に廢寺となり、寺地に其の後私人の有に歸し、本堂の一部は毀たれて住宅に改造せらる。先年寺後の地均に際して、古錢二三千枚を掘出せしことあり。而して其の本尊は丈四尺七寸の十一面觀世音木像にして、聖德太子の作と傳へ、先年鑑査狀を下附せられ、阪本義一氏に所藏せらる。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字東坊島に同じ。



### 大字石丸

本地は古來豊島郡に屬し、もと驛家郷の内なり、萱野庄或は萱津といひ、後萱野谷と稱し、坊島・如意谷・白の島・外院・伊奈と共に其の屬邑にして、石丸と呼び、萱野谷北組の内なりしも、萬治二年の頃よ、各自分立するに及び、本地も獨立して石丸村と稱す。字地に南垣内・北垣内といへるあり。法正寺は字北垣内にあり、不斷山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛永十八年寺本儀兵衛といへるもの剃髮して儀賢禪門と稱し、自己の所有地に一字を創立せしもの即ち當寺なりといふ。天保五年二月火災に罹りて焼失し、同年九月信徒協力して之を再建せり。境内は壹百參拾四坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字東坊島に同じ。

### 大字白の島

本地は古來豊島郡に屬し、もと驛家郷の内なり、萱野庄或 萱津といひ、後萱野谷と稱し、坊島・如意谷・石丸・外院・伊奈と共に其の屬邑にして、白の島と呼び、萱野谷北組の内なりしも、萬治二年の頃より各自分立するに及び、本地も獨立して白の島村と稱す。字地に上垣内・北垣内・土居・西

法正寺

雪風部 古 神社

垣内・中垣内・神明・東垣内といへるあり。

爲那都比古神社は東北字中の山にあり、延喜式内の神社にして爲那都比古神を祀れり。式に爲那都比古神社二座と見ゆる其の一座にして、他の一座は大宮神社是れなり。大宮神社は字土居にありて、爲那都比賣神を祀り、爲那都比古神の御内室なり。昔は二座同殿なりしも、寛平年中分れて別殿となれりと。社は爲那氏の其の祖神を祀りしものならん。天正年中織田信長の高山右近に命じて攝州の神社佛閣を破壊するに及び、一時牛頭天王の神號を附して其の難を免れしといふ。舊萱野谷十ヶ村の産土神にして、明治五年村社に列し、同四十年二月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同年六月十四日前記大宮神社(夫婦天王・又は財天)、及び字天神畑の無格社天満神社(菅原)・大字石丸字宮垣内の同三王神社(大山)・大字外院字宮の原の同神明神社(天照皇)・大字芝字北垣内の同木本神社(木化咲)・同大字々上半の無格社春日神社(天兒屋)・大字稻村字堂田の同大宮神社(天照皇)・同大字々池の尻の同爲那神社(猪)・大字西宿字内垣内の同神明神社(天照皇)・大字今宮字東垣内の同愛宕神社(彦)を合祀せり。境内は四百四拾八坪にして、本殿・幣殿・拜殿・神庫・神輿殿・神樂殿・神饌所・納屋・社務所等を存す。氏は本村全部にして、例祭は四月十四日、秋祭は十月十五日なり。

大宮寺の址は字道心ヶ谷にあり。谷の奥なる大字東坊島所屬樂師岩より南に出し所は、大宮神社の舊地にして、其の下に藥師堂あり、堂の前方に鐘樓あり、鐘樓より坂路を下りし坦地は即ち大宮寺本

大宮寺の址



堂のありし所なり。今は薬師講に依りて設けられたる建物あり、建物の前庭は舊大宮寺庭園の一部にして、樹石の排置園池石缸の布設は斯道家に依りて推賞せらる。其の縁起に依れば、寺は宇多天皇の寛平壬午年聖寶尊師の開基にして、豊島郡司左衛門尉 原佐道の創建なり。聖寶尊師は讃岐に生れ、幼にして儒道を範び、佛乘を鑽仰し、十六歳のとき眞雅僧正の密室に得度し、無量壽の法を受け、金胎兩部の大法を眞然律師に學び、灌頂を源仁律師に授かり、且晝は法相三論華嚴等の三一性相の玄牘を學び、朝野に羽儀とし、法門に城塹たり。常に修練を好みて諸州を經歷せんと志し、京都を出で、西海道に赴きしが、猪名の小笹といへる里を尋ね來りて、郡司左衛門尉時原佐道の宅に寓し、暫く滞在しける中、大宮牛頭天王の教に従ひ、此の地に來りて見るに、東西の峰に異雲ありて曼陀羅華の如く、其の間に長さ十二丈の大磐石ありて佛法至深の勝地なり。依て其の地を拓きて堂宇を建て、自ら薬師の尊像を刻して安置し、醫土山と號し、大宮寺と稱せりと。院號は持寶院なり。中世の沿革は詳ならず。もと巨利たりしならんも、應仁以後兵火に罹りて漸次衰微せしものなるべし。攝陽群談に鐘樓・客殿・庫裏等の數字境内にありと記すれば、同書の出でし元祿の頃には、已に此等の建物のみなりしを知るべし。爲那都比賣神社の祭祀を管掌し來りしが、明治維新後の神佛分離に依りて廢絶し、前記の鐘樓及び薬師堂のみ残りて、薬師堂には薬師佛の外に十二神將を安置せらる。昔は毎年正月元旦より七日に至るまで修正會を行ひ、同八日の大法會は奪玉祭と號して、木の枝(幹一にして、十ニ枝あるもの)に餅を附け

て堂上に饌饒し、萱野庄十ヶ村民は悉く富札を入れ、其の富籤に當りし者には餅を與へられ、其の家は必ず多くの幸ありと稱して殷賑を極めしといふ。廢寺後の薬師堂は薬師講員に依りて保護せられ、講員は毎年交替して當番を定め、當番の者萬事を主宰して正月八日に講宴を張れり。昔は當番者の邸に於てせしが、今は寺址に建てられたる前記の建物に於て行はる。講の起りし年代は明ならざれども、其の講員たるものは各大字に亘りて十六人あり、村里開發者にして且大宮寺の建設に與りし者の子孫なりと傳へ、其の儀式は甚だ嚴重にして、當番者の正月二日になせる案内當日の服裝、及び講會當日に於ける講員の服裝は、總て紋附・袴を用ふるの古例なり。

阿彌陀寺は字北垣内にあり、歸命山無量院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。法譽の檀徒と協力して創立せし所なれども、其の年月は詳ならず。境内は參百參拾參坪を有し、本堂・庫裏・土藏・藥醫門を存す。

常照寺は字西垣内にあり、一燈山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛永十七年五月道玄の創立なり。寶曆十年檀徒協力して之を再建せり。境内は九拾八坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字東坊島に同じ。



### 大字 外院

本地は古來豊島郡に屬し、もと驛家郷の内なり、萱野庄或は萱津といひ、後萱野谷と稱し、坊島・如意谷・石丸・白の島・伊奈と共に其の屬邑にして、外院と呼び、萱野谷北組の内たりしも、萬治二年の頃より各自分立するに及び、本地も獨立して外院村と稱す。外院の外は一に下に作り、豊島郡誌には半は島下郡に入るとせり、今の三島郡豊川村大字粟生の字外院其れなり。外院の稱は同大字帝釋寺の庄田たりしより起れるならんか。字地に東垣内・西垣内・宮下といへるあり。

願生寺

願生寺は字宮下にあり、水守山瑠璃院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。應永元年五月正覺の開創なり。境内は參百坪を有し、本堂兼庫裏・鐘樓室・土藏・藥醫門を存す。外に藥師堂あり。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字東坊島に同じ。

### 大字 西宿

本地は古來豊島郡に屬し、もと驛家郷の内なり、萱野庄或は萱津といひ、後萱野谷と稱し、坊島・如意谷・石丸・白の島・外院と共に其の屬邑にして、伊奈と呼び、分れて芝といひ、更に芝より分れ

春日神社の  
址

て西宿といひ、萱野谷南組の内なりしも、萬治二年の頃より各自分立するに及び、本地も獨立して西宿村と稱す。字地に内垣内・上平といへるあり。

春日神社は字上平にありしが、先年大字白の島の爲那都比古神社に合祀せられて今はなきも、一株の彼岸櫻は今に残れり。周圍二抱に餘れるの大本にして枝葉繁茂し、開花の候に至れば、濃艶雲に映じ、芳菲地に満ちて、京都祇園の櫻に優れるものありといふ。

本地は寛永五年より徳川氏代官の支配となり、元祿七年阿部豊後守正喬の領地に移り、文政六年再び徳川代官の支配に歸し、翌七年一橋家の領地となり、同家世襲して同茂榮に至り、明治元年の初めに御料となりて、櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締に移りしも、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て一橋藩の支配に移り、同年十二月二十六日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十四區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月豊島郡第一區十一番組に入り、同八年四月三十日第十大區一小區十一番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第十大區一小區となり、同十二年二月十日豊島郡役所部内となり、同月二十一日第八分區に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第六戸役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。



### 大字今宮

本地は古來豊島郡に屬し、もと驛家郷の内なり、萱野庄或は萱津といひ、後萱野谷と稱し、坊島・如意谷・石丸・白の島・外院と共に其の屬邑にして、伊奈と呼び、分れて芝といひ、更に芝より分れて今宮といひ、萱野谷南組の内なりしも、萬治二年の頃より各自分立するに及び、本地も獨立して今宮村と稱す。字地に内垣内といへるあり。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字西宿に同じ。

### 大字芝

本地は古來豊島郡に屬し、もと驛家郷の内なり、萱野庄或は萱津といひ、後萱野谷と稱し、坊島・如意谷・石丸・白の島・外院と共に其の屬邑にして、伊奈と呼び、分れて芝といひ、西宿・今宮の兩邑を分ち、萱野谷南組の内なりしも、萬治二年の頃より各自分立するに及び、本地も獨立して芝村と稱す。字地に西垣内・内垣内・北垣内・宮の前といへるあり。田圃の小字に五の坪・十の坪と呼べるは、條里制の遺稱ならん。有名なる萱野三平の生れし所なり。

萱野三平諱は重實、涓泉と號す、赤穂四十七士の一人なり。戯曲には早野勘平と變名せり。其の事

蹟は已に多くの書に載せられ、且左に掲記せる墓誌にも見ゆれば、絮説するの要なきも、順序として今其の梗概を記すれば、三平の父重利は徳川氏の麾下大島出羽守義近の家臣なり、世々土地の右族にして、其の先は鎌倉時代より戦國の終に至るまで本地附近一帯の地を領し、重利の高祖父恒時は伊丹城主荒木村重に屬せしが、天正年中荒木氏の亡ぶるに及びて所領を失ひ、慶長年間に至り其の孫恒産初めて大島氏に仕へ、重利に至るまで正に三代を経たり。重利に二男あり、長男重道大島氏に仕へて父の後を襲ぐ、次男は即ち三平にして延寶三年を以て生る。幼にして聰明敏捷、文武の道之に教へて通曉せざるなし。父深く望を屬し、良主を得て祖先の業を興さしめんと欲せしが、其の淺野内匠頭長矩に仕へしは、三平の十三歳となれる貞享四年三月にして、大島出羽守の推舉に依れり。深く長矩に愛せられて出入必ず近侍せしめられ、元祿十四年三月十四日の變ありしときも、長矩に隨ひて城中にあり、しかも變は倉卒に起りて援くること能はざりしかば、切齒扼腕して城中を退きしが、變を國元に告ぐるは差當り其の最も急を要するものなるを以て、直に早水滿堯(藤左衛門)と共に出發せり、蓋し勁健輕捷二人に過ぎたるものなし、是れ此の任に選ばれたる所以ならん。依て二人は夜を日に繼ぎて馳せ、已に四日を経て三月十八日攝津に入り、山崎・芥川・郡山を経て驛路本地を過ぎけるに、衆人三平の家門に集り、將に柩を昇ぎて出でんとす、三平怪みて之を問へば母の柩なるを以て、大に駭きしも、君の大事を報するの途なり、私情を以て一刻を緩うすべからずとて、馬を下りて柩を拜し、復た鞭



を揚げて西に向ひ、十九日赤穂に着して使命を果せり。其の報を得て驚ける一藩上下の人心一致せず、或は依り或は違ひ、榮枯を以て節を二三にするものあり、國老大石良雄深謀遠慮、潔く城地を幕使に附し、長矩の夫人以下舊臣遺士悉く出で、四散せるが中に、三平は深く志を良雄に通じ、堅く心に決する所ありて郷里なる本地に歸り、父の家に入りて初めて母の喪に服し、敬虔謹慎容易に家を出でざりしが、出づれば必ず薄暮よりし、山崎街道を経て山科に潜行せり、山科は則ち良雄の隱栖せる所なり。三平一日決然父に請ふて曰く、願はくは江戸に赴きて新に仕を求めんと、父許さずして曰く予固より汝の志を知る、事成らば汝の節は則ち全からん、然れども老父の一門を奈何せん。老父の一門は復た憂ふるに足らざるも、累を予が主大島家に及ぼすを奈何せん。予の予が君に於けると、汝の汝が君に於けると其の心は一なりと。三平曰く、大人今某を逐ふて家門の籍を除かば、何の累かこれあらん。父曰く、父子は天性なり離るべからざるなり、骨肉を絶ちて禍を防がば、薄俗の所爲として必ず世の嗤笑を招かんのみ、何の効かこれあらんと。之を聞きて三平復いはす。翌年正月十三日の夕一書を裁し、僕をして山科に齎し至らしめ、沐浴して父及び嫂に謁し（兄前道其の主大島伊勢守義也に隨ひ、肥前長崎に出で、不在なり）、往を語り來を談じて、父と嫂を慰め、更深夜己が寢室に入り、其の夜義に依りて自及せり。翌旦辰の刻に至るも屏戸の開かざるを以て、婢僕異みて之を開き、初めて其の東に向ひて自及せるを發見り。父家人を戒めて洩らすなからしめ、近隣には病を以て暴死せりと告げて、倉皇遺骸を葬れり、三平時に年二

十八歳なり。而して前夕遣はせる所の僕は、黎明山科に達して書を良雄に渡しけるに、良雄は披き見て大に驚き、同志を召集して之を示し、讀むもの何れも三平の心事を憫、感奮せざるものなかりしといふ。後四十六士の大事を擧ぐるに及び、特に三平の靈を加へて四十七士となせるは、其の遺書に依りて同志を激勵せしめたるの徳に報じたるものならんといふ。墓は南方千里山の半腹にあり。碑は基石を併て高さ七尺餘、北に向ひて正面に萱野三平墓の五字を刻せらる。其の邸は字内垣内の西國街道南側なる、今の萱野重道氏の邸即ち其れにして、もと壹町四方に餘れる邸地なりしが、世の變遷に伴ひ家運不幸を招きて、本邸は疾くに毀たれ、桑園麥畝となりて今は僅に一棟の門長家を存せり。此門長家は三平の最期を遂げし紀念物なるを以て、先年遺族及び有志に依りて修繕せられ、遺品・遺墨の若干を所藏せらる。中に就て其の姉つやに送りし書簡は左の如くにして、文字にも淺からざりしを思はしむ。大正八年の初めより其の遺跡保存會なるもの發起せられ、會員の入會金及び特志家の寄附金を以て舊蹟を保存し、遺品・遺墨の散佚を防ぎ、且其の事蹟を編纂して出版せんと欲し、今其の進行中にあるは、其の計畫の達成せらるゝ曉には、舊蹟・遺品・遺墨は永遠に保存せられ、三平の誠忠義烈は更に弘く人の知る所となりて、大に世道人心に補益する所あらん。

## 三平墓誌銘

三平名重實、攝津州萱野郷人也、其先出於鎮守府將軍源賴光第六男信濃守國、國房裔孫左京大夫賴益、當建久・正治之間高島攝



津州荳津、號荳津氏、荳津即荳野也、其後恒次食荳野長谷兩郷、邑民謂之荳野君、其後大隅守恒時領三十有七村、賜荒木氏、荒木氏亡而失領邑、恒時子恒孝、恒孝子恒産事大島氏、恒産子恒重、恒重子重利皆食祿、重利有男、長曰重通、三平其次也、三平十三歲時、因大島羽州之言、見内匠頭淺野侯長矩于赤穂城、遂臣事之、東西隨從、元祿十四年三月七、四日、侯有故身亡封絶、三平以勁健輕捷爲衆選、與早水滿堯二人告事于赤穂城、日走數十里、道經荳野過其門、遇人昇輿而出、云荳野重利之妻之極也、三平大駭、方寸内亂、乃慨慨曰、我之此行君事也、吾豈敢稽之也哉、不顧而去、遂達于赤穂城、已而城人四散、三平亦歸于粉里、乃善居母喪、事父克孝、然未嘗忘其君、時大石良雄在京東山科郷、窃會舊僚圖復君讎、初同志者甚衆、依違日減、三平一守其志、金石不渝、日々自荳野而過之以謀厥事、未幾三平自父將東、父曰、吾固知汝之志、將以酬恩報仇耳、設遂其事、老父一門不足恤也、奈累及吾主何、吾之於我君、汝之於汝君、其心一也、三平又白曰、大人今逐某而除籍、何累之有、父曰、父子天性不可離也、汝果行其志、唯比義可也、此餘不復言、三平聞其命而止、明年正月十三日作與良雄書、使一赤脚齋往山科、日既夕矣、乃薰沐澀漱、見父與家人譁笑、更闢而寢矣、明日、卯自辰房戶不開、家人怪而闚之、則東嚮自刺而死、父戒家人深隱之、乃以猝病死告隣里、葬之村外山中、時年二十八、別號清泉、其之大石氏者、寅時到山科、良雄獲書展讀、大感其義、輒召同志、視之、或爲之激動、或爲之泣下、嗟嘆之聲移時而止、蓋與荳野伏劍之時同云、嗣子長好少學于京師、嘗乞伊藤長胤作三平傳、又謁芝山三位重豐、以國語作忠孝記、去歲客冬有携其傳至東都者、祭酒林先生見之、深嘉其忠孝、乃爲序其傳、頃者長好整理其墓、請百拙和尚、大書其姓名于石、囑余銘、余曰嗚呼甚哉人性善也、向讀義人錄、未嘗不流涕感嘆、夫四十六士爲君復讎、雖古烈士夫何以過之、乃讀三平傳記、獨哀其不致違父命齋其志而沒、而不在四十六士之列、雖然三平殺身於前、四十六士捨生於後、成仁取義於此庶幾焉、則何夫怨、宜乎縉紳先生、文以傳也、此不可以不銘、銘曰、

人之爲人 以性命理 性命理何 仁義義矣 仁義用者 忠耳孝耳 違則小人 順則君子 三平忠孝 兩全一死

維石不磷 令名在是

元文五年庚申正月十四日

南湖 堀正修誌  
嗣子 長好 建  
孝孫 重好

風寒古碑邊 壯士去何之 非歌數聲起 千載使人思

塚上多芳草 迎春似有情 山中聞底事 來去幽鳥鳴

三平の書簡

(巻は三平が山田村の母を懐妊し、産むに當りしものなり)

あらたまりぬる春のめでたさ、いつ方もおなじ御事と祝ひ上たてまつり候、まづ、其御ほど御まへさまいよく御そくさい、御家内御かわりなう御とし御かされなされ候中と、めでたく御うれしくそんじたてまつり候、くらばしにても御ふたりさま、まさく御さげんよく御としつもらせられ、かこのにてもみなく御そくさい、おとらさま御かた、こきん様御かた、其外一もんがた、いづれもいよく御ぶし、御とし御かされ候中と、めでたくぞんじまいらせ候、みのにてもただめし御ぶしに候中とぞんじ、こゝ元わたくしいよくつゝがなく、としかされ申候、當としはかれはいたし、ひさしくふみもしんじ不申、御ぶさたのみにて、過る、しかしながら御そくさいのたんは、くらばしよりうけ給りまいらせ候、三郎右衛門さま、りへもんさま御事、ながくの御つとめど、ころ御そくさいにて、しゆびよく御つとめ、どう中御そくさいに御かへりなされ、御同ぜんに御うれしくそんじ、三郎右衛門様には久々にて御目にかかり、御うれしく在り、やがてかわべへ御つき、御そくさい御入なされ候よし、當としも御さううけ給り、おやじさま御事なにかと御事おほく、御つとめなされ候とも、少も御わづらひなく御さげん御つとめ、母人様さむさにも御さわりなく、御くらしなされ候よし、おしつめ候てもおふみ下され、よろこびぞんじ、くれ



の御しまひもあつたときと御しまひ候半のよし、さだめてさやうに御さ候半とさつしたてまつり候、御まへさま御事御つかへもさしおこり不申、くれの御しまひもしゆびよくあそばし候、やがて御さううけ給り候半と相まらり、尙春ふかく可申上候、めでたしかしこ、

しん上

かやのさん平

おつやさま

御人々御中さま

返くもいよくいまにさしからぬさむさにて御さ候へども、御そくさい御とし御くはへなされ候や、くわしくやがて御たより承り候半とぞんじたてまつり候、惣左衛門どのへ外にふみして可申候へども、かへつて御むつかしくおぼしめし候半とぞんじさしひかまらり、よろしく御こころへなされ可下さる候、以上、

淨圓寺

淨圓寺は字内垣内にあり、芥子山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。白井吾良左衛門といへるもの天正十九年本願寺顯如法主の徒弟となり、超觀と法名し、元和元年二月檀徒の協力を以て創立し、寛永九年二月道空之を再建せり。境内は壹百九拾八坪を有し、本堂・庫裏・書院・土藏・藥醫門を存す。

善福寺

善福寺は同字にあり、護念山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。往時本地の南なる溪川の邊に觀音堂といへる一小宇あり、年久くし一將に壞敗せんとしけるを、本願寺蓮如主の徒弟淨誓念佛弘通の爲め本地に留錫するに際し、文明五年其の舊堂を再建して阿彌陀佛を安置せしもの

正願寺

即ち當寺の起原なり。然るに同六年水害に遇ひて當所に移轉し、寶永四年檀徒の協力をて之を再建せり。境内は貳百七拾六坪を有し、本堂・庫裏・土藏・藥醫門を存す。正願寺は字北垣内にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。もと天台宗なりしが、文明五年三月教信なるもの本願寺蓮如法主の徒弟となりて轉宗し、弘化元年檀徒協力して之を再建せり。境内は壹百參拾七坪を有し、本堂・庫裏・座敷を存す。本地の領主及び區畫の變遷は、大字西宿に同じ。

大字 稻

本地は古來豊島郡に屬し、もと驛家郷の内なり、萱野庄或は萱津といひ、後萱野谷と稱し、坊島・如意谷・石丸・白の島・外院と共に其の屬邑にして、伊奈と呼び、芝を分ち、寛永年間分れて東稻・西稻となり、各萱野谷南組の内なりしも、萬治二年の頃より各自分立するに及び、獨立して東稻村・西稻村と稱し、明治十六年四月合併して稻村と稱す。字地に稻田・當田・中垣内・宮の前といへるあり。舊郷名は和名抄に「豊島郡驛家郷」と載せ、延喜式に「攝津國草野驛」と見ゆる草野驛のありし所にして、郷名も是れより起りしものならん。攝津志には「草野驛、草或作萱、在萱野谷西稻村」と記せり。驛は西國街道に沿へる舊西稻村にありしものなるべし。村名の稻は伊奈の換用にして、本地附近は猪







年四月一日豊能郡に屬す。

### 大字 柴原

本地は古來豊島郡に屬し、もと餘戸郷の内なり、嘉祿元年の頃より櫻井莊といひ、後櫻井谷と稱し、内田・小路・刀根山・野畑と共に其の屬邑たりしが、延徳年間より各自分立するに及び、本地も獨立して柴原村と稱す。柴原は一に芝原に作る。字地に桃木谷・天神前・門の介といへるあり。

安樂寺

安樂寺は字見徳山にあり、見徳山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。永祿年中荒木村重の兵亂に堂宇焼失し、正保元年僧國譽離念なるもの之を再建せり。境内は壹百六拾參坪を有し、本堂・庫裏・土藏・藥醫門を存す。外に地藏堂あり。

本地は寛永二年より阿部備中守正次の領地たりしが、正保四年安部攝津守信盛の領地となり、村高參百拾五石五斗五升貳合は同氏世襲して同信發に至り、明治二年六月上地せり、依て半原藩の支配に移り、同四年七月十四日半原縣に屬し、同年十一月十五日額田縣の當分管轄に轉じ、同月二十日大阪府の管轄となる。又本石高の外なる拾五石八斗九升(餘所)は徳川氏代官の支配たりしが、同代官繼承して齋藤六藏に至り、明治元年の初め新に御領となりて、櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締に移り、同年三月一日兵庫裁判所の支配に換り、同年五月二十三日大阪府司農局の支配に歸し、同年七月北司農

局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に移り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年十一月二十日大阪府の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月豊島郡第二區四番組に入り、同八年四月三十日第十大區二小區四番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第十大區二小區となり、同十二年二月十日豊島郡役所部内となり、同月二十一日第十三分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第七戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字 内田

本地は古來豊島郡に屬し、もと餘戸郷の内なり、嘉祿元年の頃より櫻井莊といひ、後櫻井谷と稱し、柴原・小路・刀根山・野畑と共に其の屬邑たりしが、延徳年間より各自分立するに及び、本地も獨立して内田村と稱す。内田は一に打田に作る。字地に東垣内・上垣内・橋西といへるあり。

北方に一山の瘤起して、大字柴原・同南刀根山・同北刀根山・北豊島村大字玉坂より熊野田村の西南を縈紆し、其の脈は更に蜿蜒して三島郡新田村大字上新田に至れるものは即ち千里山にして、一に寢山の名あり。山は甚だ高からざれども、盤旋起伏して數里に及び。九十九溪あり、今一を闕きて百に足らず、足りなば虎伏す野邊とならんと樵夫の諷へる所にして、山名は其の廣大なるより稱せしもの

千里山  
(餘所)



ならん。待兼山・邂逅山・島熊山等は皆其脈中にあるものにして、佳景勝區尠からず。然れども一部の稱は其所屬地に就て記し、今は寢山の全部についての古詠を掲げん。

家 集 秋の野をれ山の曙にわけなして袖に片しくさを鹿の聲 寂蓮法師

摘 題 秋にも夜の錦はあるものをれやまのよそに時雨すくたり 慈 鎮

明月香弄集 朝戸あけて軒はの岡の時鳥おのかれ山も今やたぐらん 雅 經

夫 木 連れて行く寢山もしらす白鳥のさきの世も憂き身の契かな 藤原行家

地藏院

地藏院は字橋西にあり、寶樹山と號し、曹洞宗大廣寺末にして地藏菩薩を本尊とす。天正元年大廣寺八世明仙の弟子大圓の創立なり。文久三年正宗なるもの檀徒と協力して之を再建せり。境内は貳百四拾壹坪を有し、本堂兼庫裏・土藏・藥醫門を存す。外に觀音堂あり。

本地村高は壹百七拾五石四斗六升六合にして、外に四拾九石七斗參合(給所開)あり、領主及び區畫の變遷は、大字柴原に同じ。

大字 小路

本地は古來豊島郡に屬し、もと餘戸郷の内なり、嘉祿元年の頃より櫻井莊といひ、後櫻井谷と稱し、柴原・内田・刀根山・野畑と共に其の屬邑たりしが、延徳年間より各自分立するに及び、本地も獨立

見龍寺

して小路村と稱す。字地に北大道・本郷・南本郷・上垣内といへるあり。

見龍寺は字日照山にあり、照月山と號し、曹洞宗大廣寺末にして觀世音菩薩を本尊とす。創立の年月は詳ならず。もと字照月にありしが、其地は僻地にして不便なりしを以て、明治十三年七月二十六日當所に移轉せり。境内は壹百五拾六坪を有し、本堂・鐘樓を存す。

本地村高は貳百貳拾六石六升九合にして、外に貳拾壹石參升四合(給所開)あり、其の領主及び區畫の變遷は、大字柴原に同じ。

大字 南刀根山

本地は古來豊島郡に屬し、もと餘戸郷の内なり、嘉祿元年の頃より櫻井莊といひ、後櫻井谷と稱し、柴原・内田・小路・野畑と共に其の屬邑たりしが、延徳年間より各自分立するに及び、本地も獨立して刀根山村と稱し、弘治年間分れて南刀根山・北刀根山の兩村となれり、本地は其の一なり。字地に北垣内といへるあり。

梅林庵は字北垣内にあり、玉寶山と號し、曹洞宗大廣寺末にして聖觀世音を本尊とす。文祿二年玉室洞琳の創立にして、大廣寺八世明仙を請じて開基と爲し、文政十三年二月六世圓成之を再建せり。境内は參百貳拾七坪を有し、本堂・庫裏・土藏を存す。

梅林庵



刀根山堡の  
址

刀根山堡の址は東北にあり、周圍凡八町に亘れる所にして、地形は自ら高く、耕地或は宅地となれ  
るも、矢倉の下・東門口等の字地を存す。天正六年織田信長の荒木村重を退治せるに際し、稻葉彦六  
郎・氏家左京亮・安藤平左衛門の據りて在番せし所なり。

本地村高は貳百五拾九石九斗九合にして、外に貳石貳斗參升(給所)あり、其の領主及び區畫の變遷  
は、大字柴原に同じ。

### 大字北刀根山

本地は古來豊島郡に屬し、もと餘戸郷の内なり、嘉祿元年の頃より櫻井莊といひ、後櫻井谷と稱し、  
柴原・内田・小路・野畑と共に其の屬邑たりしが、延徳年間より各自分立するに及び、本地も獨立し  
て刀根山村と稱し、弘治年間分れて南刀根山・北刀根山の兩村となれり、本地は其の一なり。字地に  
北谷・下坊といへるあり。

常樂寺は字下坊にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。貞治二年二月存覺上人の開基  
なり。もと豊島庄にありしが、長祿三年當所に移轉し、寛正三年再建し、文政十年に至りて更に再建  
せり。境内は壹千四百貳拾八坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・土藏・鐘樓堂・太鼓樓・藥醫門を  
存す。塔中に左の二ヶ寺あり。

常樂寺

正安寺

萬行寺

正安寺は本村の住人山口與左衛門なるもの蓮如法主の直弟となり、常樂寺門外に一字を建て、六  
世道譽に至り常樂寺の準賢律師に歸依して同寺内に移り、元和九年再建せり。本堂・庫裏・土藏・  
藥醫門を存す。

萬行寺は淨海の開基なり、淨海は俗姓麻田氏にして本願寺の家臣なりしが、貞治二年二月存覺上  
人の豊島庄に常樂寺を創建せしとき、其境内に草庵を營み、長祿三年常樂寺に従ひて移り、元祿  
五年正月檀徒の協力に依りて再建せり。本堂・庫裏・土藏・藥醫門を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字柴原の給所開を除きたるものに同じ。

### 大字野畑

本地は古來豊島郡に屬し、もと餘戸郷の内なり、嘉祿元年の頃より櫻井莊といひ、後櫻井谷と稱し、  
柴原・内田・小路・刀根山と共に其の屬邑なりしが、延徳年間より各自分立するに及び、本地も獨立  
して野畑村と稱す。字地に鎮守ヶ本・北垣内・中垣内・南垣内といへるあり。櫻井莊又は櫻井谷の稱  
は春日神社の境内に櫻井のあるより起りしものなりといふ。

春日神社は西方字宮山にあり、天兒屋根命・比賣大神・武甕槌命・伊波比主命を祀れり。創建の年  
月は詳ならず。社記に依れば、仁明天皇の承和二年に社殿の修繕を爲し、延元三年兵火に罹りて社頭

春日神社



悉く烏有と化し、假殿に神璽を奉齋し來りしも、文明十五年六月十二日社殿を再建して遷座し奉り、社殿は壯觀を極めたりしが、永正六年足利義植に從來の社領壹百五拾貳石を半減せられ、世は兵亂相踵ぎければ、社領漸次荒廢に傾き、天正六年織田信長の伊丹城主荒木村重を討つに及び、社殿其の他悉く焼失し、社領七拾六石も沒收せられ、同八年に至り一時四方に離散したる氏子の復歸せる者相謀り、僅に假殿を造りて神靈を鎮祭したるに、降て安部攝津守の領地となり、其の陣屋は境外近くに設けられ、當社再建に着手し、慶安三年九月十二日竣成して遷座し奉り、爾後同家歴代の尊崇厚く、石燈籠及び華表を建設し、什物を奉納し、且山林の保護等鄭重なりし爲め、漸く整ひて社觀を呈せしもの即ち現在の神祠是れなり。明治五年村社に列し、同四十年二月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同四十年六月十七日大字柴原字天神山の無格社天神社(菅原道真)・大字小路字奥殿垣内の同神明社(天照大神)を合祀せり。境内は五百貳拾貳坪を有し、社殿は丘阜を負ひて南面し、石礎數十級の上において、拜殿・神樂所・土藏・社務所を存す。末社に天神社・稻荷神社・山神社・藥師神社あり。氏地は本村全部にして、例祭は十月十二日、夏祭は七月十二日なり。

櫻井

櫻井は同社境内にあり、一に藥師水の名あり、傍に藥師堂のありしより起れる稱ならん。天正以前は浴室を設け、水を汲みて温湯となし、病者の來浴するもの群を爲せしといふ。天正の兵變後は來浴する者跡を絶ちしも、清水は今も尚滾々湧出して潺々と流れ、夏時近村の飲用に供せらる。井側に古

報恩寺

くより老櫻一株ありて、九重櫻と呼びしが、既に枯死してなきも、井名は是れより起り、櫻井谷の名も亦是れに因めりといふ。

報恩寺は字下坊にあり、甘露山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天平年中僧正行基の開創と傳へ、初めは金錢寺といへる巨刹にして、其の後一たび廢絶に歸せしを、貞治年間村民學て眞宗に歸屬し、其の寺跡に念佛道場を設けて金錢寺道場と呼びしが、天正中兵變に罹りて復た烏有に歸しけるを、後楠餘左衛門正秀なるもの剃髮して玄可と法名し、文祿三年小堂を建立して今の寺名に改め、中興の祖たりしが、正徳元年十一月舞馬の災に遇ひて焦土と化し、同四年正月僧了專之を再建し、明治十四年五月六日字南垣内より當所に移轉せり。境内は六百貳拾貳坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・藥醫門を存す。

安部攝津守陣屋の址  
太鼓塚

安部攝津守陣屋の址は南垣内にあり、今は田圃となりて何等認むべきものなし。

人類學會雜誌

櫻井谷村大字野畑に太鼓塚あり、一陶棺を掘出せり、高さ一尺六寸二分・幅一尺五寸・長さ四尺七寸五分にして、兩側に六個宛の小穴あり、足は八本宛二行に付けり、内部の周圍に波紋を滿す、蓋は高さ五寸七分・長さ四尺七寸七分・幅一尺四寸二分にして、裏僅に波紋あり、蓋の横に各一個の穴あり、此穴に小蓋あり、其の徑三寸三分なり、

本地村高は貳百四拾參石九斗八升六合六勺にして、外に參拾八石七斗六升七合(開所)あり、其の領



主及び區畫の變遷は、大字柴原に同じ。

前各大字に分割するを得ざる舊石高あり、即ち柴原・内田・小路・野畑・南刀根山・北刀根山にて拾石六斗貳合、及び櫻井谷惣作とて拾貳石八斗參合、計貳拾參石四斗五合(給所開)は徳川氏代官の支配たりしが、同代官繼承して齋藤六藏に至り、明治元年の初め新に御料となりて、櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締に移り、同年三月一日兵庫裁判所の支配に移り、同年五月二十三日大阪府司農局の支配に歸し、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年十一月二十日大阪府の管轄となれり。

大字	石高	明治九年改正		町制施行		町村制施行	
		有租地	反別	町制施行	町村制施行	町制施行	町村制施行
柴原	三三・四二	五・六六	二七	三三・五三	二六		
内田	二五・六九	五・五〇	二六	六・三三	二五		
小路	二四・一〇	六・六〇	二六	六・〇〇	三〇		
南刀根山	二六・三九	九・九〇	二二	五・八三	二八		
北刀根山	一・八	三・六三	一五	三・〇〇	一七		
野畑	二二・五六	一七・六三	四四	一七・七六	四六		
計	一・四八三	五六・四二五	一五四	五七・五〇五	一六四七		一、八七

櫻井谷惣作

計

### 第八項 北豊島村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、神田村・西市場村・東市場村・井口堂村・野村・玉坂村・中之島村・北轟木村・北今在家村・宮の前村・石橋村の十一ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は豊島郡の北方に位置せるに依り、其の意を探りて北豊島村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて豊島郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日豊能郡に屬す。

### 大字神田

本地は古來豊島郡に屬し、もと秦下郷の内にして、一に神田郷とも呼びしが、後神田村と稱す。字地に宮の原・上田・北神田・菅井・脇塚・川原島・中の島といへるあり、攝津志村里の條に「神田屬邑七」と見ゆるは、此の字地を指せるものならん。北は池田町に接し、東西南の三面は廣潤にして田圃相連り、猪名川の清流は西端を環流せり。



素盞鳴尊神社

素盞鳴尊神社は西北字宮の東にあり、速素盞鳴尊を祀れり。圓融天皇の天元元年の創建なり。天正七年十月織田氏の伊丹城主荒木村重討伐の兵火に罹りて社殿焼失し、慶長十五年九月十六日池田備後守光重之を再建せり。牛頭天王と稱し、本地の産土神なり。明治五年村社に列し、同四十年六月十七日字イヨ田の無格社春日神社(春日大神)・字小西の同九頭神社(大蛇神)を合併して境内に移し、同四十一年十二月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同四十二年三月九日大字北今在家字駒の森の村社十二神社(天神七代)を本殿に合祀せり。境内は壹千四拾坪を有し、本殿・幣殿・拜殿・寶庫・社務所を存し、末社に皇大神社・天満神社・熊野神社・八幡神社・蛭子神社あり。氏地は合祀の爲め大字西市場・同北今在家・同北壽木を加へて四大字となる。例祭は十月二十二日、夏祭は七月十五日なり。

夫 木

千早振神田の村の稻なれば月日とともに久しかるへし

匡

房

常福寺

常福寺は字ヘラジにあり、清光山神田院と號し、眞言宗高野派金剛峯寺末にして千手觀世音を本尊とす。天平三年僧正行基の草創に係り、後一條天皇の長徳四年勅願所となるに及びて、初めて清光山常福寺の號を賜へり。承保二年源頼義勅を奉じ、鎌倉權五郎景政に命じて堂宇を修補し、正安三年北條貞時も亦勅命に依り清原清忠を使として修理せしめしが、降て天正七年十月兵燹に罹りて佛閣僧坊悉く烏有に歸し、慶長十一年正月池田光重の再建せしもの即ち現在の堂宇なり。もと塔中に玉藏院・珠徳院・西福院の三院ありしが、玉藏院は明治三十七年八月卅一日越後國新潟市に移り、珠徳院と西

法傳寺

福院は同四十一年二月二十五日當寺に合併せられて今はなし。境内は壹千壹百四拾坪を有し、本堂・庫裏・會堂・納家・寶藏・土藏・南樂醫門・北樂醫門を存す。外に阿彌陀堂・大師堂あり。寺寶中筆者不詳の涅槃像繪畫壹幅は鑑査狀附なり。

法傳寺は字小西にあり、當會山令聲院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。傳譽願故和尚の開基なり。寛永十八年焼失し、萬治元年水害に罹りて記録を流失しければ、寺歴を知るに由なし。境内は貳百貳拾坪を有し、本堂・庫裏・玄關・鐘樓・樂醫門を存す。外に觀音堂あり。

法正寺

法正寺は字丸山にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百拾參坪を有し、本堂・庫裏を存す。

神田堡の址

神田堡の址は東方字菅井にあり、今は田圃又は宅地と變じて何等の認むべきものなく、其の一部に城垣内の稱を存するのみ。堡は天正年中池田城主池田勝政の臣池田備後守の守りし所にして、勝政の池田を退くに及び、織田信長に屬して此に居しも、慶長九年三月十八日逝きて墟となる。

御 塚

北方田圃の間に孤立せる一堆の丘あり、里民は高貴の墳塋なりとて尊敬し、御塚と呼べり。廣さ壹百四拾六坪にして、老椋一株盤舞せり。

本地村高壹千壹百四拾九石六斗七合の内、壹千四拾八石參斗八升貳合は寛永元年より徳川氏代官の



支配たりしも、同十一年仙洞御所の御料に移りて五味備前守之を支配し、其の壹百壹石貳斗貳升五合は寛永年間より麾下船越駿河守の采地たりしが、仙洞御所の御料は萬治二年の頃より再び徳川代官の支配に歸し、元祿七年阿部豊後守正喬の領地に轉じ、文政六年三たび徳川代官の支配に歸し、同七年更に一橋家の領地となり、同氏世襲して同茂榮に至り、明治元年の初の新に御料となりて、櫻井遠江守・九鬼長門守の常分取締に移りしも、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月土地せり、依て一橋藩の支配に移り、同年十二月二十六日兵庫縣の管轄に轉ず。又船越氏の采地は同氏世襲して同柳之助に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉ず。是に於て全村同一管治に歸し、同四年八月同縣第三十四區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月豊島郡第二區一番組に入り、同八年四月三十日第十大區二小區一番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第十大區二小區となり、同十二年二月十日豊島郡役所部内となり、同月二十一日第九分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第八戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字西市場

本地は古來豊島郡に屬し、もと豊島郷の内にして西市場村と稱す。字地に垣内といへるあり。舊郷名は和名抄に「豊島郡豊島郷」と載せ、古事記神武天皇の段に、「日子八井命者、茨田連・手島連之祖」と見え、姓氏錄攝津國皇別に「豊島連、多朝臣同祖、彦八井耳命之後也」と見ゆれば、豊島連の居りし所ならん。郷は郡名と其名を同うす、蓋し郡家の地にして、郡家のありし所は本地又は大字玉坂ならんといふ。四境平衍にして西國街道は近く南方大字北轟木・同北今在家を通り、箕面川は東方大字東市場より來り、南端を環流して西南大字北今在家に入り。川の磯に當れる本地附近は、謂ゆる豊島河原ならんか。河原は延元元年官軍の足利尊氏の敗兵を追撃せし古戰場にして、事は載せて太平記に詳なり。(箕面村大字瀬川の古戰場參看)

西市場城の址は中央にあり、東西壹百貳間・南北八拾七間・周回六町拾八間の地にして、今は田圃となり、土壇石壁の見るべきものなきも、地形稍堆く、西南北の三面に水田を繞らして溝渠の狀を爲し、里民は呼んで堀といへり、蓋し濠址ならん。城は觀應年間瓦林越後守の據りし所なるも、興廢の緒由等は詳ならず。

豊島冠者の宅址は西南にあり、東西四拾間・南北參拾間許の所にして、西南北の三面に濠渠を繞らし、土壇僅に存して自ら一廓を爲し、今は半田藤となれり。冠者姓は源氏、當國の住人にして此に家し、世の平族の掌握に歸して源氏の落魄其の極に達せし時は、平家に屈從したりしも、以仁王の令旨

豊島冠者の宅址

西市場城の址

豊島河原



一たび出で、頼朝の旗を東國に翻すに及び、直に平家に叛きて關東に奔り、諸所に轉戦して其の功渺からず、後義經の頼朝と事を構ふるに至りては、義經を苦め、力を極めて頼朝の爲めに盡せしといふ。

源平盛衰記

二十三日(四年)に攝津國源氏豊島郡住人豊島冠者、俄に東國へ落る由聞えけり、入道(頼朝)の謂けるは、哀兼て聞たりせば、よめてまじ、妬きもの哉と、くつめとも力なし、

東

鑑 文治元年十一月五日甲申、今日豫洲至河尻之處、攝津國源氏多田藏人大夫行綱・豊島冠者等、遮河途射發矢石、豫洲懸敗之間、不能挑戰、然而豫洲勢以零落所殘勢不幾云々、

五

海 文治元年十一月八日、傳聞義經・行家等、去五日夜乘船宿大物邊、追行之武士等寄宿近邊在家、平島冠者并其家等、宿等宿大物邊云々

本地は元和年間より徳川氏麾下の采地たりしが、寛永年間廢下船越駿河守の采地となり、同氏世襲して同柳之助に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十四區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して其後の區畫の變遷は、大字東市場に同じ。

大字東市場

本地は古來豊島郡に屬し、もと豊島郷の内にして東市場村と稱す。字地に垣内といへるあり。

正國寺

正國寺は字垣内にあり、梅谷山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地住人照内喜兵衛なるもの、川邊郡小坂田村井上山正智寺七世正西に歸依して教西と法名し、正保元年正月當寺を創立せり。境内は壹百八拾坪を有し、本堂・庫裏・土藏・藥醫門を存す。

本地は元和年間より青本民部少輔一重の領地となり、同氏世襲して同民部少輔重義に至り、明治二年六月土地せり、依て麻田藩の支配に移り、同四年七月十四日麻田縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月豊島郡第二區二番組に入り、同八年四月三十日第十大區二小區二番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第十大區二小區となり、同十二年二月十日豊島郡役所部内となり、同月二十一日第十分畫に屬し、同十三年七月二日野村・西市場村・玉坂村・井口堂村・東今在家村・西今在家村・轟木村・宮の前村・中之島村・石橋村・産所村と十二ヶ村聯合し、同十七年七月一日第八戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字井口堂

本地は古來豊島郡に屬し、もと豊島郷の内にして井口堂村と稱す。字地に新家・畑中・井口堂といへるあり。攝津志村里の條に「井口堂廳邑」と記せるは、此の字地の内の新家を指せるものならん。



十王寺

十王寺は字十王堂にあり、延命山と號し、曹洞宗永平寺總持寺南末にして地藏菩薩を本尊とす。創立の年月は詳ならず。文化九年七月桂芳の再建なり。境内は壹百拾五坪を有し、本堂兼庫裏を存す。

二子塚

二子塚は北方字東中野にあり、東西貳拾六間・南北拾五間・高八間にして、東西の二窟あり、故に此の名あり。然れども一は已に破壊し、一は入口參尺・窟内方五尺にして大石を以て疊積せり。高貴の墳なりと傳ふれども、其の緣由は詳ならず。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字東市場に同じ。

大字野

本地は古來豊島郡に屬し、もと秦下郷の内にして野村と稱す。字地に垣添・南上といへるあり。本地の領主及び區畫の變遷は、大字東市場に同じ。

大字玉坂

本地は古來豊島郡に屬し、もと豊島郷の内にして玉坂村と稱し、玉坂里と呼べり。字地に垣添といへるあり。南西北の三面は平衍にして、西國街道は中央を洞通し、東方に千里山を負ひ、山に玉坂山(一に源近山或は適逢山に作る)・待兼山等の名あり、水に待兼川の稱あり。古來著名の地にして古詠多く、人口に膾炙

せるもの少からず。

播磨名所圖會

待兼川は玉坂村の東にあり、むかし玉坂里に容顏麗き女ありけり、近隣の里より男戀慕ひ、夜毎に山を越て通ひわりなき中となる、ある夜かの男疑ふ心ありて、垣の外にしのんで伺ひけるを、女しらず、待兼の時うつりぬるを悲しく思ひて、かくなん讀みける、

待くれてうつゝに見えし面影の夢もつれなき山風の音

男みそかに聞てなをも互の思ひふかく、人目も耻ずかよひければ、世の人の嘲りとなりぬ、これをふたりともうらめしく思ひて、終に麓の川へ身を投げ空しくなる、今は川の名に昔を遺す、

源平盛衰記

薩摩守忠度も源氏も未だ寄せざりければ(一の字)、能隙と覺して攝津國名にしおふ名所くを巡見給ふ、山には玉坂山・石馬山・待兼山をも見給けり、河には玉川・三島・稻荷・芥河とかや、江には三島江・住江・堀江・玉江・難波江、浦には須磨浦・長井浦・蓋蓬浦、森には生田森・てくらの森、橋には長柄橋、島には砥島・豊島・田養島、里には長井里・玉川里、此に移り彼に渡り見給ふ中にも、難波浦こそ古の事思ひ出しつゝ哀なれ、

枕草紙

山は待兼山、たまさか山、

萬代

津の國たまさかといふ所に住わたりければ、兵部卿親王元良通はすなりにければ、いひつかしける

讀人しらす

てしまなる名を玉坂の灘邊に思ひ出てゝも哀れといはなん

家集

昔かたがひ侍りし人の年比ありてあひ侍る、津の國たまさかと云ふ處にあるに、鈴



虫の鳴きけるに

邂逅に今日ちひみれと鈴虫は昔なからの聲きこゆる

六帖

津の國の待かれ山の呼子鳥なけと今といふ人もなし

讀人しらす

新古今

夜を重ね待兼山のほと、きす雲井のよそに一聲そきく

周防内侍

堀川百首

夜もすから待兼山に鳴鹿は醜氣にやは聲を立つらん

源俊頼

夫木

夜もすからたまりてつる涙かなこやまぢの山川の水

同

同

ほと、きす待兼山の一聲は聞くにつけても怨めしき哉

顯昭

同

時鳥幾夜くをまたせつ、玉坂山に鳴き渡るらん

忠隆

同

來ぬ人を待兼山のほと、きす傾く月のかけに啼くなり

後鳥羽院

拾玉

今はた、空たのめにもこりぬとや待兼山の峯のしひ柴

慈鎮

同

おひ見てもまた待つほととの久しきは玉坂山になく時鳥

同

詞苑

來ぬ人を待ちかれ山の呼子鳥おなし心に哀れとてきく

太皇太后宮肥後

續後拾遺

明るまで待兼山の時鳥今日も聞かてや暮れんとすらん

藤原朝綱

漫吟

こぬ人を待兼山の栗にもいはほととなりて我やぬれなん

契冲

千首

色みえて心よわしや木からしを待兼山に聴きみちらは

宵柏

六百番

かたらひしわか戀妻やほと、きす邂逅に聲のほのめく

顯昭

本地の領主及び區畫の變遷は、大字東市場に同じ。

### 大字中之島

正光寺

本地は古來豊島郡に屬し、もと豊島郷の内にして中之島村と稱す。字地に寺の前といへるあり。

正光寺は字寺の前にあり、東光と號し、眞宗西本願寺末して阿彌陀佛を本尊とす。奥田藤兵衛

なるもの寛永年間本願寺准如法主の直弟となりて創立し、享和三年七月の洪水に流失し、文化六年正

月九世義旭檀家と協力して之を再建せり。境内は壹百九拾壹坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。

北方箕面川の邊に中言と呼べる所あり、里俗は傳へて菅原峯嗣の宅址なりといふ。今は田圃竹林

相接して、其の宅址たるを認め難し。もと其の南に當りて休息石と呼べる一の天然石ありしが、今は

移されて正光寺の境内にあり。蓋し峯嗣に關係あるものならん。峯のことは三代實錄に詳なり、左

に之を抄記せん。

菅原峯嗣の宅址

三代實錄

貞觀十二年三月三十日壬午、散位從五位上菅原朝臣峯嗣卒、(中略)峯繼侍淳和院、奉太后御藥湯方之事、由是遷爲播磨

介、以近部亦係其貝也、仁壽元年加從五位上、天安二年爲典藥頭、貞觀五年自謝老出爲攝津權守、退居豊島郡山莊、灌漑養生不

交流俗、十年改出雲姓爲管原、以土師・出雲同祖也、卒時年七十八、峯嗣不墜皇治必効、菅奉勅與諸名醫共撰定今關方、ヲ針及

之所加多方法之外、後進之備至今稱妙焉。

本地は元和年間より青木民部少輔一重の領地となり、同氏世襲して同重義に至り、明治二年六月上



地せり、依て麻田藩の支配に移り、同四年七月十四日麻田縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月豊島郡第二區三番組に入り、同八年四月三十日第十大區二小區三番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第十大區二小區となり、同十二年二月十日豊島郡役所部内となり、同月二十一日第十分畫に屬し、同十三年七月二日野村・西市場村・東市場村・玉坂村・井口堂村・東今在家村・西今在家村・轟木村・宮前村・石橋村・産所村と十二ヶ村聯合し、同十七年七月一日第八戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字北轟木

本地は古來豊島郡に屬し、もと豊島郷の内にして轟村と稱し、後轟木の文字に改む。然るに今の豊中村大字南轟木も轟木村と稱し、同郡内にて同名の二ヶ村あり、往々行違を生ずることあるを以て、明治十五年五月北轟木村と改稱せらる。字地に北垣内・新溝開・物小路・南垣内・東垣内といへるあり。順正寺は字北垣内にあり、半鹿山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。明九年順了なる者の創立なり。其の後堂宇大破せしを以て、慶安四年六 順以檀徒と協力して之を再建せり。境内は貳百九坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・藥醫門を存す。

順正寺

本地の領主及び區畫の變遷は、大字中之島に同じ。

### 大字北今在家

本地は古來豊島郡に屬し、もと豊島郷の内にして東今在家・西今在家の二ヶ村なりしも、明治十三年八月合併して今在家村と稱せしに、今の南豊島村大字南今在家も今在家村と稱し、同郡内にて同名の二ヶ村あり、往々行違を生ずることあるを以て、明治十五年五月北今在家村と改稱せらる。字地に宮西・北の垣内・北東垣内・北西垣内・南東垣内・南西垣内といへるあり。明治八年十月境界畫定の爲め、舊西今在家字下河原の壹町五反壹畝九歩は兵庫縣川邊郡下河原村字今在家に轉出し、同時に同郡同村同字の壹町參畝九歩を同西今在家に編入せらる。

正福寺は字南西垣内にあり、天興山と號し、曹洞宗永平寺末にして十一面觀世音を本尊とす。創立の年月は詳ならず。安永九年火災に罹りて焼失し、安政二年住職聯芳の時、菟原郡御影村加納治郎作・同作之助の協力に依りて再建せり。境内は六拾八坪を有し、本堂兼庫裏・藥醫門を存す。

西寶寺は字北の垣内にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。鶉川市兵衛本願寺良如法主に歸依して玄如と法名し、寛永四年三月創立し、文政五年三月檀徒協力して再建せり。境内は壹百六坪を有し、本堂・庫裏を存す。

正福寺

西寶寺



受樂寺

受樂寺は字西垣内にあり、龍華山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地住人稻津太一郎なるもの本願寺顯如法主に歸依し、薙髮して淨明と法名し、天正元年三月創立し、安永八年二月十世福玉檀家と協力して之を再建せり。境内は貳百八拾壹坪を有し、本堂・庫裏を存す。

今在家堡址

今在家堡の址は西百にあり、城の内及び城が淵と呼べる字地の所其れならんといふ。今は耕地或は藪地となりて何等の認むべきものなし。傳へいふ、天正年中池田氏の保ちし所なりと。

辨慶泉

辨慶泉は東北字北の垣内にあり、周圍四拾餘間の小池にして麗水湧出し、灌溉の利少からず。里傳に依れば、文治年中義經平氏追討の途次、辨慶此の泉に渴を醫して、大に其の甘美を賞せしといふ。

本地村高六百五拾壹石貳斗五升六合の内、參百九拾貳石貳斗壹升六合は元和年間より青木民部少輔一重の領地となり、其の貳百五拾九石四升は寛永年間より麾下船越駿河守の采地となり、船越氏の采地は船越伊豫守に至り、寛文十年其の四拾九石五斗七升を宗家に止の、殘高貳百九石四斗七升は次男麾下船越三郎四郎の采地となりしが、青木氏領は同氏世襲して同重義に至り、明治二年六月上地せり、依て麻田藩の支配に移り、同四年七月十四日麻田縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。又兩船越氏の采地も各世襲し、船越伊豫守の後は同柳之助・船越三郎四郎の後は同主水に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて共に大阪府司農局の支配に移り、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十四區に編入せら

れ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。是に於て全村同一管治に歸せり。而して其の後の區畫の變遷は、大字中之島に同じ。

### 大字宮の前

本地は古來豊島郡に屬し、もと豊島郷の内にして宮の前村と稱す。村名は住吉神社の鎮座あるより起りしものならん。

住吉神社

住吉神社は字宮の前の龜の森にあり、表筒男命・中筒男命・底筒男命・神功皇后を祀れり。社記に依れば、光仁天皇寶龜元年の鎮座にして、後奈良天皇の大永六年二月十日社殿を造營し、正親町天皇の天正年間兵燹に罹りて社殿記録等悉く焼失し、後青木氏の麻田領主たるに及び、當社を守護神と仰ぎて社領を寄せ、寛永年間社殿を新築し、明和三年四月二十二日更に社殿を改造せり、現在の社殿即ち是れなり。本地及び大字石橋・同玉坂・同中之島・同東市場・同井口堂・同野・麻田村大字麻田の産土神にして、明治五年村社に列し、同四十年二月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同年七月五日大字石橋字垣内の無格社嚴島神社（市杵島）・同大字石橋（舊産）字垣内畑の同八幡神社（應神）・大字野字垣添の同荒神社（奥津彦神・奥津姫神・事代主神・産靈神・猿田彦神）・麻田村大字麻田字御上村の同皇大神社（天照皇大神・應神）・同村同大字々天王山の同八阪神社（速表蓋）、同四十一年六月十七日大字東市場字川西の同天神社（菅原）を合祀せり。境内は



參千壹百參拾貳坪を有し、樹木鬱蒼せり。本殿の外に幣殿・拜殿・社務所を存す。末社に皇大神社・稻荷神社あり。例祭は十月二十日にして、夏祭は八月四日に行はる。本地の領主及び區畫の變遷は、大字中之島に同じ。

### 大字 石橋

本地は古來豊島郡に屬し、もと豊島郷の内にして石橋村・産所村の二ヶ村なりしが、明治二十年十二月合併して石橋村と稱す。字地に垣内・南垣内・東垣内・屋敷といへるあり。千里山の西にありて三面廣潤平衝、京街道・能勢街道等縦横に通じ、且阪神急行電鐵箕面線の分岐點に當りて、四通八達の要地を爲せり。

萬福寺は字地蔵邊にあり、天照山と號し、黄檗宗萬福寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。もと字屋敷畑にありしが、大正二年四月五日當所に移轉す。貞享三年大坂の人關宗の創立、天保九年八世徹笑の再建なり。明治四十四年八月大阪市北區上福島三丁目黄檗宗貞永庵を合併す。貞永庵は其の創立年月詳ならざれども、其の荒廢せしを正徳五年西成郡下三番村に再興し、黄檗の徳胤和尚を請じて開山と爲し、明治十四年六月二十四日同所に移りしものなり。境内は參百五拾壹坪を有し、本堂・向拜・庫裏・玄關・門を存す。

萬福寺

本地は元和年間より青木民部少輔一重の領地となり、舊石橋村高四一四拾貳石五斗參升四合、舊産所村高壹百參拾八石七升六合、計五百八拾石六斗壹升は同氏世襲して同重義に至り、明治二年六月上地せり、依て麻田藩の支配に移り、同四年七月十四日麻田縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月豊島郡第二區に編入せられて、舊石橋村は二番組・同産所村は三番組に入り、同八年四月三十日第十大區二小區に改まりて番組に異動なし、同十年九月十八日番組廢せられて單に第十大區二小區となり、同十二年二月十日豊島郡役所部内となり、同月二十一日第十分畫に屬し、同十三年七月二日野村・東市場村・西市場村・玉坂村・井口堂村・東今在家村・西今在家村・藤木村・宮の前村・中之島村と十二ヶ村聯合し、同十七年七月一日第八戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字	字	舊石高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年五月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
神田		一、四九〇・〇七	一、四九〇	七二	一、四九〇	七二		
西市		二、一〇〇・〇〇	二、一〇〇	一六	二、一〇〇	一六		
東市場		一、七〇〇・〇〇	一、七〇〇	八	一、七〇〇	八		
井口堂		三、二〇〇・〇〇	三、二〇〇	一八	三、二〇〇	一八		
野		一〇〇・〇〇	一〇〇	五	一〇〇	五		



五	坂	四〇、五〇〇	三、三三三	一六	四、七二六	一三		
中	之	七〇、〇八〇	七、四〇六	四	九、五〇九	五八		
北	之	二〇、〇七五	二、九七八	一六	二一、〇二七	二六		
北	今	五五、二五六	五七、六二二	三〇	六一、六三三	三三		
宮	の	一〇、九四四	二〇、二九二	一〇	二五、〇二二	一〇		
石	橋	五八、六〇〇	三六、三二二	一〇	三三、三三三	一五		
計		三、六五一、二二〇	三三六、三三三	一九三	四〇〇、七四〇	二、〇〇八	二、一四五	二、四四八

### 第九項 麻田村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、麻田村・箕輪村・走井村の三ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、三ヶ村中麻田村は大村にして麻田藩のありし著名の地なるに依り、其の名を採りて麻田村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて豊島郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日豊能郡に屬す。

### 大字 麻田

本地は古來豊島郡に屬し、もと豊島郷の内にして淺田村と呼ばしが、後文字を改めて麻田村と稱す。

字地に山所・上新田・下新田・東垣添・北垣添 北の町・東の町・西の町・南の町・雁が山といへるあり。麻田城のありし所なり。

麻田城址は字北の町にあり、城主青木氏の祖たる一重は豊臣秀頼に仕へ、大坂七手組の一隊長なり。民部少輔に叙せられ、元和元年二月命を以て大藏局及び正榮尼と共に駿府に使し、歸途京師に拘せられ、大坂城の陥るに及び難髪して宗佐と號せしが、徳川氏に召されて麻田一萬石を受け、寛永五年七十八歳を以て江戸に終れり。初め備中に居りしも、元和元年此の地に來り、其の臣岩田某の邸を收めて城と爲し、甲斐守重兼・甲斐守重正・甲斐守重安・甲斐守一興・甲斐守一都・内膳正見典・美濃守一新・甲斐守一貫・甲斐守一貞・駿河守重龍・美濃守一興・甲斐守一威を経て民部少輔重義に至り、明治二年六月上地し、麻田藩の廳舎となり、同四年七月十四日麻田縣に改まりて其の廳舎に充用せられたるも、同年十一月二十日廢縣せられて墟となる。其の廣さは五反歩許りにして方形を爲せり。もと濠池を存せしも今はなし。

圓満寺は字天王山にあり、延年山と號し、曹洞宗永平寺・總持寺兩末にして觀世音菩薩を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は參百四拾九坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・納家を存す。外に金毘羅堂・福神堂あり。

長壽寺は字東町にあり、佛照山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。傳へいふ、本

麻田城址

圓満寺

長壽寺



地に辻村武兵衛なるものあり、箕輪村如來寺住職行念の弟子となりて専念と法名し、一の道場を開きしが、後七八十年を経て住僧絶え、什物書契等紛失せりと。然るに箕輪村如來寺住職念誓の兄惠三なるもの、其の荒廢せるを歎じて、正徳五年之を當所に移轉再興し、文政十年八月八世惠正更に再建せり。境内は壹百四拾六坪餘を有し、本堂・庫裏・座敷・納家・藥醫門を存す。

本地は元和年間より青木民部少輔一重の領地となり、同氏世襲して同重義に至り、明治二年六月上地せり、依て麻田藩の支配に移り、同四年七月十四日麻田縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月豊島郡第二區五番組に入り、同八年四月三十日第十大區二小區五番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第十大區二小區となり、同十二年二月十日豊島郡役所部内となり、同月二十一日第十一分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第九戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字箕輪

本地は古來豊島郡に屬し、もと餘戸郷の内に入り、新免莊の内にして東箕輪・西箕輪の兩村なりしが、明治五年合併して箕輪村と稱す。字地に北・中・南といへるあり。

超光寺は字北にあり、那須原山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。弘仁年中弘法

超光寺

如來寺

箕輪堡の址

大師の創立にして、眞言密乘の所なりしが、養和年中下野國の住人那須與市宗高は住職空心に歸依し、武器を納めて薙髮し、後宗高の裔那須太郎祖先の遺跡を慕ひ來りて、住職空華の弟子となり、空我と法名して住職を嗣ぎ、後本願寺の覺如法主に歸依して空覺法眼と稱し、中興改宗の開基となる。境内は壹千參拾七坪を有し、本堂・庫裏・書院・茶所・土藏・鐘樓・鼓樓・長屋門を存す。

如來寺は字南にあり、佛光山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は七百六拾八坪五合を有し、本堂・庫裏・玄關・離室・經藏・納家・鐘樓・藥醫門を存す。

箕輪堡の址は西方にあり、東城の前・西城の前等の字地は是れ其の所なりといふ。東四壹百壹間・南北八拾七間にして、耕地と化して今は何等の認むべきものなし。攝津志には天正六年木下氏の營みて保ちし所なりと記せり。

本地村高貳百四石七斗八升五合の内、壹百貳拾參石七斗八升四合は元和年間より青木民部少輔一重の領地となり、其の八拾壹石壹合は慶安・萬治の頃より徳川氏代官の支配たりしが、青木氏領は同氏世襲して同重義に至り、明治二年六月上地せり、依て麻田藩の支配に移り、同四年七月十四日麻田縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。又徳川代官の支配地は、元祿七年六月に至り、貳拾六石四斗五升六合を殘して、其の五拾四石五斗四升五合は阿部豊後守正喬の領地に轉せしも、文政六年九月再び徳川代官の支配に歸し、同代官の支配地は再び八拾壹石壹合となりしも、同七年二月復た其



の貳拾六石四斗五升六合を残して、五拾四石五斗四升五合は一橋家の領地に移り、徳川代官の支配地は同代官繼承して同代官齋藤六藏に至り、明治元年の初めに新に御料となりて、櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締に移り、同年三月一日兵庫裁判所の支配に換り、同年五月二十三日大阪府司農局の支配に歸し、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉ず。又一橋家領は同家世襲して同茂榮に至り、明治元年の初めに新に御料となりて、櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締となりしも、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て一橋藩の支配に移り、同年十二月二十六日兵庫縣の管轄に轉ず。依て全村同一管治に歸し、同四年八月同縣第三十五區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月豊島郡第二區六番組に入り、同八年四月三十日第十大區二小區六番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第十大區二小區となり、同十二年二月十日豊島郡役所部内となり、同月二十一日第十一分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第九戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字 走井

本地は古來豊島郡に屬し、もと餘戸郷の内なり、原田莊に屬し、一に六車莊とも呼びし内にして走

井村と稱す。字地に北垣内・南垣内・西垣内といへるあり。

淨行寺は字北垣内にあり、正光山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌院佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。杉原利兵衛の創立なり。天台宗に屬して祐信山と號し、後淨信之を中興せり。淨信は楠正儀の子正秀なり、元中九年金剛山落城しければ、大和の十津川に潜匿せしも、父祖の冥福を祈らんと欲し、微服して應永六年本地に來りしに、當寺無住なりしを以て入りて剃髮し、淨信と法名して本願寺の存如法主に歸依し、其の弟子となりて更に祐信と改名せり。境内は六百參拾坪を有し、本堂・庫裏・廊下・藥醫門を存す。

本地村高參百九拾石七斗貳升貳合の内、壹百六拾壹石九升七合は寛永二年より阿部備中守正次の領地となり、正保四年保科彈正忠正眞の領地に轉じ、其の壹百參拾五石四升は寛文元年より壓下畠山飛彈守の采地となり、其の九拾四石五斗八升五合は同十年より壓下船越三郎四郎の采地たりしが、保科氏領は同氏世襲して同正益に至り、明治二年六月上地せり、依て飯野藩の支配に移り、同三年十月四日兵庫縣の管轄となる。又畠山・船越兩氏の采地も、兩氏世襲して畠山飛彈守・船越主水に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄となる。是に於て全村同一管治に歸し、同四年八月同縣第三十五區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して其の後の區畫の變



遷は、明治十二年二月二十一日第十七分書に屬したるの外は、大字箕輪に同じ。

大字	字	石高	町制施行		町制施行	
			明治九年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	當時の反別	當時の人口
大	麻田	七二・七三〇	一三・六六三	八六二	一四三・二八五	七三三
	箕輪	二四・七五〇	二四・五六二	一六六	三二・二二三	一〇九
走井	走井	五〇・七三〇	六・〇〇一	一五五	四七・八三三	一五五
	計	一、二六・四一〇	一八・六三五	一、一九九	三三三・七三二	一、〇四五
					一、〇六六	一、一五三
						11,018

### 第十項 南豊島村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、原田村・勝部村・利倉村・上津島村・南今在家村・穂積村の六ヶ村は、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は豊島郡の南方に位置せるに依り、其の意を採りて南豊島村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて豊島郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日豊能郡に屬す。

### 大字原田

本地は古來豊島郡に屬し、もと餘戸郷の内にして六車莊と呼び、原田莊の本郷にして梨井(もと梨子井に作る)・

中倉・角・南町の四ヶ村たりしが、後合併して原田村と稱す。合併の年月は詳ならざれども、延寶七年八月七日永井彈正の檢地帳に、本地所屬原田神社境内地拾町五反を中倉村に記すれば、其の合併せられしは同年以後なるべし、舊村名は字地となりて今に残れり。原田神社境内地の一部たる社後の山林及び岡町村は、明治六年に上地せられ、其の上地中岡町村の翌七年三月に拂下げられて民有地となると共に、同村及び原田神社境内外の地は、本地を離れて岡町村所屬となる。

誓願寺は字中倉にあり、原岡山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。渡邊治郎左衛門なるもの本願寺實如法主の徒弟となり、文龜元年當寺を創立せり。境内は四百九拾七坪を有し、本堂・庫裏・土藏・鐘樓・藥醫門を存す。

法華寺は字丹後山にあり、妙見山と號し、日蓮宗本國寺末にして顛目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。永祿十年日音の開創なり。境内は五百五拾壹坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・土藏・鐘樓を存す。外に妙見堂あり。

東光院は字馬淵にあり、佛日山と號し、相模國津久井郡曹洞宗功雲寺末にして阿彌陀如來を本尊とす。天平年中僧正行基の開創にして、本尊は其の自刻なりと傳ふ。中世の寺歴は詳ならず、天和元年相模國津久井郡根小屋村功雲寺の徒弟靈全來住して曹洞宗となり、寶曆二年二十世道察之を再興し、西成郡豊崎町南濱にありて境内に多くの萩を植ゑ、俗に萩の寺と呼ばれ來りしが、大正三年六月二十

誓願寺

法華寺

東光院  
(萩の寺)



三日當所に移轉せり。境内は八百坪を有し、本堂・庫裏・開山堂・鎮守堂・藥師堂・地藏堂を存す。寺寶中の木造釋迦如來座像壹軀は、大正三年四月十七日國寶となる。

原田城址

原田南城址は東南にあり、四邊よりも高く、東西九拾間・南北六拾間にして本陣山といひ、田圃其の三面を繞りて堀と字し、自然に濠渠の狀を爲して、南面の一部を城ヶ前と呼べり、蓋し當時の大手ならん。又其の東北參町餘に原田北城址あり、東西九拾間・南北壹百八拾間、回字形を爲して字を城の内といひ、四圍に濠渠の址あり。今は竹林又は田圃となれるが中に、一堆の山ありて五株の老松亭立し、其の大なるものは幹圍壹丈參尺に及べり。攝津志には、北城は三好日向守・南城は原田氏の據りし所なりと記すれども、野口家にては、原田氏の據りしは南城にあらずして北城なりと傳ふ。書類の徵すべきものなきを以て、其の何れの眞なるかは之を知るに由なきも、野口家の傳ふる所も全く否認すべからざるものあるかの如くに思はるれば、後の精査を俟つ。又織田軍記に依れば、天正六年十二月荒木村重退治の爲めに出征せる信長は、所々に取を設けて在番せしめ、原田即ち本地には中川清兵衛・古田佐助の人数を入れ置かしむと見ゆれば、當時中川清兵衛の在番したる取出も、此の兩城の内に設けられたるものなるかの如くに思はれ、部落内に於ける清兵衛屋敷といへる所も、當時中川清兵衛部下將卒の營居せし爲め、此の名を爲し來れるものにはあらざるか。

原田城主

原田城主たりし原田備中守は、其の名を直正といひ、信長の命に依りて筒井順慶と共に天王寺の壘を守り、天正四年五月三日石山本願寺の兵と戦ひ、敵將益田將監に討たれしかば、三好氏の一族たる淡州野口肥前守の男野口萬五郎冬長養子となりて原田家を嗣ぎしは、本地野口泰弘氏の祖なり。同家の傳ふる所に依れば、當時争亂の世なりしを以て、冬長は家族を率ゐて難を梨井村に避け、亂定の後歸りて舊城址に家居したるもの、即ち原田北城址なる現在の所にして、代々邑の庄屋たりしが、孫四郎基之に至り、元祿年間野口姓に復し、領主鈴木家の代官を兼ねて明治維新の後まで繼續せりと。郎は即ち前記の如く原田北城の址にあり、今は七反歩許となれるも、以前は壹町歩以上の廣さを有せしといふ。連綿繼續の舊家なるを以て、明治維新後の變動に依りて古書舊記の多くを散佚したりといへども、尙殘れるもの少からず。而して同家の先代基隆は文化年間の人なり、紀平佐丸に學びて狂歌を能くし、非太菅根と號し、別號を百尺樓といふ。母多計子復た狂歌を能くし、母子の作は狂歌五十人草・若葉狂歌集等に載せらる。

うそ寒くふく秋風に風鈴も二枚の舌のうこく軒口 非太菅根

借錢も待人もなき柴の戸としらて水雞のたぐれかしき 同

さか眼のめかれの玉の春たちて霞も山のはなにかゝりつ 同

高雄山女はかたく禁制に恨みてかへる峯のみち葉 多計子

鶯の經よむ野路の梅か枝をいつしか折て坊主にそする 同

おもふとちむこ山さくら狩りてよめも又なき花の眞盛 同



本地は慶安年間より徳川氏代官の支配となり、寛文十年村高壹千五百拾六石九斗六升壹合の内、貳百四拾四石六斗貳升五合は麾下船越三郎四郎の采地となり、其の參百石は麾下鈴木左衛門の采地となり、殘高九百七拾貳石參斗參升六合は依然徳川代官の支配たりしに、元祿七年同代官支配の内、九百參拾八石壹斗七升八合九勺は阿部豊後守正喬の領地となりしも、文政六年再び徳川代官の支配に歸して、翌七年更に一橋家の領地に移り、徳川代官の支配地は參拾四石壹斗五升七合壹勺たりしが、船越・鈴木兩氏の采地は兩氏世襲して船越主水・鈴木庄左衛門に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、徳川代官の支配地は同代官繼承して齋藤六藏に至り、明治元年の初めに御料となりて、櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締に移り、同年三月一日兵庫裁判所の支配に換り、同年五月二十三日大阪府司農局の支配に移る。依て船越・鈴木兩氏の舊采地及び徳川代官の舊支配地は同一管治に歸し、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に移り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉ず。又一橋家領は同氏世襲して同茂榮に至り、明治元年の初めに御料となりて、櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締となりしも、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て一橋藩の支配に移り、同年十二月二十六日兵庫縣の管轄に轉ず。是に於て全村同一管治に歸し、同四年八月同縣第三十五區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月豊島郡第二區十一番組に入り、同八年四月三十日第十大區二小區十一番組

に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第十大區二小區となり、同十二年二月十日豊島郡役所部内となり、同月二十一日第十七分畫に屬し、同十三年七月二日勝部村と二ヶ村聯合し、同十七年七月一日第十戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字 勝部

本地は古來豊島郡に屬し、もと餘戸郷の内であり、原田莊、一に六車庄と呼びし内にして勝部村と稱す。字地に南の口・北の口・川西といへるあり。

本地村高貳百貳拾七石四斗八升の内、九拾壹石參斗八升は正保四年より保科彈正忠正眞の領地となり、其の壹百參拾六石壹斗は寛文元年より麾下畠山飛彈守の采地となり、畠山氏の采地は同氏世襲して飛彈守に至り、明治元年五月廿四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉ず。又保科氏の領地は同氏世襲して彈正忠正益に至り、明治二年六月上地せり、依て飯野藩の支配に移り、同三年十月四日兵庫縣の管轄に轉ず。是に於て全村同一管治に歸し、同四年八月同縣第三十五區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月豊島郡第二區六番組に入り、同八年四月三十日第十大區二小區六番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に



第十大區二小區となり、同十二年二月十日豊島郡役所部内となり、同月二十一日第十七分書に屬し、同十三年七月二日原田村と二ヶ村聯合し、同十七年七月一日第十戸長役場の管理區域に入りて、同十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字 利倉

本地は古來豊島郡に屬し、もと大明郷の内にして利倉村と稱す。字地に東の丁・西の丁・南の丁、北の丁といへるあり。

#### 春日神社

春日神社は東方字茨の垣にあり、素盞鳥尊を祀れり。もと牛頭天王と稱し、攝津志に「牛頭天王祠有三、一在利倉村、有金鼓鑄曰明德二年七月藤原秀安奉納」と記せるもの即ち是れにして、其の今の社名に改めしは明治元年なり。創建の年月は詳ならず。淳和天皇の皇后正子内親王御祈願あらせられ、同皇后の崩後御殿料壹百石を寄せられ、仁明天皇以後歷朝の崇敬厚く、降て多田滿仲は供米料壹百五十石を寄せ、建武二年楠正成の足利尊氏を湊川に拒ぐに當り、其の將某の本地に據りて村内悉く焼亡しける時にも、獨り當社のみは永照寺・正法寺の佛像・寶器・古書等を納められて其の災を免れ、明德二年七月藤原秀安は金鼓を奉納せり。かくて社頗壯觀を極め來りしも、天正六年織田信長の荒木村重討伐に際し、高山右近の劫火に罹りて社殿・寶庫・古文書等烏有と化し、同八年假殿を設けて御靈

璽を鎮祭したるも、社領の古證文を前年の劫火に失ひたるを以て、同年七月社領も亦沒收せらる。同十五年阿部正忠社殿を再建して、假殿より遷座し奉り、稍社觀を備へたるも、舊時の盛に復する能はず、今の社殿は慶長二年池田光重の建營なり。本地の産土神にして、正法寺之が祭祀を掌り來りしが、明治維新後に至りて分離し、同五年村社に列し、同四十二年六月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は壹千四拾坪を有し、老松二株偃蹇せり。本殿の外に幣殿・拜殿・社務所を存す。末社に稻荷神社あり。例祭は十月二十六日にして、夏祭は七月晦日に行はる。

#### 正法寺

正法寺は字東宅地にあり、補陀洛山と號し、眞言宗高野派金剛峰寺末にして聖觀世音を本尊とす。天長年中僧空海の法弟智泉の開創、淳和天皇の皇后正子内親王の御願なり。春日神社の宮寺にして、堂塔伽藍を具備せる巨刹なりしも、建武二年兵燹に罹りて烏有となり、後再興して稍舊觀に復したるも、天正六年再び兵火の爲めに燼となり、社と共に衰微せしを、慶長元年僧桂師再建せり。境内は壹百參拾四坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓堂を存す。

#### 永照寺

永照寺は同字にあり、高城山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。僧正行基の開基に係れる大寺にして、高城寺と稱せしが、元慶八年十月火災に罹りて堂塔悉く烏有と化し、寛平六年五月僧智心再建して舊觀に復したるも、建武二年再び兵燹に罹りて灰燼となり、觀應二年五月僧信安再建し來りしに、本地住人蔭山作右衛門の長男作之進なるもの出家して祐西と稱し、當寺に入りて住



し、明應六年三月本願寺蓮如法主に歸依し、眞言宗より眞宗に轉じて寺名を今の稱に改む。降て天正六年の兵火に復た焼失し、是れより寺門衰微に傾き、同十年五月僧幽玄一小堂を建立し、後大破に及びしを、安永八年僧唯西の再建せしもの即ち現時の堂宇是れなり。もと興正寺末たりしも、其の西本願寺末となりしは明治八年なり。境内は壹百九拾八坪を有し、本堂・庫裏・書院・茶所・土藏・鐘樓を存す。

利倉堡の址

利倉堡の址は北方字城の堀其れならんといふ。周圍五町拾間の地にして、今は田圃となりて遺跡の見るべきものなきも、南面に一の溝渠を存し、東より西に亘り延長壹町半・幅貳間なり。里人は呼んで之を堀といふ、蓋し濠池の跡ならん。然れども興廢の年月等は詳ならず。

正子塚

正子塚は東方春日神社境内の良位にあり、梵字一字を刻せる自然石を建て、里民は傳へて清和天皇の皇后正子内親王の墳墓なりとせり。

本地は寛永二年より阿部備中守正次の領地たりしが、正保四年安部攝津守信盛の領地となり、村高壹千九拾四石參升壹合は同氏世襲して攝津守信發に至り、明治二年六月上地せり、依て半原藩の支配に移り、同四年七月十四日半原縣に屬し、同年十一月十五日額田縣の當分管轄に轉じ、同月二十日大坂府の管轄となる。又本石高の外なる七石九斗四升壹合(高雜)は徳川氏代官の支配たりしが、同代官繼承して齋藤六藏に至り、明治元年の初め新に御料となりて、櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締に移

り、同年三月一日兵庫裁判所の支配に換り、同年五月廿三日大坂府司農局の支配に歸し、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に移り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年十一月二十日大坂府の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月豊島郡第二區十二番組に入り、同八年四月三十日第十大區二小區十二番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第十大區二小區となり、同十二年二月十日豊島郡役所部内となり、同月二十一日第十六分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第十戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村施行に至れり。

### 大字 上津島

本地は古來豊島郡に屬し、もと大明郷の内に入り、東椋橋莊の内にして上津島村と稱す。字地に二の坪・東馬場・西馬場といへるあり。

蓮敬寺は字東馬場にあり、藤井山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地住人南田利介といへるもの本願寺の實如法主に歸依し、剃髮して現道と法名し、當寺を創建せり。境内は壹百坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

本地は延寶六年より歴下大島雲八郎の預所となり(本地の舊記に據る)、元祿元年徳川氏代官の支配に歸し、文

蓮敬寺



化七年永井飛彈守直與の預所に轉じ、天保十三年再び徳川代官の支配となり、同代官繼承して齋藤六藏に至り、明治元年の初め新に御料となりて、櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締に移り、同年三月一日兵庫裁判所の支配に換り、同年五月廿三日大阪府司農局の支配に歸し、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に移り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十五區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月豊島郡第三區二番組に入り、同八年四月三十日第十大區二小區二番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第十大區二小區となり、同十二年二月十日豊島郡役所部内となり、同月二十一日第二十分畫に屬し、同十三年七月二日今在家村・穗積村と三ヶ村聯合し、同十七年七月一日第十五戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字南今在家

本地は古來豊島郡に屬し、もと大明郷の内に入り、東椋橋莊の内にして今在家村と稱せしが、今の北豊島村大字北今在家も今在家村と稱し、同郡内にて同名の二ヶ村ありて行違を生ずることあるを以て、明治十五年五月南今在家村と改稱せらる。字地に内畑といへるあり。

専光寺は字内畑にあり、吳流山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。辻本正太郎な

るもの本願寺實如法主に歸依して、永正元年に創立せし所なり。明和七年十一月十三日焼失し、今の堂宇は其の後の再建なり。境内は貳百拾九坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字上津島に同じ。

### 大字穗積

本地は古來豊島郡に屬し、もと大明郷の内に入り、南郷五ヶ村の一にして穗摘村と稱し、後文字を改めて穗積に作れり。字地に市場及び新家といへるあり、新家は一に新家垣内とも呼べり、攝津志村里の條に「穗積屬邑二」と記せるは、此の字地を指せるならん。豊島郡誌には本地を中小路元中條と名づくとして、今も中小路及び中條の稱残り。又文治五年に成れる太田文に依れば、垂水御牧校坂郷と稱せし所にして、同書本地の下に六條一里・二里・三里・四里、七條一里・二里、八條一里・二里、十一條五里・六里・七里と見ゆれば、條里制當時此の條里に屬せしを知るべし。

住吉神社は字市の東にあり、表筒男命・中筒男命・底筒男命・息長帶姫命を祀れり。創建の年月は詳ならざれども、近衛天皇の仁平二年住吉造の社殿四柱前及び拜殿・木造鳥居・社務所を再建せしといへば、其の以前の勸請なるべし。翌三年神門を建築し、社頭嚴然たりしが、天正六年十二月荒木村重討伐の兵燹に罹りて鳥有となり、翌七年假殿を造りて鎮齋し、元和八年九月社殿及び拜殿・神門を



再建して、假殿より遷座し奉れり。承應二年より境内に清林庵といへる社僧ありて、祭祀に預りしといふ。明治五年村社に列し、同四十年六月十三日字藥師堂の無格社愛宕神社(大産)を合祀し、大正元年十月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は壹千五百七坪を有し、古松深翠を漲らし、本殿の外に拜殿・神門・神樂所・社務所を存す。末社に稻荷神社・龍神社あり。氏地は本地一圓にして、例祭は十月十五日、夏祭は七月三十日なり。

常樂寺

常樂寺は字藥師堂にあり、醫王山と號し、曹洞宗禪林寺末にして藥師如來を本尊とす。寛文四年十月の創立なり。境内は貳百貳拾坪を有し。本堂・庫裏・門を存す。外に毘沙門堂あり。

忍法寺

忍法寺は同字にあり、月光山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地住人西岡與八なるもの本願寺證如法王に歸依し、剃髮して念玄と法名し、天文六年三月有志と協力して創立せり。境内は貳百坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

徳用寺

徳用寺は同字にあり、東圓山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基教順は通稱を藤井政重といひ、本願寺蓮如法主の徒弟となり、延徳元年二月當寺を創立せり。境内は參百七坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓堂・藥醫門を存す。

専光寺

専光寺は字市場にあり、眞宗佛光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。貞享四年七月檀徒協力して再建せり。境内は貳百六拾坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

穂積堡址

穂積堡の址は東北天竺川の西にあり、周圍五町五拾間の地にして、字を城と呼び、土壇石壁は已に變じて耕地となり、遺跡の見るべきものなきも、隣地に比すれば稍高く、里民土を穿ちて時に刀劍或は古釜の類を得ることありといふ。攝津志には、天正六年木下氏の營みて保ちし所なりと記せり。

本地は寛文三年より徳川氏代官の支配たりしが、文化七年永井飛彈守直與の預所に轉じ、天保十三年再び徳川代官の支配となり、同代官繼承して齋藤六藏にり、明治元年の初め新に御料となりて、櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締に移り、同年三月一日兵庫裁判所の支配に換り、同年五月廿三日大阪府司農局の支配に歸し、同年七月南司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に移り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十五區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月豊島郡第三區一番組に入り、同八年四月三十日第十大區三小區一番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第十大區三小區となり、同十二年二月十日豊島郡役所部内となり、同月二十一日第十九分區に屬し、同十三年七月二日上津島村・今在家村と三ヶ村聯合し、同十七年七月一日第十四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大	字	石高	明治九年改正	町村制施行	町村制施行	大正元年三月	大正九年五月二日
原	田	一、五、六、九、一〇	有租地反別	一日現在人口	當時の反別	當時の人口	國勢調査の人口
			一、六、五、一七	六三	七、七、二一	六四	



計	四(五)・〇一一〇	四〇〇・〇二二	二、四三三	五九六・九六	二、四三三	三、九三三
積	一、三三・七〇〇	一〇一・八〇〇	六七九	一三〇・六三三	七二	三、九三三
南今在家	一六・一〇〇	一四・九七	七二	一八・七〇七	三	
上津島	三〇・三三〇	元・三三三	一五	三・九一〇	三	
利倉	一、〇一・九三〇	八五・〇一一	四八	一〇三・九〇〇	四	
勝部	三三・四八〇	二一・九三三	二七	二二・〇三三	三	

### 第十一項 豊中村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、新免村・南轟木村・山の上村・櫻塚村・岡町村の五ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は豊島郡の中央にあるに依り、其の意を採りて豊中村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて豊島郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日豊能郡に屬す。

### 大字新免

本地は古來豊島郡に屬し、もと餘戸郷の内に入り、新免莊の内にして新免村と稱し、寛永五年轟木村を分ち、慶安二年山の上村を置けり。字地に岡上の町・南新免といへるあり。

### 稻荷神社

稻荷神社は東方字宮山にあり、天照皇大神・月讀命・宇賀御魂神を祀れり。創建の年月は詳ならず。僧正行基の創建せし金寺に、近衛殿より寺領數拾町歩を寄附せられたるを以て、其の寺領地の五穀守護神として勸請せられたるものなりと傳ふ。舊新免莊の産土神にして、社家及び同寺僧共に奉仕し來りしが、天正六年織田信長の荒木村重を攻むるに際し、金寺と共に兵燹に罹りて灰燼となりしも、神靈のみは幸に無事なりしを以て、本殿及び幣殿を再建し、爾來社家中井氏専ら奉仕の任に當れり。新免莊の地は水利の便を缺き旱害甚だしかりしかば、祈雨祭は旱天毎に行はれ、祈雨中には領主保科家より兩三回大庄屋を経て牡丹餅を神前に供へられ、氏子の催せる飛上り太鼓の名は世に高かりき。明治五年村社に列し、同四十三年七月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は貳千壹百六拾坪を有し、老松稚松繁茂せり。本殿の外に幣殿・拜殿・神器庫・社務所を存す。末社に海神社・松尾神社・岸野神社あり。氏地は本地及び大字南轟木にして、例祭は十月二十五日、春祭は三月十七日なり。

### 金寺の址

金寺の址は詳ならず、稻荷神社の附近なる金寺・寺垣内・堂山・堂の前・大門跡といへる字地の邊是れ其のありし所ならんか、其の地を穿ちて往々古瓦或は佛具を得ることありといふ。寺は天平年中僧正行基の開創にして、近衛殿(一説に有栖川宮といふ)よりは數拾町歩の土地を寄せられ、七堂伽藍を具備せる巨刹にして、塔頭支院の數千百の多きに及びて一世の壯麗を極め、世に金寺千軒と稱せられしといへば、支院の如きは隣地までにも及びしものならん。物變り星移り、天正六年織田信長の荒木村重を攻



むるに際し、其の兵火に罹りて烏有と化せり。其の片影なる支院なりと傳へて今に残れるは、金禪寺あるのみ。

金禪寺

金禪寺は字寺垣内にあり、大應山と號し、黄檗宗萬福寺末にして十一面觀世音菩薩を本尊とす、本尊は行基の作なりと傳ふ。首山たる金寺の焼失後大破の儘たりしに、天和二年黄檗の鐵眼禪師來りて修理し、金寺に禪の字を加へて金禪寺と改め、大應山と號せり、故に同禪師を以て中興の開山とす。爾來萬福寺に屬し、文化三年正月五日火災に罹りて焼失し、僧道眼之を再建せり。境内は五百六坪を有し、本堂・庫裏を存す。附近に觀音池といへるあり、當寺本尊の出現せし所なりと傳へ、明治維新前までは殺生禁斷の所なりしといふ。

法雲寺

法雲寺は字垣内にあり、當惠山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地住人辻本又右衛門本願寺顯如法主の直弟となり、教順と法名し、慶長十八年六月創立し、寶曆五年八月六日類焼の災に罹り、天明四年九月檀徒並に四方有志の助成を得て之を再建したりしに、本堂は明治三十四年四月十二日崩壊して、今は庫裏のみを存す。境内 壹百五拾參坪なり。

明悟院

明悟院 字岡上町にあり、柳田山と號し、曹洞宗大廣寺末にして白衣觀世音を本尊とす。天正二年十月僧明仙の創立なり。當時 池田の大廣寺内にありて其の塔中たりしが、明治十一年七月布教上の便宜に依りて當所に移轉せり。境内は壹百八坪を有し、本堂兼庫裏・藥醫門を存す。

信行寺

信行寺は字南新免にあり、大塚山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地住人茂幾吉右衛門の弟某本願寺顯如法主の直弟となり、剃髮して慈溪と法名し、天正元年三月當寺を創立し、元治元年六月檀徒協力して之を再建せり。境内は四拾七坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地 寛永二年四月より阿部備中守正次の領地たりしが、正保四年六月保科彈正忠正貞の領地となり、同氏世襲して彈正忠正益に至り、明治二年六月上地せり、依て飯野藩の支配に移り、同三年十月四日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十五區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月豊島郡第二區七番組に入り、同八年四月三十日第十大區二小區七番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第十大區二小區となり、同十二年二月十日豊島郡役所部内となり、同月二十一日第十二分畫に屬し、同十三年七月二日轟木村・山の上村・櫻塚村と四ヶ村聯合し、同十七年七月一日第十一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字南轟木

本地は古來豊島郡に屬し、もと餘戸郷の内にあり、新免莊の内にして新免村と同村たりしも、寛永五年分れて轟木村と稱せしが、今の北豊島村大字北轟木も轟木村と稱し、同郡内にて同名の二ヶ村あり。



看景寺

りて行違を生ずることあるを以て、明治十五年五月南轟木村と改稱せらる。看景寺は字堂の前にあり、四明山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天平年中僧正行基の創立なりと傳へ、眞言宗なりしが、文明七年住職常圓本願寺蓮如法主の徒弟となりて、眞言宗より眞宗に轉ず。常圓は豊島藏人高頼の男、豊島冠者左衛門尉高常の裔なり。天正六年の兵燹に罹りて烏有となり、後一字を結び來りしが、今の堂宇は元祿十一年の再建なり。もと東方字寺垣内にありしが後現在の所に移轉せりといふ。一に山中道場の名あり。境内は貳百五拾參坪を有し、本堂・庫裏・座敷・土藏・長屋門を存す。

光源寺

光源寺は字垣内にあり、日野山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地住人辻本又兵衛本願寺顯如法主の直弟となりて道誓と法名し、承應元年當寺を創立し、享保十年三月八世祖玄之を再建せり。境内は壹百九拾壹坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字新免に同じ。  
前記兩大字に分割し得ざる石高あり、即ち新免及び轟木の八石八斗參升六合(雜高)は徳川氏代官の支配たりしが、同代官繼承して齋藤六藏に至り、明治元年の初め新に御料となりて、櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締に移り、同年三月一日兵庫裁判所の支配に轉じ、同年五月廿三日大阪府司農局の支配に歸し、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年十一月二十日大阪府の管轄となれり。

### 大字 山の上

本地は古來豊島郡に屬し、もと餘戸郷の内に在り、新免莊の内にして新免村と同村たりしも、慶安二年分れて山の上村と稱す。字地に藪の下・西一丁といへるあり。

專敬寺

專敬寺は字藪の下にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。山上甚左衛門なるもの本願寺蓮如法主に歸依し、薙髮して祐玄と法名し、明應九年九月に創立し、正徳十五年三月七世玄誓檀徒と協力して之を再建せり。境内は參百五拾壹坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・鐘樓・土藏・藥醫門を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字新免に同じ。

### 大字 櫻塚

本地は古來豊島郡に屬し、もと餘戸郷の内にあり、原田莊、一に六車庄と呼びし内にして櫻塚村と稱す。明治七年六月岡町村を合併し、同十六年一月分離したるも、原田神社境内外の地は其の儘本地に残れり。同社境内外の地は岡町村と共に同社の舊境内地にして、もと原田村所屬たりしも、其の境内



の一部たる社後の山林及び岡町村は明治六年に上地せられ、岡町村の同年十二月拂下げられて民有地となると同時に、同社境内外も共に原田村を離れて岡町村所屬に轉せしが、同七年六月岡町村の本地合併に依りて更に本地所屬に再轉せり。村名の櫻塚は櫻塚のあるに依れり。

櫻塚は原田神社の鳥居前にあり、東西參間貳尺四寸・南北五間にして、高さ參尺なり。往時り櫻の大木ありしを以て此の塚名を爲し、一に鹿塚と呼べり。攝陽群談に依れば、往昔原田神社の祭事は南都春日神社より之を勤め、鹿も亦來りて神前を衛りしが、年を経て死せしを以て衛門の外に埋めて鹿塚と稱せしものなりといふ。毎年六月十八日には原田神社の神主より玉串を捧げ御幣を納めらる。

同塚の東に荒神塚あり、東西拾六間參尺六寸・南北拾六間にして高さ凡拾間、もと火彦靈神を祀りありしが今はなし。其の外多くの古塚を存し、明治八年十一月の調査に依れば、前記の兩塚を併せて其の數參拾六個の多きに及べり。其の内前記兩塚を除きたる參拾四個の内貳拾四個は西部に、拾個は東南部にあり。歷年の久しき已に其の原形を損壞し、且周池を没したるものありしならんも、今當時の形狀に就て之を記すれば、其の東南部にあるものは、曰く大塚高さ拾間・東西貳拾五間・南北貳拾五間五尺、曰く小塚高さ壹間・東西參間五尺・南北拾參間半、曰く御獅子塚高さ貳間・東西拾貳間貳尺・南北貳拾七間、曰く狐塚高さ參間・東西九間・南北七間半、曰く北天坪塚高さ貳間・東西六間半・南北四間、曰く南天坪塚高さ參間・東西拾五間・南北拾間、曰く出雲塚高さ參間・東西六間・南北七間半、

曰く女塚高さ貳間・東西五間・南北參間半、曰く嫁廻塚高さ參間・東西拾參間・南北拾五間、曰く地王塚高さ參尺・四方壹間にして、何れも現存せり。

其の西部にあるものは、曰く南石塚(一に一の塚又は大石塚ともいふ)高さ壹丈七尺・東西貳拾五間・南北四拾八間・周池の幅參間四尺、曰く北石塚(塚といふ)高さ壹丈壹尺・東西拾六間・南北參拾貳間・周池の幅貳間半、曰く御位塚高さ五尺・東西拾八間・南北拾五間・周池の幅貳間、曰く無名塚高さ貳尺・東西九間・南北七間(石棺露出)、曰く無名塚高さ參尺・四方拾間にして周池あり、曰く無名塚高さ四尺・四方拾間・周池の幅壹間四尺、曰く無名塚高さ參尺・壹間四尺、曰く無名塚高さ參尺・東西貳間・南北壹間半・周池の幅壹間四尺、曰く無名塚高さ參尺にして四方參間、曰く無名塚高さ貳尺にして四方參間、曰く無名塚高さ五尺・東西拾間・南北貳拾五間、曰く無名塚高さ四尺・四方拾間・周池の幅貳間、曰く無名塚高さ五尺・東西拾間・南北貳拾五間、曰く無名塚高さ貳尺にして四方參間、曰く無名塚(小字徳殿林)高さ四尺にして四方拾間、曰く無名塚(上)高さ參尺にして四方六間、曰く無名塚(上)高さ參尺にして四方七間、曰く無名塚(上)高さ六尺・四方七間にして周池あり、曰く無名塚(上)高さ參尺にして四方四間なり。是れ本地所屬の貳拾塚にして、其の東南部なる南豊島村大字原田領に大明神塚(四方)・陌堂塚(四方)・故事の記塚(四方)、及び西部なる同村大字勝部領に三十六塚(高さ五尺・四方壹間半)の四塚あり。無名塚の中には名稱を存したるものあるべきも、當時已



に其の名を逸したりしものならん。而して此の西部なる本地内の貳拾塚所在地は、もと原田神社所屬山林にして、明治六年の土地林たりしが、其の内なる八町貳反貳畝拾五歩は、明治三十四年七月八日壹千五百五拾壹圓六拾貳錢五厘を以て同社に縁故拂下となる。然るに同社資産整理の都合に依り壹町四反七畝貳拾九歩を殘したる以外の地は、賣却せられて私人の所有に歸し、殘されたる土地の内七反四畝拾貳歩は貸家建設敷地に貸與せられ、其の七反參畝拾七歩は前記南石塚・北石塚の所屬地なり。故に此の兩塚の所在を除きたる拾八塚の所在地は、總て私人の管理に歸したるを以て、塚も漸次開拓せられて今はなく、只兩塚のみ荒敗せるまゝ社地に殘存せり。(因にいふ、原田・勝部の四塚は現存す。)

各塚中には前記の如く池水を繞らせるものあり、琵琶形を爲せるものもありて、石棺現れ土甃出でしことあるのみならず、天保三年字御位塚の邊を發掘せし際には、徑四寸の古鏡壹面及び勾玉・管玉・圓玉等合計拾八個を出し、同徳殿塚よりは埴輪・圓筒の破片等を出せりといふ。古鏡及び勾玉は今も高島家に所藏せらる。天養の頃より原田神社の祠官は、毎年六月十八日の晡時を以て、其の大なる大石塚・小石塚・仙殿塚・王子塚・身隠塚(仙殿塚・王子塚・身隠塚は明治八年十月の頃已に其の名を逸して、其の何れの塚に當れるか詳ならずしもの。)に奉幣するを例となし來りて、今も兩石塚に奉幣し居れば、同社と何か關係あるものなるが如くなれども、其れらしきものなく、大阪府誌に村民の所藏に係れる傳聞書と稱するものを記せるのみ。同傳聞書に依れば、昔火焰皇子稻野に住し、其の邊なる椎の大樹の側に宮殿を構へ給ひしかば、宮を椎の御殿といひ、今

の椎堂村即ち是れなれ共、後水害に遭ひて更に西真木に遷り、僊殿林と稱し給へり。皇子姉妹四人あり、倉若媛・石姫・小石姫といひ、共に欽明天皇の宮嬪たりしが、天皇崩御の後この地に一社並に一字の蘭若を建て、櫻塚山善光寺と稱し、四人の歿するや、亦此に葬りしもの即ち今の石塚・北石塚・御位塚是れなりと。(西真木は西牧の借字にして當地方の舊稱、僊殿林と、へるは今も各塚のありし所の小字にあり、又一社といへる。原田神社を指せるなるべし。) 其の信を傳ふるものなるや否は俄に信すべからざれども、石姫皇女・小石姫皇女・倉椎綾姫皇女(古事記には倉之若江王。)・火焰皇子(古事記にはは火穗王。)は共に宣化天皇の皇子・皇女にして、尙上殖葉皇子(古事記には惠波王。)あり。倉椎綾姫皇女の欽明天皇の皇妃となり給ひしは明ならざれども、石姫皇女は同天皇の皇后・小石姫皇女は同皇妃にして、火焰皇子は川原氏・椎田氏の祖、同皇子及び上殖葉皇子共に爲那氏の祖なり。其の爲那氏の祖なることは、古事記に「惠波王者章那氏・多治比君之祖也」、日本書紀に「上殖葉皇子、亦名梔子、是丹比公・偉那公凡二姓之先也」と見え、姓氏錄右京皇別に「爲奈真人、宣化皇子火焰王之後也」と見ゆるもの是れなり。火焰皇子の川原氏の祖なることは、姓氏錄攝津國皇別に、「川原公、爲奈真人同祖、火焰親王之後也、天智天皇御世、依居賜川原公姓」と見ゆるもの是れなり。三代實錄に、「貞觀五年十月二十七日丙戌、攝津國河邊郡人九世散位正六位上川原公清永・正七位上川原公清貞・從八位下川原公清方・十一世大膳大進正六位上爲奈真人菅雄等五人之戶並錮課役、清永等宣化天皇皇子火焰親王之後、計其世數未可徵課役也」と見ゆれば、川邊郡は此の爲奈氏及び川原氏の居りし所にして、同郡神津村大字東桑津には火



關神社ありて火焰皇子を祀り、同地田圃の間なる字王子塚には火焰皇子の墓なりといへるものありて攝津志にも載せらる。又火焰皇子の椎田氏の祖なることは、古事記に「火穗王者志比陀君之祖」、日本書紀に「火焰皇子、是椎田君之先也」と見ゆるものは是れにして、古事記傳に「志比陀は地名なり、攝津國河邊郡に椎堂村あり、椎田を訛れるか」と記せり、椎堂村は今の園田村大字椎堂なり。神津村大字東桑津の下方にありて、其の地は何れも猪名川に沿ひ、本地に近くして往時の爲那野なり。是に依りて見れば、其の地は爲奈氏・川原氏・椎田氏本居の地にして、其の祖たる火焰皇子・上殖葉皇子の居り給ひし所なるべければ、傳聞書に記せる所の如く、其の地の水害を避けて當所に移られ、天皇崩御の後皇女も來住せられ、薨去の後其の墳を築かれたるものにして、石塚といへるは皇女の名に因み、王子塚・御塚といへるは皇子・皇孫の墳なるを傳ふるものなるかの如くに思はる、傳聞書の記せる所是れ其の消息を傳ふるものならんか。然れども石姫皇后の御陵は、敏達天皇の御陵と同じく河内國南河内郡磯長村大字太子にあれば、此の南石塚・北石塚は小石姫皇女及び倉稚綾姫皇女の墳にして、已に其の形を没したる王子塚・御位塚・仙殿塚・身隱塚等の如きは火焰皇子(東桑津に王子塚ありとも)・上殖葉皇子其の他同系子孫の墳たりしものならん。暫く記して後賢の精査を俟つ。

## 原田神社

原田神社は能勢街道の西に沿ひ、祭神は速素盞鳴大神・天照皇大神・月讀大神・櫛稻田姫大神・高靈大神の五座にして、櫛稻田姫大神及び高靈大神は後の配祀なり。創建の年月は詳ならず。社記に依

れば、天武天皇の御宇、惡疫大に流行して國民多く傷ひしかば、天皇深く宸襟を惱ませられ、退除の詔勅を當社に下して祈願あらせ給ひしに、惡疫忽ちにして止めり。依て白鳳十二年六月十八日神寶神鏡・素盞鳴命荒御魂獅子頭を御寄附あらせられ、是れより大宮と稱して、豊島郡板坂より川邊郡富松に至る七十二ヶ村の産土神となり、天應の頃まで渡御神祭を行ひ、士民は西牧總社と呼びて崇敬せり。降て足利將軍義澄・義晴・義輝は世襲の崇敬にて、原田六車庄(原田・勝部・櫻塚・吉井・曾根・福井)を神領に寄せ、義澄は明應五年二月二十日・義晴は大永二年十二月十日・義輝は天文二十年正月二十五日・各社頭に參拜し、義輝は參拜の時境内に松を植ゑ、且左記の歌を詠じ、同將軍の命に依りて和田伊賀守は元龜二年六月十三日・三淵大和守は同年八月朔日、各制札を境内に建て、社頭を保護せり。當時にありては社頭壯觀を極めて善美を盡せしも、天正六年荒木村重討伐の兵火に灰燼となり、社務高島光廣僅に神璽を奉じて多田庄に逃れ、兵塵治まるに及びて歸來せしに、古文書・寶物其の他累世の記録は總て烏有に歸せしも、天武天皇御下附の神鏡並に獅子頭は灰中に依然として存せしかば、神璽と共に末社十二社の神殿に合祀し、同九年二月新に假殿を設けて之に祀り、慶安五年四月本殿の再建成りて奉遷せり。即ち現在の本殿にして、同時に高靈大神と櫛稻田姫大神を合祀せり。社はもと祇園神祠又は牛頭天王と稱せしが、貞享五年八月に至り吉田大納言より原田大明神の號を贈られて、今の社名に改め、慶應四年四月有栖川宮殿下の御祈願所と定めらる。明治五年六月郷社に列し、同四十年二月神饌幣帛料供進



社に指定せられ、同年六月十三日字東町の無格社天満天神社(菅原道真)を末社天神社に、大字岡町字岡町の同愛宕神社(火彦彦神・奥津彦命)・同月十七日字西町の同愛宕神社(火彦彦神・奥津彦命)を同春日神社に、六月十七日大字走井字北垣内の同竈神社(奥津彦命)を同十二神社に、南豊島村大字原田字梨井の同八幡神社(應神天皇)及び中豊島村大字曾根の同八幡神社(應神天皇)を同八幡神社に、大字上津島字西小路の村社住吉神社(住吉大神・崇徳天皇)・同村大字南今在家字内畑の同天神宮(菅原道真)・麻田村大字箕輪字北の無格社春日神社(天兒屋根命)を本社に、同四十三年四月二十日南豊島村大字勝部字川西の無格社神明神社(天照皇大神・若王子・春日大神)を末社神明社に合社せり。往時の境内は貳拾五町歩なりしも、豊臣氏檢地の際に刪減せられて東西壹百五拾間・南北貳百拾間・拾町五反歩を境内除地と定められ、文祿三年八月朔日石川久五郎の檢地・延寶七年八月七日永井市正の檢地にも變更なく、延寶七年八月永井市正の中倉村檢地帳には、「拾町五反歩(貳百拾間)氏神牛頭天王社境内、是は文祿三年石川久五郎古檢地以前より除、但原田郷十一ヶ村持合」と記せり。同境内中の社後山林收入及び同岡町村よりの納米は當社の經費に充てられ來りしが、社後の山林及び岡町村は明治六年上地せられし爲め、社は忽ち資産を失ひて祈年祭の執行にも差支を生ずるに至りければ、神主高島光俊氏は同十七年五月其の私有田地參反五畝貳拾五歩を寄附して基本財産と爲し、其の所得米を以て社費に充てんとせしも、尙不足なるを以て後記の如く上地林中一部の拂下を受け、其の一部を賣却して基本財産に加へ、其の利子金及び其の他の收入を以て祭祀其の他の諸經費に充つるの

途漸く成りて今に至る。已記の如く境内は上地せられて減縮したるも、尙參千貳百參拾九坪の廣さを有して古松老杉鬱葱せり。本殿は檜皮葺千鳥唐破風造にして、幣殿・拜殿・拜殿附屬貴人室・同神饌室・忌火舎・社務所等を存し、末社に十二神社・神明社・熊野神社・天神社・春日神社・八幡神社あり。十二神社は延暦二年卯月十二日の創建にして、元龜四年修繕の際には足利將軍より若干金を寄附せられ、天正の劫火を脱れし古建築物なり。

天文二十五年正月二十五日足利義輝社參し、境内に松を植ふし際に詠める歌

ほり植うる今より千代を契りおきてともにかかへんみやしるの松

社寶としては、白鳳十二年六月十八日天武天皇御寄附の獅子頭を初めとし、細川頼之所持是重作の太刀壹振・家吉作の劔壹口・古鈴壹個・有栖川宮の令旨等なり。氏地は往時七十二ヶ村に亘りしも、世の推移に従ひて減少し、慶安五年の頃に至りては、本地及び梨子井・中倉・南町・角・新免・熊野代・石蓮寺・寺内・北條・小曾禰・曾禰・岡山・福井・勝部・走井・箕輪・山の上・轟木・南郷・濱・市場・服部・穂積・利倉の二十五ヶ村となり、貞享五年には本地及び岡山・福井・曾根・角・南町・中倉・梨井・勝部・走井・箕輪の十一ヶ村となり、後本地及び岡山・福井・曾根・原田・勝部・走井の七ヶ村となりしも、前記合祀の結果今に復た増加して、本地及び大字岡町・同山の上・麻田村大字箕輪・同走井・南豊島村大字原田・同勝部・同上津島・同南今在家・中豊島村大字曾根・同福井・同



岡山の十二大字となれり。例祭は三月十八日に行はれ、稚兒盛装して遶行する古雅の式典にして、境内は群集の人を以て雑鬧を極む。外に年中の大祭として往時より行はるゝものに、獅子祭及び菜摘祭あり、菜摘祭は一月八日に行はる、祭式にして、菜摘式と稱へ、其の前日申刻より神職は菜摘乙女五名を率ゐて野邊に出で、忌籠に齋を摘ましめ、之を當日拂曉神前に供へて、聖壽の長久と民福の増進とを祈る美々しき祭式にして、神符壹千を限りて參拜者に頒布せり。慶應四年有栖川宮家の御祈願所となりてよりは、神事の終ると同時に祈禱を爲したる神札は撤供の齋と共に唐櫃に納められて、即日上京して有栖川宮家に參殿直納し、次で七日間御殿内安寧の祈禱を爲したりしも、明治四年より其の事止めり。今も當時用ひし有栖川宮御祈禱所御用札、並に聲及び神札獻上の途中使用せし繪符即ち裏面に宮家御紋の烙印あるもの残り。又獅子祭は九月三十日より十月十二日に至る間に行はるゝ大祭なり。往時は八月廿六日申刻に寶殿より獅子頭を神輿に奉じて行宮に遷座し、翌廿七日より氏子の村々を渡御し、九月十二日の夜寶殿に還御ありしが、今は變更せられて九月二十六日申刻に御出初の祭式を擧げ、同月三十日酉刻に獅子頭を神輿に奉じて行宮に遷座し、十月一日亥刻本社前に設けられたる舞踏臺に於て起舞・臥舞の動作あり、夜に入りて復た臥舞の動作あり、翌二日より八日まで氏子たる各部落に渡御して惡魔降伏の舞を修め、九日の夜本殿前の式場に於て儀式あり、同十二日午刻本社に還御せらる。而して其の九日の夜に於ける祭式は、常祭中に於ける最大の祭式なり、故に祭禮係は

前以て喪哀産穢等の關係を調査して祭禮員を定め、式場の周圍には總て注連繩を繞らし、炬火係を置きて炬火の用意を爲し、式場全般の設備を整へらる。當日に至れば、祭禮員は一様の提灯及び出提灯を持ちて一定の場所に鳩會し、午後九時の報を得て點火せらるゝ炬火(どんど)は盛に焚かれ、火焰の海と化するや、其の猛火灼々たる最中に、獅子頭を奉戴せるものは古式の方法に依りて式場を縦横に競奔し、觀衆の之に應じて喧噪歡呼する聲の附近の樹木に響けるは一世の偉觀にして、式は五更に至りて終を告ぐ、當國に於ける著名の大祭にして、拜觀者は遠近より群集し、境内外は全く人を以て埋められ、數萬人の上に出づるを例とせり。何れの頃よりか櫻墳山善光寺は當社の別當たりしも、元祿の頃に至りて離れしといふ。高島式部・高島主計・水田民部・田中左近といへる四軒の社家奉仕し來りしが、明治後に至りて水田・田中・高島主計の三家は退轉し、高島式部家のみ残りて奉仕せり、今の高島光俊氏即ち是れなり。同家の所藏に有栖川宮韶仁親王御染筆の短冊あり。

松

幾代々もちりうせずして言の葉のつもればたかき松かけの庭

瑞輪寺は字北大門にあり、雪峰山と號し、黄檗宗萬福寺末にして藥師如來を本尊とす。創立の年月は詳ならざれども、櫻墳山善光寺と號し、眞言宗にして原田神社の宮寺たりしが、慶長六年の兵火に罹りて灰燼となり、僅に其の殘燈を維持し來りしに、元祿年中に至り僧大雄其の頽廢を慨きて同十五年



本堂を建造し、千果和尚を推して開山と爲し、以て今の寺號に改め、黄檗宗に轉じて萬福寺末となる。境内は參百貳拾五坪を有し、本堂・庫裏・廊下・鐘樓及び辨天堂を存す。

紹偵の墓

同寺境内東北隅に一碑あり、表に僧塚と刻せり、即ち紹偵の墓石にして、紹偵は宗純即利休和尚の一子なり。其の碑はもと石塚の巽位約四五拾間の所にありしを、今より凡二十五六年前に轉置せられしものなり。其の舊地は字を僧塚といひ、約壹町九反參畝貳拾壹歩の廣さを有し、碑は其の所にありて一休の子の塚なりとの口碑を傳へ、大日本史に「宗純有子爲僧曰紹偵、號岐翁、居攝津櫻塚云」と見え、又野史にも同じく、紹偵は岐翁と號し攝津櫻塚に居ると記すれば、紹偵の居りし所にして、碑は其の葬られし墓石ならん。然れども今其の字地は全部開拓せられて、碑のありし千二百七拾九番地も畑地となる。又同境内墓地に落月庵水田西吟の墓あり。西吟は井原西鶴門下四天王の一人にして、元祿年中の俳人なり。老て庵を此の地に結び、寶永六年三月二十八日死去して此に葬らる。本地田中庄太郎氏の邸南なる津司千太郎氏の所有地は、俗に西吟の屋敷と呼ばる、是れ其の庵址ならん。

落月庵西吟の墓

本地村高四百八拾壹石九斗參升八合の内、四百貳拾壹石九斗參升八合は寛永二年より阿部備中守正次の領地たりしも、正保四年に至り其の貳百參拾九石貳斗八升八合は安部攝津守信盛の領地に轉じ、壹百八拾貳石六斗五升(内新田高六石九斗參升貳合より)は徳川氏代官の支配となり、其の六拾石は同年以後不詳、寛文元年より麾下島山飛彈守の采地となり、徳川代官支配地は同代官繼承して齋藤六藏に至り、明治元年の初

め新に御料となりて、櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締に移り、同年三月一日兵庫裁判所の支配に換り、同年五月廿三日大阪府司農局の支配となる。又島山氏の采地は同氏世襲して同飛彈守に至り、明治二年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配となる。依て徳川代官の舊支配地及び島山氏の舊采地は、共に同一管治に歸して、同七月北司農局の支配に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に移り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十五區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。又安部氏の領は同氏世襲して攝津守正益に至り、明治二年六月上地せり、依て半原藩の支配に移り、同四年七月十四日半原縣に屬し、同年十一月十五日額田縣の當分取締に轉じ、同月二十日大阪府の管轄となる、是に於て全村初めて同一管治に歸せり。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月豊島郡第二區八番組に入り、同八年四月三十日第十大區二小區八番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第十大區二小區となり、同十二年二月豊島郡役所部内となり、同月二十一日第十五分畫に屬し、同十三年七月二日新免村・轟木村・山の上村と四ヶ村聯合し、同十七年七月一日第十一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字岡町

本地は古來豊島郡に屬し、もと餘戸郷の内に入り、原田莊、一に六車庄といへる内にありて、中倉村



即ち後の原田村所屬たる原田神社の境内地たりしが、萬治・寛文の頃より同社氏子部落民の出在家せるものありて漸次聚落を爲し、天和の頃に至りて岡町村と稱し、年々貢米を原田神社に納付せり。其の納付額は享保七年六月の同社年貢帳に、米拾壹石壹斗六升參合と見ゆるも、明治四年の同帳に米貳拾貳石九斗八升八合と見ゆれば、戸口の増加に伴ひて増額したるものならん。然るに明治六年同社より上地せられて官有地となりしが、同年十二月拂下げられて民有地となり、同社境内外も原田村を離れて本地所屬となり、社も岡町村原田神社と稱せられしが、同七年六月櫻塚村に合併せられて一村となりしも、原田神社境内地を除きて本地は同十六年一月復た分れて一村となる。地名の岡は丘にして丘墳の多き所なるより起れりといふ。能勢街道に沿ひて市街の形を爲せり。

本地は天和年間より大坂西町奉行の支配となり、無石高にして同奉行繼承し、明治元年正月の初めに新に御料となりて、大阪裁判所司農局の支配となり、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に移り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十五區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して其の後の區畫の變遷は、大字櫻塚に同じ。

備考 舊大坂町奉行支配たりし本地のあること、本郡統轄の部に記載洩れなるを以て茲に附記す。

大字	新免	石高	明治九年改正 有租地反別	町制施行 一日現在人口	町制施行 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月二日 國勢調査の人口
		四〇・五三〇	八七・六三三	四四	一〇七・九〇三	一〇七・三三三	一〇七・三三三

南 轟 木	新 免 森 木	山 の 上	櫻 塚	岡 町	計
一七〇・〇八八	八八・六	八二・七二〇	四二・九三六	一七二・〇九二	一七二・〇九二
三・〇八八		一・六三三	一〇一・一〇〇	二九・三三三	二九・三三三
一三三		一三六	一三三	二五・五	二五・五
三・四三五		二〇・七二五	一三三・〇八七	一〇〇・五〇〇	一〇〇・五〇〇
一六九		一三三	七三	一八六	一八六
					七三
					一八六
					七三
					一八六

### 第十二項 熊野田村

本村は古來豊島郡に屬し、もと餘戸郷の内にして熊野代村といひしが、後訛して熊野田村と稱す。世俗には久末牟多井と呼べり。明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、獨立して一村を設け、同二十九年四月一日豊能郡に屬す。字地に北因幡といへるあり、攝津志村里の條に「屬邑一」と記せるは、此の字地を指せるならん。尙外に上の町・南垣内・西垣内・北垣内といへる字地を存す。村名の熊野代は、花山法皇の佛眼上人に命じて、紀州の熊野山に模して建てさせ給ひし寺を、熊野代山と號せしめられしより起れりといふ。地勢は東南北の三面に山を負ひ、山は千里山の脈にして、中に島熊山の稱あり、一に鬼ヶ嶽と呼べり。嶮阻にして崔嵬、故に此の名あり。



萬葉 玉かつましまくま山の夕暮にひとりか君の山路こゆらん

寂蓮法師

八阪神社

八阪神社は字宮垣内にあり、遠素盞烏尊を祀れり。寛和二年花山法皇の佛眼上人を導者として観音の靈場を順拜あらせられし時、當地に來りて地形の熊野に似たるものあるを見、熊野に模して神社佛閣を營み熊野を移さしめ給ふ、佛閣は境外なる寶樹寺にして、神社は即ち當社なりといふ。社名にもと葛上神祠と稱したるも、後牛頭天王と呼ばれ、明治三年八月今の社名に改めらる。本地の産土神にして明治五年村社に列し、同四十年七月五日字宮垣内の無格社愛宕神社(火産靈神)を合祀し、同四十一年十二月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は四百四坪を有し、本殿は檜皮葺相殿造にして慶安二年八月十日の造營に係り、其の他拜殿・繪馬堂・寶庫及び社務所を存し、老杉鬱として社頭を蔽へり。例祭は十月十一日、夏祭は七月十四日なり。

寶樹寺

寶樹寺は字宮垣内にあり、熊野代山と號し、淨土宗鎮西派淨國寺末にして聖觀世音を本尊とす。八阪神社の條に記せしが如く、花山法皇の熊野に模してを營ましめ給ひし佛閣にして、長徳二年三月佛眼上人の創建なりといふ。中世大に衰微し、正徳二年三月住職圓達之を再建中興せり。境内は貳百七拾八坪を有し、本堂・庫裏及び樂師堂を存す。花山法皇の塔・佛眼上人の塔ありて、佛眼寺を其の奥の院とせり。

佛眼寺

佛眼寺は字地田にあり、熊耳山と號し、曹洞宗永平寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。同じく佛眼上人の草創にして、念佛山と號して荒廢年を経ること數百年なりしが、寶曆九年浪速近江町の人規矩右衛門なるもの所願ありて、僧官慶を請じ私財を捐て之を再興し、山號をも今の如くに改稱せり。境内は五百拾七坪を有し、本堂・庫裏・方丈・玄關・鐘樓・土藏を存す。外に鎮守堂・禪堂・開山堂・地藏堂あり。

專宗寺

專宗寺は字南垣内にあり、一心山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は貳百七拾六坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓を存す。本地村高四百四拾九石壹斗貳升五合の内、四百貳拾七石八斗は寛永十七年十二月より麾下蒔田數馬の采地となり、其の貳拾壹石參斗貳升五合は寛政七年より徳川氏代官の支配たりしが、蒔田氏の采地は同氏世襲して同鐵太郎に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、徳川代官の支配地は同代官繼承して齋藤六藏に至り、明治元年の初の新に御料となりて、櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締に移り、同年三月一日兵庫裁判所の支配に移り、同年五月二十三日大阪府司農局の支配に轉ず。是に於て全村同一管治に歸し、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に移り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十五區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月豊島郡第二區九番組に入り、同八年四月三十日第十大區二小區九番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第十大



區二小區となり、同十二年二月十日豊島郡役所部内となり、同月二十一日第十四分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第十二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

村名	熊野田
石高	四〇六・五〇
明治九年改正 有租地反別	二七・三六六
明治九年一月一日現在人口	一、〇四一
町村制施行 當時の反別	三三・一三九
町村制施行 當時の人口	一、一八八
大正元年五月一日現在人口	一、五七五
大正九年五月一日 國勢調査の人口	一、四六六

### 第十三項 中豊島村

本地は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、福井村・岡山村・曾根村・服部村・長興寺村の五ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は豊島郡の中心に位置せるに依り、其の意を探りて中豊島村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて豊島郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日豊能郡に屬す。

#### 大字 福井

本地は古來豊島郡に屬し、もと餘戸郷の内なり、原田莊、一に六車庄とも呼びし内にして福井村と稱す。字地に城山・東城山といへるあり。

西法寺

西法寺は字城山にあり、星野山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地の豪士に星野四郎太夫なるものあり、本願寺蓮如法主に依し、剃髮して了忍と稱し、明應六年當寺を創立し、享保四年十月檀徒協力して之を再建せり。境内は貳百七拾壹坪を有し、本堂・庫裏・書院・鐘樓・藥醫門を存す。

福井城址

福井城址は中央にあり、一堆の丘阜をなして俗に城山と呼べり。周圍は貳百六拾間にして、今は民家相連り、遺跡の認むべきものなく、復た其の興廢の緣由等も明ならず。

本地は寛文元年より麾下畠山飛彈守の采地となり、村高八拾參石八斗貳升は同氏の襲して同飛彈守に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配となる。又本石高外なる壹石壹斗六升壹合新田は徳川氏代官の支配たりしが、同代官繼承して齋藤六藏に至り、明治元年の初の新に御料となりて、櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締に移り、同年三月一日兵庫裁判所の支配に轉じ、同年五月二十三日大阪府司農局の支配となる。是に於て全村同一管治に歸し、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十五區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月豊島郡第二區十番組に入り、同八年四月三十日第十大區二小區十番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第十大區二小區となり、同十二年二月十日豊島郡役所部内となり、同月二十一日



第十六分書に屬し、同十三年七月二日岡山村・曾根村・服部村・長興寺村と五ヶ村聯合し、同十七年七月一日第十三戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字 岡山

本地は古來豊島郡に屬し、もと餘戸郷の内にあり、原田莊、一に六車莊と呼びし内にして岡山村と稱す。字地に北の口・新町・南の口・辻野・西の口といへるあり。田圃の間に一の坪・五の坪・六の坪・東六の坪・十の坪といへる小字あり、條里制の遺稱ならん。

#### 西琳寺

西琳寺は字辻野にあり、應頂山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。中村治右衛門なるもの本願寺准如法主の弟子となり、宗善と法名して寛永五年に創立し、其の後大破せしを以て六世養元檀家と協力して之を再建せり、境内は四百貳拾五坪五合を有し、本堂・庫裏・鐘樓・藥醫門を存す。

本地は寛永年間より麾下船越駿河守の采地となり、同氏世襲して同柳之助に至り、明治元年五月廿四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十五區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して其の後の區畫の變遷は、大字福井に同じ。

### 大字 曾根

本地は古來豊島郡に屬し、もと餘戸郷の内にあり、原田莊、一に六車莊とも呼びし内にして曾根村と稱す。字地に丹後山・西丹後といへるあり。

本地は寛永二年より阿部備中守正次の領地たりしが、正保四年安部攝津守信盛の領地となり、村高貳百六拾五石六斗貳合は同氏世襲して攝津守信發に至り、明治二年六月上地せり、依て半原藩の支配に移り、同四年七月十四日半原縣に屬し、同年十一月十五日額田縣の當分管轄に轉じ、同月二十日大阪府の管轄となる。又本石高の外なる五斗貳升(新田)は徳川氏代官の支配たりしが、同代官繼承して齋藤六藏に至り、明治元年の初め新に御料となりて、櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締に移り、同年三月一日兵庫裁判所の支配に換り、同年五月廿三日大阪府司農局の支配に歸し、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年十一月二十日大阪府の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して其の後の區畫の變遷は、大字福井に同じ。

### 大字 服部

本地は古來豊島郡に屬し、もと大明郷の内にあり、南郷五ヶ村の一にして服部村と稱す。字地に西



服部といへるあり、攝津志村里の條に「服部屬邑一」と記せるは、此の字地を指せるものならん。外に天神・垣の内・春日町・神の木等の字地あり。又田圃の間なる一の坪・二の坪・三の坪・四の坪・五の坪・六の坪といへる小字は、條里制の遺稱ならん。

天神社は南方字天神にあり、少彦名命・菅原道真を祀れり。寛和元年花山法皇の勸請し給ひしものなりといふ。文化十二年修葺し、文政十年八月庶民の寄附を以て神殿・幣殿を再建し、天保九年十月更に拜殿を造營す、現在の社殿等は是れなり。明治五年村社に列し、同四十年六月十三日字春日町の村社春日神社(武甕槌命・經津玉命・天兒屋根命・天照大神)・大字曾根字八幡の同八幡神社(神力皇后)を合祀し、同四十一年十二月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は貳百拾四坪を有し、本殿・幣殿・拜殿・神輿庫・社務所を存す。末社に辰戸四柱神・稻荷社あり。樹木鬱葱として社殿を蔽へり。氏地は本地一圓にして、例祭は三月二十五日、夏祭は八月二十五日なり。

止々庵は字堀の内にあり、妙見山と號し、日蓮宗本國寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。寛保元年三月の創立なり。文久二年九月村民協力して再建せり。境内は壹百五拾壹坪を有し、本堂・庫裏を存す。外に三光堂あり。

神木塚は西方田圃の間にあり、東西貳間半・南北貳間の封土にして、中央に天然石一基を置けるも文字なし。里民は傳へて左大臣魚名の墳なりといひ、之を崇敬せり。

天神社

止々庵

神木塚

本地 寛永二年より阿部備中守正次の領地たりしが、正保四年安部攝津守信盛の領地となり、村高五百參拾五石九斗は同氏世襲して攝津守信發に至り、明治二年六月上地せり、依て半原藩の支配に移り、同四年七月十四日半原縣に屬し、同年十一月十五日額田縣の當分管轄に轉じ、同月二十日大阪府の管轄となる。又本石高外なる貳石壹斗貳升(無高)は徳川氏代官の支配たりしが、同代官繼承して齋藤六藏に至り、明治元年の初め新に御料となりて、櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締となり、同年三月一日兵庫裁判所の支配に換り、同年五月廿三日大阪府司農局の支配に歸し、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年十一月二十日大阪府の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して其の後の區畫の變遷は、大字福井に同じ。

### 大字長興寺

本地は古來豊島郡に屬し、もと餘戸郷の内にして長興寺村と稱す。字地に廣田・小谷・染香といへるあり。

住吉神社は字宮山にあり、底筒男命・中筒男命・上筒男命・息長帶姫命を主神として、相殿に天照皇大神・天兒屋根命・月讀命・應神天皇を祀れり。創建の年月は詳ならず。往時は社頭善美を盡し、祭祀の典は最も盛に行はれたりしに、天正六年の兵火に社殿等悉く焼失せり。依て氏子相謀りて宮田

住吉神社



の一小丘に假殿を設けて鎮祭し、後延寶二年十一月十一日社殿を再建して假殿より遷座し奉れり。古くより旱天に雨を祈り、柏原天皇の永正十一年五月には室町將軍も祈雨の願ありしといふ。後保科氏の領主たるに及び、祈雨の際には清酒壹樽・金壹千五百疋を奉納せらるゝの例となり、以て廢藩の當時に至るまで繼續せり。本地の産土神にして、明治五年村社に列し、同四十一年十二月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は參百坪を有し、本殿・拜殿・社務所を存す。末社に高麗神社あり。例祭は十二月十一日にして、夏祭は七月三十一日に行はれ、旱天の祈雨祭には、新婦の鍋を戴きて神前に雨を祈る特殊の式典あり。

念佛寺

念佛寺は字廣畑にあり、攝取山と號し、淨土宗金戒光明寺末にして阿彌陀如來を本尊とす。創立の年月は詳ならず。寛文二年良覺の中興なり。良覺は元祿七年閏五月十八日を以て入寂し、同年受樂といへる比丘尼住職となりし以來、尼僧の住すること十六代に及び、明治六年五月廢寺となり、同十三年三月二十四日復興せり。境内は壹百拾貳坪を有し、本堂兼庫裏・土藏を存す。在來の本堂兼庫裏は明治二十一年五月十二日焼失せしを以て、同二十三年五月十二日之を再建せり。

本地村高貳百四拾參石貳斗貳升參合七勺の内、貳百壹石七斗四升八合は寛永二年より阿部備中守正次の領地たりしも、正保四年保科彈正忠貞の領地となり、新高四拾壹石四斗七升五合七勺は寛政七年より徳川氏代官の支配となり、保科氏領は同氏世襲して彈正忠正益に至り、明治二年六月上地せり、

依て飯野藩の支配に移り、同三年十月四日兵庫縣の管轄に轉ず。又徳川代官の支配地は天保十一年永井飛彈守直與の預所となり、同十四年再び徳川代官の支配に復し、同代官繼承して齋藤六藏に至り、明治元年の初の新に御料となりて、櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締に移り、同年三月一日兵庫裁判所の支配に換り、同年五月廿三日大阪府司農局の支配に歸し、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に移り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉ず。是に於て全村同一管治に歸し、同四年八月同縣第三十五區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月豊島郡第二區八番組に入り、同八年四月三十日第十大區二小區八番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第十大區二小區となり、同十二年二月十日豊島郡役所部内となり、同月二十一日第十六分畫に屬し、同十三年七月二日福井村・岡山村・會根村・服部村と五ヶ村聯合し、同十七年七月一日第十三戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字	字	舊	石	高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月一日現在人口	町村制施行 當時の人口	町村制施行 當時の人口	大正元年三月一日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
福井	石高	八四・九六〇	九・五三二	一一三	九・九七セ	九六				
岡山		一〇七・〇一〇	一五・三三三	一七六	二八・一五七	一六一				
會根		三六・三三三	四〇・二〇三	九	四一・二六六	一一一				
服部		五八・〇一〇	五〇・三三三	一一三	五八・一七二	一一三				



長興寺	二四・三三	六三二	四四	六六二	四七	一五〇	一八六
計	一、二五	一、九三	一、三三	二、三三	一、三三	一、五〇	一、八六

### 第十四項 庄内村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、野田村・牛立村・三屋村・島江村・菰江村・洲到止村・庄本村・島田村の八ヶ村は、地形民情共に合併するを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は古來總稱して庄内と呼びし所なるに依り、其の稱を採りて庄内村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて三島郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日豊能郡に屬す。

### 大字野田

本地は古來豊島郡に屬し、もと大明郷の内にあり、東椋橋莊の内にして野田村と稱す。字地に北浦といへるあり。舊莊名に東の字を冠するは、川邊郡に屬する西椋橋莊に對せるなり。姓氏錄未定雜姓攝津國の條に、「椋橋部連、伊香我色乎命之後也」と見ゆれば、同莊は椋橋部氏の居りし所にして、莊名も是れより起りしものならん。東鑑承久三年五月の條に、「武家背天氣之起、依舞女龜菊申狀、可停止攝津國長江・倉橋兩莊地頭職之由、二個度被下院宣之處、右京亮(泰時)不諾申、仍逆鱗甚故也」と見ゆ

る倉橋莊は、此の莊を指せるなるべし。普通に當莊の地を總稱して庄内といへるは、蓋し東椋橋莊内の略ならん。

### 南昌庵

南昌庵は字北浦にあり、光明山と號し、曹洞宗禪林寺末にして觀世音菩薩を本尊とす。正保二年の頃乾嶺の檀徒と協力して創立せし所なり。境内は參百八拾坪を有し、本堂兼庫裏を存す。明治三十六年九月二十五日落成の新築なり。

本地村高參百貳拾石七斗八升貳合の内、貳拾石七斗八升貳合は元和年間より麾下大島左太夫の采地となり、其の參百石は元祿三年の頃より麾下大島鐵太郎の采地となり、兩氏共に世襲して大島伊豫守及び大島鐵太郎に至り、明治元年五月廿四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十六區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月豊島郡第三區五番組に入り、同八年四月三十日第十大區三小區五番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第十大區三小區となり、同十二年二月十日豊島郡役所部内となり、同月二十一日第十八分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第十四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。



### 大字牛立

本地は古來豊島郡に屬し、もと大明郷の内にあり、東椋橋莊の内に於て牛立村と稱す。字地に北の口・南の口といへるあり。

正業寺

正業寺は字北の口にあり、光香山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地の人辻善之助なるもの證如法主の直弟となり、宗順と法名し、享祿四年有志の助力に依りて創建し、其の後焼失せしを以て、寶曆六年四月大坂堺筋油屋町紅屋彦兵衛之を再建せり。境内は壹百九拾五坪を有し、本堂・庫裏・書院を存す。

本地は元和年間より麾下大島左太夫の采地となり、同氏世襲して同伊豫守に至り、明治元年五月廿四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十六區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して其の後の區畫の變遷は、大字野田に同じ。

### 大字三屋

本地は古來豊島郡に屬し、もと大明郷の内にあり、東椋橋莊の内に於て西長島村と呼び、後三屋村と

善徳寺

稱す。其の西長島村と呼びしは東長島村に對せしものなるべし。明治三十七年八月一日天竺川以東なる堤防其の他の土地は、小曾根村大字長島に轉出せり。字地に三軒家・西長島・野田前といへるあり。

善徳寺は字西長島にあり、清龍山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。荒川祐三郎なるもの木願寺蓮如法主に歸依して祐願と法名し、文明十三年八月有志の助力に依りて創立し、天和二年三月六世願慶檀徒の信施を以て再建したるに、嘉永四年の洪水に流失せしを以て、安政元年檀徒協力して更に之を再建せり。境内は四百參拾貳坪を有し、本堂・庫裏・土藏・藥醫門を存す。

明福寺

明福寺は同字にあり、自然山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地の人小島彦右衛門なるもの本願寺證如法主に歸依し、剃髮して永壽と法名し、天文五年九月有志の助力を得て創立し、明治四年二月火災に罹りて焼失せしかば、同六年四月十世心海檀徒と協力して再建せり。境内は壹百九拾參坪を有し、本堂・庫裏・土藏・鐘樓・藥醫門を存す。

本地は元和年間より麾下大島左太夫の采地となり、同氏世襲して同伊豫守に至り、明治元年五月廿四日の公布に依りて大阪府司農局の支配地に移り、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十六區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して其の後の區畫の變遷は、大字野田に同じ。



### 大字島江

本地は古來豊島郡に屬し、もと大明郷の内に入り、東椋橋莊の内にして島江村と稱す。字地に稻本といへるあり。

庄内神社

庄内神社は字西大寺にあり、明治三十九年勅令第二百二十號に基き、村内七大字の村社數を減じて其の維持方法を確立し、祭祀の典を全からしめんと欲し、氏子協議の上明治四十年八月十九日本地字堂の浦の村社稻荷神社(神保食)・大字島田字五枚田の同稻荷神社(神保食)・大字洲到止字東大島の同八幡大神宮(神保食)・大字庄本字六の坪の同稻荷神社(神保食)・大字野田字北浦の同八幡大神宮(神保食)・大字牛立字北の口の同八幡神社(神保食)・大字菰江字馬虫の同稜威天王神社(稜威雄)を合併して一社を建て、社名を庄内神社と定めて祀らんことを出願し、同年十一月十八日許可を得、本地舊稻荷神社の社殿を假宮と爲し、同四十二年十一月の八・九兩日を卜して遷座し、更に社地を此の地に相して合併されたる大字洲到止舊八幡社の本殿・拜殿・社務所を移して、社殿を新築し、大正元年十月十六日を以て假宮より遷座し、大正五年五月六日神饌幣帛料供進社に指定せらる。未社に蛭子神社・少彦名神社あり。境内は壹反五畝拾四歩を有し、例祭は十月十七日、夏祭は七月十七日に行はる。合祀の結果氏子區域は本地及び野田・牛立・菰江・洲到止・庄本・島田の七大字となりて、本村の大部分を占む、是れ社名に村名を

冠したる所以なり。且之が爲め各舊社境内官有地の無代下附を得て基本財産に編入しければ、神社維持の基礎定まりて、祭祀の典も遺憾なく行はるゝに至れり。合祀社中大字菰江の稜威天王神社は、龜山天皇文永年中の創建にして、其の境内にはもと二股杉の大木繁茂せしといふ、今も地名に杉の跡の名あり、神託に依り氏子は米穀を精するに足踏確を用ひず、且四足ある肉食を禁じ給へるを以て、其の部内舊氏は今も四足の肉食を忌めり。大字牛立の八幡宮神社は創建の年月詳ならず、天保十四年五月の調書には、除地牛頭天王並に八幡宮と見え、傳説にも往古より牛頭天王を祀り、織田信長の神社佛閣を破壊せるに際しても、同社は何の沙汰もなかりしといふ、されば八幡宮は後の配祀なりしを知るべし、然るに明治五年兵庫縣の祭神調査に當り、牛頭天王を他に移し、八幡二柱の大神のみを祀れりと。大字野田の八幡大神宮は同じく創建の年月詳ならず、光明山南昌禪庵の古文書に依れば、桂の宮に仕へし生島諸太夫の血族此の野田村に移住し、牛頭天王を勧請して氏神と爲す旨を載せ、天保七年四月領主大島左京再調と記せる神社祭禮什器の金幣に、牛頭天王・八幡社と並書せるを見れば、當社も亦前社と同じく後に八幡宮を祀りて、前の祭神名を没したるものと思はる、宮寺として奉仕したるは南昌禪庵なり。大字洲到止の八幡神社も復た創建の年月詳ならず、傳説に依れば、石清水八幡宮の分靈を勧請したるものにして、往時は陰曆九月十五日氏子は輪番を以て同社に參拜し、祭祀は同村最勝寺の僧之を掌りたりと。本地の稻荷神社は嘉吉年中の勧請、大字島田の稻荷神社は長寛二年伏見



稻荷神社の分靈を勧請せしもの、大字庄本の稻荷神社は創立の年月詳ならず。

本地は元和年間より麾下大島左太夫の采地となり、同氏世襲して同伊豫守に至り、明治元年五月廿四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同年七月北司農局に属し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十六區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月豊島郡第三區三番組に入り、同八年四月三十日第十大區三小區三番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第十大區三小區となり、同十二年二月十日豊島郡役所部内となり、同月二十一日第十八分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第十五戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字菰江

本地は古來豊島郡に屬し、もと大明郷の内に入り、東椋橋莊の内して菰江村(一に菰江に作る)と稱す。字地に宮後・三國(北除)といへるあり、攝津志村里の條に「薄江屬邑一」と記せるは、此の字地の内の三國を指せるならん。郡の南端に位し、東に天竺川を帶び、南に神崎川を擁し、川の中央を以て西成郡神津村大字新在家に對す。能勢街道は南北に通じ、其の路線の神崎川に當れる所に三國橋あり、字三國にあるを以

て此の名あり。橋は明治八年二月の架設にして、もと三國渡と呼ばれて渡船場たりし所なり。然れども往時にありて橋梁の斷絶せしこと正史に見ゆれば、橋梁の架せられしことあるを知るべし。

文德實錄

仁壽三年冬十月戊辰、攝津國奏言、長柄・三國兩河頃年橋梁斷絶人馬不通、請准堀江川置二隻船以通濟渡、許之、

本地村高參百四拾七石七升四勺の内、參百參拾參石五斗五升四合四勺は元和年間より麾下大島左太夫の采地となり、其の拾參石五斗壹升六合新田は年紀不詳徳川氏代官の支配となり、大島氏の采地は同氏世襲して同伊豫守に至り、明治元年五月廿四日の公布に依りて大阪府司農局の支配となる。徳川代官の支配地は同代官繼承して齋藤六藏に至り、明治元年の初め新に御料となりて、櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締に移り、同年三月一日兵庫裁判所の支配に換り、同年五月廿三日大阪府司農局の支配となる。是に於て全村同一管治に歸し、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十六區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して其の後の區畫の變遷は、大字島江に同じ。

### 大字洲到止

本地は古來豊島郡に屬し、もと大明郷の内に入り、東椋橋莊の内にして洲到止村と稱す。字地に東大島・西大島といへるあり。



最勝寺は字東大島にあり、中井山と號し、眞宗佛光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。中井四郎兵衛なるもの佛門に入りて林西と法名し、文祿元年正月一字を創立せしもの即ち當寺なり。寶曆五年十二月檀徒協力して之を再建せり。境内は八拾七坪を有し、本堂・向拜・後堂を存す、共に明治四十五年五月十六日落成の新築なり。

本地村高參百拾四石五斗九升壹合貳勺の内、參百六石四斗五升四合貳勺は元和年間麾下大島丹波守の采地となり、其の八石壹斗參升七合(流作は年紀不詳徳川氏代官の支配となり、大島氏の采地は同氏世襲して同雲八郎に至り、明治元年五月廿四日の公布に依りて大阪府司農局の支配となる。又徳川代官の支配地は同代官繼承して齋藤六藏に至り、明治元年の初の新に御料となりて、櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締に移り、同年三月一日兵庫裁判所の支配に換り、同年五月廿三日大阪府司農局の支配となる。是に於て全村同一管治に歸し、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に轉じ、同年八月二日兵庫縣の管轄に移り、同四年八月同縣第三十六區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して其の後の區畫の變遷は、大字島江に同じ。

### 大字庄本

本地は古來豊島郡に屬し、もと大明郷の内に入り、東椋橋莊の内にして庄本村と稱す、庄は一に莊に

作る、莊本は椋橋莊の莊本なるべし。字地に高町(一に島と)といへるあり、攝津志村里の條に「莊本屬邑一」と記せるは、此の字地を指せるなるべし。又六の坪(一に新家)・七の坪・八の坪・九の坪・十の坪・十一の坪といへる小字あり、條里制の遺稱ならん。

椋橋神社は字鯉ヶ坪にあり、速素盞鳴尊を祀れり。創建の年月は詳ならず。もと東西椋橋莊十八ヶ村の産土神にして、椋橋の總社と稱し、上下の敬信厚く、明徳二年七月藤原秀安は金鼓を寄進し、天文八年四月後奈良天皇は勅願所と定めて東椋橋莊を寄せ給ひ、天正年間池田筑後守は嫡子多聞丸誕生の爲め其の武運長久を祈りて、今の社實となれる獅子頭を寄進せり。往時より社頭壯麗を極め、祭祀の典嚴に行はれたりしが、世の推移に従ひ氏地中別に祠を建て、産土神となすもの出で、加ふるに兵亂相踵ぎて社頭漸く衰運に傾き、天正六年織田信長の荒木村重討伐の兵火に罹りて、社殿・什寶・古文書等を焼失せり。依て同九年假殿を營みて神靈を鎮祭し、慶長四年六月十四日社殿を再建したるも、終に舊時の觀に復する能はず。社領は武門に收められ、天正の頃まで尙氏地たりし東長島・西長島も別に祠を建てければ、氏地は本地及び川邊郡の内なる戸の内・高田・神崎の四ヶ村となり、高田・神崎の兩村も其の後復に一村限の祠を建てければ、氏地は遂に減じて今の如く本地及び川邊郡戸之内の兩村となり、明治五年村社に列し、同四十年二月神饌幣帛料供進社に指定せらる。本殿は前記慶長四年建築の柿葺造にして、外に幣殿・拜殿・社務所を存す。末社に天満宮相殿配祀社あり。例祭は十月十四



日・夏祭は七月十四日に行はる。境内は四百六拾八坪を有し、白砂平坦にして東に神崎川通じ、西に猪名川流れて風景に富めり。社地に就て豊島郡誌には、「或人いふ、風土記神功皇后幸于筑紫國時、集諸神祇於川邊郡内神前松原云々、恐らくは此の地ならん、其の是非を知らず」と記せり。裡に鯉池及び鯉塚といへるあり。傳へいふ、昔行基の衆生を濟度して諸國を巡錫せる時、此の地方に來りて板橋を猪名川に架せんとしたるも、河水急激にして果すを得ず、當社に參籠祈願して更に着手したるに、鯉魚群集して魚橋をなし、爲めに其の工を成就せり、依て行基は是れ全く神の鯉魚をして後援し給ひしものと感謝し、爾來棕橋莊に鯉魚を漁し且之を食することを禁じ、其の風習は今に残りて里民は鯉魚を氏神の御使なりと稱せり。池・塚及び附近なる鯉ヶ坪の字は、此の傳説に因めるものならん。

光國寺は同字にあり、棕橋山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。多田滿仲の末裔石黒右京進なるもの出家して、眞言宗の道場を建てしが、後本願寺蓮如法主の徒弟となりて願生と法名し、文明五年三月當寺を創立せり。境内は五百四坪を有し、本堂・庫裏・書院・土藏・鐘樓・鼓樓・藥醫門を存す。什寶に萱野三平自及の短刀(平勝)及び手槍(穗光、尺五寸右、見守藤原平直作)ありしが、今はなし。十五世の住職某三平の姉を娶りし縁に依りて所藏せしものなりといふ。墓地に同三平の墓あり、表面に「妙法陽光洞廓・元祿十五年正月十四日」と刻せり、其の見立墓ならん。

新福寺

新福寺は字島にあり、如説山と號し、日蓮宗久遠寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。

光國寺

黄金の森

僧正行基の開創なりと傳ふ。保元・平治の頃兵燹に罹りて廢絶しけるに、後慶安二年二月日芳上人之を再興して中興の祖となり、元祿十五年日成檀徒と協力して更に再建せり。境内は貳百八拾八坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關を存す。鎮守に鬼子母神あり、子安の本尊と呼ばれて其の名高し。黄金の森は字六の坪にあり、稻荷神社の鎮座地たりしが、社は大字島江の庄内神社に合祀せられて今はなし。其の地は土饅頭にして陵墓の形を爲し、黄金の鶏の埋没せられし所にして、毎年正月の元旦には今も高く一聲を放てりとの傳説あり。稻荷神社の合祀せられし後、地主開墾せんとしたるに、土中より古代土器の破片數多出でしといふ。棕橋莊は棕橋部連の居りし所なるを以て、或は同族に係あるものならんか。

本地村高九百四拾六石九斗六升貳合の内、六百拾四石貳斗六升壹合は元和年間より麾下大島左太夫の采地となり、其の四拾石貳斗九升七合は同じく麾下大島丹波守の采地となり、其の貳百九拾貳石四斗四合(内壹百七拾四石壹斗五升九合は庄本村、八拾石四斗五升八合は庄本新家、參拾參石七斗八升七合は庄本島村分)は元祿元年より徳川氏代官の支配たりしが、兩大島氏の采地は兩氏とも世襲して大島伊豫守・大島雲八郎に至り、明治元年五月廿四日の公布に依りて大阪府司農局の支配となる。又徳川代官の支配地は同代官繼承して齋藤六藏に至り、明治元年の初の新に御料となりて、櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締に移り、同年三月一日兵庫裁判所の支配に換り、同年五月廿三日大阪府司農局の支配となる。是に於て全村同一管治に歸して、同年七月北司農局



に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十六區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月豊島郡第三區四番組に入り、同八年四月三十日第十大區三小區四番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第十大區三小區となり、同十二年二月十日豊島郡役所部内となり、同月二十二日第二十分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第十五戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字 島田

本地は古來豊島郡に屬し、もと大明郷の内にあり、東椋橋莊の内に於て島堂村と呼びしが、後島田村と改稱す。小字に六の坪・七の坪・下二十等の名あり、條里制の遺稱ならん。

源福寺は字七の坪にあり、皇子山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地住人平戸次郎右衛門なるもの本願寺の寂如法主に歸依し、剃髮して教祐と法名し、寶永元年五月村民の協力を得て創立し、慶應元年八月十六日洪水の爲めに流失せしかば、今の堂宇は其の後の再建なり。境内は七拾四坪を有し、本堂・庫裏を存す。

觀音堂は字古敷にあり、天王山と號し、本尊觀世音は行基の作と傳へ、今は一小堂に過ぎざれど

源福寺

觀音堂

も、往時は壹町四面の境内を有する大伽藍にして、其の大梵鐘は元暦年間源義經の平氏追討に際し、武藏坊辨慶を尼ヶ崎に搬出して陣營の用に供し、寺は其の後承久の兵燹に罹りて烏有となり、僅に殘れるもの即ち此の觀音堂なりと里傳せり。

本地村高參百貳拾九石壹斗貳升六合の内、拾壹石九斗七升は元和年間より麾下大島左太夫の采地となり、其の壹百五拾五石九斗七升四合は同じく麾下大島丹波守の采地となり、其の壹百六拾壹石壹斗八升貳合は元祿元年より徳川氏代官の支配たりしが、兩大島氏の采地は、兩氏とも世襲して大島伊豫守・大島雲八郎に至り、明治元年五月廿四日の公布に依りて大阪府司農局の支配となる。又徳川代官の支配地は同代官繼承して齋藤六藏に至り、明治元年の初め新に御料となりて、櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締に移り、同年三月一日兵庫裁判所の支配に換り、同年五月廿三日大阪府司農局の支配となる。是に於て全村同一管治に歸して、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十六區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月豊島郡第三區二番組に入り、同八年四月三十日第十大區三小區二番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第十大區三區となり、同十二年二月十日豊島郡役所部内となり、同月二十一日第二十分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第十四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町



村制施行に至れり。

大字	石高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町制施行 當時の反別	町制施行 當時の人口	大正元年五月 末日現在人口	大正九年一月 一日國勢調査の人口
野田	二一、七〇〇	三二、三三	一五六	五、五三一	二七		
牛立	三三、〇六〇	二五、〇三五	一六二	三〇、八九二	二七		
三屋	二五、〇五〇	二七、六九五	四一	二七、六三九	四六		
島江	二五、〇五〇	一九、四三三	一八	一九、三四四	一六七		
菰江	三〇、〇〇〇	四三、五二二	二五	四七、六二六	二四		
洲止	三四、五三三	四六、一〇〇	二七	四八、五三四	三六		
庄本	九六、九二	八六、三七七	三九	九二、三〇三	四四		
島田	三九、二二〇	二六、三二	一八	二六、九九三	一五		
計	三、二、六三六	三、七、八二二	一、四四	三、九、九二六	二、一五	三、八三三	三、六九〇

第十五項 小曾根村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、小曾根村・濱村・長島村・北條村・寺内村・石蓮寺村の六ヶ村は、其の當時に於る同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は往時小曾根郷と稱へたるに依り、其の稱を採り

て小曾根村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて豊島郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日豊能郡に屬す。

大字小曾根

本地は古來豊島郡に屬し、もと大明郷の内であり、南郷五ヶ村の一にして小曾根村と稱し、濱・東長島・北條・寺内・石蓮寺と共に其の屬邑たりしが、天正年間より各自分立するに及び、本地も獨立して小曾根村と稱す。舊小曾根村の地は一に小曾根郷とも呼びしといふ。曾根は曾禰にして、姓氏録左京神別に「曾禰連、石上同祖、神饒速日命之後也」と見ゆる曾禰氏あり、同氏に因みあるものならんか。字地に渡場・西願寺・二軒屋・中の島・北町・南町・東町・瓦田・蓮といへるありて、渡場及び西願寺は、豊島郡誌に舊小曾根村の支郷なりとせり、攝津志村里の條に「小曾根屬邑」と記せるは、此の字地を指せるものならん。

住吉神社は北方山向山にあり、表筒男命・中筒男命・底筒男命・氣長足姫命を祀れり。元和元年五月住吉郡住吉神社の分靈を勸請せしものなりといふ。もと福壽院といへる宮寺ありしが、明治維新後の神佛分離に依りて廢絶し、社は同五年村社に列し、同四十二年八月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は壹千參拾坪を有し、本殿・幣殿・拜殿・神樂所を存す。末社に稻生神社・嚴島神社あり。氏地

住吉神社



福壽院の址

は本地及び大字北條・同濱・同石蓮寺。例祭は十月十五日にして、境内に相撲を催し、奉納相撲と呼びて従來の例なり。  
福壽院の址は同社の傍にあり。真言宗にしても濱村なる今西家の靈所にありしが、文政年間當所に移りて住吉神社の宮寺たりしも、明治維新後の神佛分離に依りて廢寺となる。寺名は作州津山城主森忠政の内室大藏姫の法諡福壽院殿空以法大姉に因り。同福壽院殿は今西家三十六世春房の長女にて、母は日向守明智光秀の女なり。元和九年九月十三日を以て逝き、作州光源寺に葬らる。生存中愛翫の手道具に眞影を添へて今西家に送り、寺院の建立を遺命せしかば、同家は其の手道具を同家の墓所に埋めて石塔を立て、靈所に堂宇を建立して其の眞影を安置し、以て同大姉の冥福を祈りしもの即ち當寺の起原にして、後當所に移轉して住吉神社の宮寺となり來りしも、前記の如く廢寺となりければ、其の眞影は今西家に引取らて保存せらる。

養照寺

養照寺は字北町にあり、善興山と號し、真宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天平年間僧正行基の創立に係り、真言宗にして善興寺と號せしが、降て明應元年僧智鑑なるもの、本願寺蓮如法主の徒弟となりて念西と法名し、眞宗に轉じて今の寺名に改む。寶永七年八月淨空檀徒と協力して之を再建せり。境内は四百五拾七坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・鼓樓・經藏・土藏・藥醫門を存す。

西福寺

西福寺は同字にあり、正因山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。延慶元年僧聚雲

常光寺

の開創にして天台宗なりしも、文保二年僧道念眞宗に轉じて堂宇を再建し、正徳元年火災に罹りて烏有に歸し、享保三年四月僧了弘檀徒と協力して更に再建せり。境内は四百四拾八坪を有し、本堂・庫裏・土藏・鐘樓・藥醫門を存す。

常光寺は字南町にあり、香華山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。往時は眞言宗にして直入院と稱せしも、創立の年月は詳ならず。明應年間轉宗して今の寺名に改む。貞享二年正月五日火災に罹り、明治六年僧教尊之を再建せり。境内は四百參拾七坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・土藏・鐘樓・鼓樓・藥醫門を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治五年五月豊島郡第三區六番組に入り、同八年四月三十日第十大區三小區六番組に屬したるの外は、大字濱に同じ。

大字濱

本地は古來豊島郡に屬し、もと大明郷の内にあり、南郷五ヶ村の一にして小曾根村と稱し、小曾根・東長島・北條・寺内・石蓮寺と共に其の屬邑たりしが、天正年間より各自分立するに及び、本地も獨立して濱村と稱す。宇地に梅垣内・北垣内・濱及び南郷といへるあり。南郷及び濱は豊島郡誌に南郷村・濱村と記して小曾根村の分支とせり。攝津志村里の條に「濱屬邑二」と記せるは、此の濱及び南郷を



指せるものならん。其の字南郷は元來の地名にあらず、大和春日神社の神官座を分ちて南郷・北郷の名あり、其の南郷方の社家たる今西時兼來りて本地春日神社の神主たりしより、本地に南郷の名を爲し、舊小曾根村・垂水村・榎坂村・服部村・穂積村の五ヶ村は同社の神領たりしを以て、南郷五ヶ村の稱起れりといふ。今西家所藏文治五年三月の太田文中、「春日御社領垂水西御牧榎坂郷」の下に、垂水村・榎坂村・小曾根村・穂積村と記せるを以て見れば、舊小曾根村の地は西御牧榎坂郷と稱せし所なるを知るべし。尙同文書小曾根村の條下に、五條一里・二里・三里・四里と記すれば、條里制當時此の條里に屬したる所なるを知るべし。

## 春日神社

春日神社は字南郷今西家の邸内にあり、春日四柱大神・若宮大神を祀れり。南郷五ヶ村の産土神にして、今は同家の私祭なり。社記に依れば、朱雀天皇の承平年中、平將門征討の御願に依りて、俵藤太秀郷の大和三笠山の春日大神を勸請したるもの當社の起源なり。天慶三年九月正三位に叙せられ、且巨勢金岡筆の春日大神の神影を下賜せらる。而して社は其の勸請と同時に、同春日神社神官座の南郷に屬する社家今西時兼供奉し來りて神事を奉じ、子孫相繼ぎて今に至る。神領は勸請と同時に秀郷の寄附せし所にして、本社及び當社の分、當國に於て七萬參千石に達し、今西家之を守護せり。故に社運隆昌を極め、社域頗る廣く、東は今の中溝を限り・西は天竺川堤を限り・南は今の字堀田を限り・北は今の馬街道を限りて四方に濠を繞らし、今の大字小曾根に通ずる中の小路は、大門前の馬場にし

て、石造の一の鳥居はそこに建てられ、濠外の南より東に廻りては、深田の土居にて要害堅固なりしかば、當時土居城の稱ありしといふ。又其の神事の如きも莊重を極め、毎年正月朔日寅時の奉幣・並に鏡の御供・七日の若菜・三月三日の餅・五月五日の粽・七月七日の素麴・九月九日の栗折・歳末の神供を初の、毎月日並の御供に至るまで、下司・公文・刀禰・長壽の四職ありて之を沙汰し、五騎の流鏑矢は長享年間より南郷五ヶ村のもの交替して勤め來れり。然るに天正六年荒木村重落去後に至り、漸次社納を怠るもの出で、今西春房の明智光秀の女(姫)を娶りて、光秀と姻戚の關係ありしを以て、秀吉の光秀と山崎に戦ふに際し、光秀の請に依りて春房の弟春光出陣せし爲め、秀吉に残らず社領を沒收せられしかば、社頭是れより衰微せしも、由緒ある舊社なるを以て領主保科家の崇敬厚く、保科越前守正宣は寛政年間大坂定番勤務中、社參して太刀壹口及び馬代を奉納し、保科彈正忠正益は文久元年四月同定番勤務中、復た社參して太刀壹口及び馬代を奉納せしのみならず、毎年正月元旦には初穂金百疋宛を獻納し、郡代代參して奉幣し、以て明治二年まで繼續せしが、社は其の後遂に同家の私祭となる。今の社殿は大和春日神社の舊殿を延享十四年に移轉改築せしものなり。舊社なるを以て社に關係せる古文書等頗る多く、後醍醐天皇の繪旨貳通、後二條・後村上・長慶・後光嚴・櫻町諸天皇の宣旨、伏見天皇宸翰神號、後二條天皇同神號、後龜山天皇同短冊、佳藤太秀郷奉納の太刀、南方將軍家尊公の寄附に係る内侍所御鈴、巨勢金岡筆鹿島大神宮畫、狩野元信筆春日若宮赤童子神影、篠



原右京進長房・和田伊賀守惟政・三淵大和守藤英・十河民部太夫一政・三宅孫四郎・池田兵庫尉長政・松平武藏守利隆・板倉伊賀守勝重等の制札、將軍家祈願文を初め、無慮壹百數拾點の多きに及び、今西家に依りて所藏せらる。中に太田文と題せる上下の貳冊あり、文治五年三月に成れる神領の地籍帳にして、何條何里何の坪と記せられ、條里制當時の面目躍如せるは最も珍なり。而して社は奈良の春日神社と深き因みの間柄なるを以て、通信の用も多く、奈良の春日神社より當社への使に神鹿を以てせしことあり。其の時は書面を箱の中に入れて鹿の首に纏ひ、人夫之に従ひて宿送りするの例たりしが、鹿は殺生禁制にして、之を殺せば罪科に處せられれば、人恐れて之に觸るゝものなかりしといふ、然るに天保三年神鹿を誤殺せし原田村百姓の詫状あり。

後醍醐天皇繪旨

榎坂四ヶ村輩可令致軍忠者天氣如此悉之

正月四日

勘解由次官 花押

同

榎坂四ヶ村軍勢屯甲乙人等先度任被成下之繪旨、馳參屬兵部卿家手可致軍忠於有功功者可勸賞之由可被相觸者天氣如此仍執違如件

正月七日

左衛門權少尉 花押

後龜山天皇宸諭短冊

峯高きかすかの山にいつる日はくもる月なくてはらすへら也

禁制

- 一、當手軍勢亂暴狼藉事
  - 一、口取放火事
  - 一、剪採山林竹木事
- 右條々堅令停止若於違犯輩者可處殿科者也  
仍如件

元龜元年六月廿八日

和田伊賀守惟政 花押

詫一札之事

一、此度上津島村番人方々手負鹿參り候に付、私共より申受に參り山鹿の様に相心得無何心連歸り候處、段々承り候處南郡之鹿に御座候様承り早進養生仕南郡へ送り歸し候様奉存候處養生不相叶死去仕候、玆々恐入候、全く心得違仕候、此上は如何様に被仰候共一言の申分無御座恐入候處格別之御取計を以て御用捨被下、右鹿の方付御願申上候處御承知被成下千萬難有仕合に奉存候、以來は村に不及申近村等え鹿參り候共早速爲御申上其上南郡の鹿に無相違候は、召進參り御指圖を受可申候、此度之儀は重々恐入候間幾重にも御聞流被下候段難有奉存候、村方一統此段申聞せ相心得可申候間一札を以て御詫申上候、仍爲後日如件、

天保三辰年閏十一月廿五日

原田村百姓



- 伊兵衛 ⑩
- 八藏 ⑩
- 伊三郎 ⑩
- 興八 ⑩
- 和助 ⑩
- 清藏 ⑩
- 久藏 ⑩
- 元治郎 ⑩
- 源藏 ⑩
- 同村役人 庄屋
- 源右衛門 ⑩
- 藤五郎 ⑩

今西橋之丞殿

今西玄芳は今西家の先代なり。名は春房・字は陽甫・白埜又は正立齋と號す。同家四十一世春幸の四子にして、天和三年八月二十四日を以て生る。幼にして學を好み、浪華の懷徳堂に遊びて五井持軒

今西玄芳

に師事し、又伊藤東涯に道を問ひ、烏山芝軒に詩を學び、旁ら藤井三淳に就て醫術を研究せり。資性質直勲慎詩を賦し文を作りて儒雅の士と往來し、當時有名なる儒者文人は其の交遊する所たりしが、殊に親密なりしは懷徳堂の諸儒なり。かくて其の名は漸次世に聞えければ、高士の慕ひ來りて訪問するもの多く、家督を長子玄章に譲りて大坂に寓し、醫を以て門を張りしが、病者門に市し、起死救痾頗る奇効を奏せり。かゝる間にも名士と往來して、詩文の唱和を廢せしことなかりしといふ。老後歸郷して病を養ひ、子弟に教授して日を送り、寶曆十一年七月二十九日七十九歳を以て逝けり。遺著多し。長子玄章は正徳四年十二月晦日を以て生れ、京都加茂真淵の門に學びて和歌を能くし、國學を以て名あり、麻田藩主青木内膳正の師範たりしが、父に先ちて寶曆四年七月四日四十一歳を以て逝けり。

寓居 浪華 次某句二首

玄 芳

西泊東漂不繫舟 紅塵裏任沈浮 囊來無意立功業 双袖龍鍾兩鬢秋

又

世上風波能覆舟 看來富貴似浮雲 江南佳麗甲天下 滯愛故園秋菊秋

武庫川道中

同

踏破秋沙日欲斜 青山斷岸是人家 竹籬松徑無黃菊 開遍茅簷蕎麥花

箕面山

同

攀盡藤蘿千仞岡 傍溪又歷幾羊腸 登臨不着謝公履 吟詠須李氏囊 採藥人過松抄嶺 鳴鐘僧入竹間房

第三篇 國郡市町村志

第一章

攝津國

第五節

豐能郡 小曾根村

一七九



因患厭却紅塵客 向此白雲深處藏

閏三月四日拜 仙駕幸紫宸宮、嘗聞朝廷每大禮有白鶴舞天闕、嘗聞此日果然、衆人仰望、  
觀亦目擊、有感爲作 同

祥標纏縷曉光清 紫界宮簷日色明 天帝還如助仙躡 故教白鶴到宸京

延享四年四月春日神社遷座式獻納歌

櫻咲くやまとしまれの初日影霞も匂ふ曙の空

おさまれる神代のこと目まへに見るばかりなる國のかしこさ

玄 芳  
玄 章

松林寺

松林寺は字北垣内にあり、萬歳山と號し、臨濟宗妙心寺末にして觀世音菩薩を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百九拾九坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・藥師堂を存す。

本地は寛永二年四月より阿部備中守正次の領地たりしが、正保四年六月保科彈正忠正貞の領地となり、同氏世襲して彈正忠正益に至り、明治二年六月上地せり、依て飯野藩の支配に移り、同三年十月四日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十六區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月豊島郡第三區七番組に入り、同八年四月三十日第十大區三小區七番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第十大區三小區となり、同十二年二月十日豊島郡役所部内となり、同月二十一日第二十一分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第十六戸役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字長島

本地は古來豊島郡に屬し、もと大明郷の内に入り、南郷五ヶ村の一にして小曾根村と稱し、小曾根・濱・北條・石蓮寺・寺内と共に其の屬邑たりしが、天正年間より各自分立するに及び、本地も獨立して東長島村と稱し、後單に長島村と改む、其の東の字を冠せしは西長島村に對せるなり。明治三十七年八月一日庄内村大字三屋の内、天竺川以東の堤防其の他の地を本地に編入せらる。字地に長島臺・馬洗といへるあり。

住吉神社

住吉神社は北方字宮山にあり、表筒男命・中筒男命・底筒男命を祀れり。創建の年月は詳ならず。もと境内に小庵ありて一切の記録を保存せしも、往年火を失して全焼し、庵主は焼死し、記録も悉く烏有に歸せしといふ。元祿年間の社寺調査書に、境内地を參拾九間に四拾貳間とし、勸請年月不明、往古より除地たりし由を記せり。明治五年村社に列し、同四十年六月十九日大字石蓮寺字蓮山の無格社愛宕神社(祠遺突)を合祀し、同四十二年八月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は四百六拾貳坪を有し、本殿・幣殿・拜殿・御供所を存す。末社に稻生神社あり。氏は本地及び大字小曾根字渡場の一部・庄内村大字三屋にして、例祭は十月十七日、夏祭は七月三十一日なり。本地の領主及び區畫の變遷は、大字濱に同じ。



### 大字北條

本地は古來豊島郡に屬し、もと大明郷の内に入り、南郷五ヶ村の一にして小曾根村と稱し、小曾根・濱・東長島・寺内・石蓮寺と共に其の屬邑たりしが、天正年間より各自分立するに及び、本地も獨立して北條村と稱す。俗に喜多條とも呼べり。字地に垣内・寺の内といへるあり。本地の領主及び區畫の變遷は、大字濱に同じ。

### 大字寺内

本地は古來豊島郡に屬し、もと大明郷の内に入り、南郷五ヶ村の一にして小曾根村と稱し、小曾根・濱・東長島・北條・石蓮寺と共に其の屬邑たりしが、天長年間より各自分立するに及び、本地も獨立して寺内村と稱す。村名は往時石蓮寺の寺域たりしより起れりといふ。豊島郡誌に上寺内村・下寺内村と見ゆれば、もと上下の二村たりしならん、今は字地となる。外に堂の庭・新宮・免儀・西の上・向山といへる字地あり。

觀音寺の址は東方字堂ヶ原にあり。寺は天平年中僧正行基の開創にして、堂塔輪奐を極めし巨刹なりしが、年所を経て漸次衰微し殆ど廢絶せしを、僧一山といへるもの再興して臨濟宗妙心寺末となれり。

觀音寺の址

藤井三淳の墓

り。然るに寛政四年九月一山の歿せし後は、法燈復た明ならず、明治六年三月全く廢寺となりて、今は僅に一小堂を存せるのみ。堂後に藤井三淳の墓あり。三淳は初め尼ヶ崎城主青山侯に仕へ、弱冠にして明敏、博く經史に通じ、篤く理學を好み、致仕して石蓮寺村に隱れ、醫を以て業とし、毫も酬を求めず、窮を恤みて厚く施し、郷人の服すること恰も慈母の如くなりしが、享保三年十一月十三日春秋七十六歳を以て歿し、此に葬らる。碑あり、翌四年の建設なり。

先生姓藤井、名三淳、字下甫、大將軍藤原利仁公十世裔六郎光基、始稱藤井、先生實光基十九代之後、而世武人也、考三太夫諱某仕青木公、妣水谷氏、寬永二十年月日生子尼崎、自幼明敏、博通經史、篤好理學、不以世務爲心、其考欲屬家事、先生辭曰、士不至於相、不若醫之澤之廣耳、賴有弟能幹家事、賴從我所好、乃師事法眼今西支意、而契悟過之、遂滅跡遊隱南郷石蓮寺也、朝晝慕禮、恬而不顧、弟有故致仕、携世與妹來就養、先生欣然罄資奉給、弟性剛直、妹性奢靡、侍之等父母、孝愛友悌竟至不嫁、娶、母弟先卒、毀頓過禮、先生每語人曰、我家曾甘旨不充未嘗流涕、凡郷人窮則分財賑之、病者與藥、不責其糞、故家無儲、聞者感服、愛重之如父母、然禮貴之家或以東帛聘焉、則以多病辭、或足踵門淳々然必告之曰、夫士萬物之母、水萬化之源、脾旺身骸、賴安督肚、生化不息、虛邪賊風曷能害之、今也不然、縱口穢欲、病而求治、猶惡醉而強酒、班固曰病不服藥爲中醫、中醫可不得、况我之疎工耶、勿輕投劑、若懇求之藥、如刀圭癩癩立起、故遐邇嚮慕爭赴無虛日、今茲享保三年十一月十三日會疾終、春秋七十有六、郷邑聞如失怙恃、相共謀卒葬郷之東北岸柳山之陰、友人應託芳以銘及謚、嗚呼先生爲人、慈愛之心充其內、孝友之行見其外、寡欲養心、居敬行簡、直而朴、朴而文、固知有大過人者、銘謚非我所議也、謹記其行之萬一碑陰云、

享保四年清明日

同郷門人今西春芳謹記



本地は寛永二年四月より阿部備中守正次の領地となり、正保四年六月保科彈正忠正貞の領地に轉じ、村高貳百貳拾八石壹斗四升は同氏世襲して彈正忠正益に至り、明治元年二月上地せり、依て飯野藩の支配に移り、同三年十月四日兵庫縣の管轄に轉ず。又本石高外なる拾參石八斗參升參勺(給所)は徳川氏代官の支配たりしが、同代官繼承して齋藤六藏に至り、明治元年の初め新に御料となりて、櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締に移り、同年三月一日兵庫裁判所の支配に換り、同年五月廿三日大阪府司農局の支配に歸し、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同四年八月同縣第三十六區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して其の後の區畫の變遷は、大字濱に同じ。

### 大字石蓮寺

本地は古來豊島郡に屬し、もと大明郷の内に入り、南郷五ヶ村の一にして小曾根村と稱し、小曾根・濱・東長島・北條・寺内と共に其の屬邑たりしが、天正年間より各自分立するに及び、本地も獨立して石蓮寺村と稱す。村名は石蓮寺のありしより起り、字地に蓮寺・蓮山・蓮垣内といへるあり。

石蓮寺の址

石蓮寺の址は、本地及び隣地なる大字寺内に亘れり。古老の口碑に依れば、天平年間僧正行基此の地を開きて伽藍を創立し、天竺山石蓮寺と號し、寺門壯觀を極め、坊舎千軒の多きに及びければ、世

興法寺

に金寺と稱せられ、又は千軒寺と呼ばれ、其の境内は宏大にして本地及び隣地寺内を包容せしも、平清盛に破却せられて終に廢寺となれりといふ。

興法寺は字蓮垣内にあり、利生山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。當國川邊郡橋御園莊今福里に、六孫王經基の後裔源道悟なるものあり、承元元年三月圓光大師教化の際に發心剃髮し、ついで見眞大師に歸依して道宗と法名し、同地に一字を創立したるも、元龜元年八月石山戰爭の時、織田氏の家臣來りて同里を焼きければ、遁れて本地に來り、亂定後堂宇を再建せしもの即ち當寺にして、後慶長十年住職祐宗檀徒の協力を得て之を再建せり。境内は參百貳坪を有し、本堂・庫裏・書院・土藏・鐘樓・藥醫門を存す。

北河原與吉  
兵衛の宅址  
北河原與茂  
作の墳

北河原與吉兵衛の宅址は西方にあり、東西參拾貳間・南北參拾參間の地なり。氏は荒木村重の家臣なりしが、同僚と隙ありて本地に隠れ、居を此に占めしといふ。其の子北河原與茂作の墳はまた人家の西端竹林中にあり、周圍參拾間・高さ壹丈餘の封土にして、裡に多寶塔に似たる壹個の石碑ありて文字なし。與茂作は荒木氏の亡びし後、池田備後守に仕へ、慶長二年朝鮮の役に從ひて屢軍功を立てしが、一日身に不祥のことあり、自覺して曰く、我命旦夕に迫るの兆ならんと。即ち鬚髮を剪り、義子本阿彌に告げて曰く、我已に不吉の兆あり、外土の枯骨となるならん、汝凱旋歸朝するを得ば、之を遺族に附與せよとて訣別し、其の身は軍に臨み、奮戰數合、被矢恰も鬚毛の如く、流血淋漓する



能はず、終に斃る、實に八月二十三日なり。本阿彌養父の遺物を持して郷に歸り、具に其の狀を一家に語り、其の頭髮を此に埋めて其の冥福を祈りしと。事は載せて北河原氏の舊記にあり。  
 本地の領主及び區畫の變遷は、大字濱に同じ。

大字	石高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年五月 末日現在人口	大正九年七月一日 國勢調査の人口
小曾根	一、〇〇〇・六七〇	六七・三三三	六三三	一七・五七三	六三三	六三三	六三三
濱	二六・六七〇	二六・六九三	三二	三・八三三	三二	三二	三二
長島	一七六・九三三	一六六・四四	一七三	二五・三二一	一八四	一八四	一八四
北條	三三・八〇〇	一一・二六六	八五	一三・三三六	九〇	九〇	九〇
寺内	四四・九三三	五八・八三三	六四	八・七三三	三六	三六	三六
石蓮寺	三〇・五二〇	三三・三三	三六	四・三三三	三六	三六	三六
計	一、九〇〇・〇七〇	三三・六三三	一、六五九	二七・三三六	一、八〇五	一、八〇五	一、八〇五

### 第十六項 豊津村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、垂水村・榎坂村の二ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を

設け、榎坂村に豊と稱する所あり、又垂水村に津と呼べる所あり、依て其の兩地名を採りて豊津村と名づけ、兩村は其の大字となり、舊に依りて豊島郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日豊能郡に屬す。

### 大字垂水

本地は古來豊島郡に屬し、もと大明郷の内なり、垂水莊と呼び、南郷五ヶ村の一にして垂水村と稱す。字地に廣芝・保正谷(正は一に昌に作る)といへるあり、攝津志村里の條に「垂水屬邑二」と記せるは、此の字地を指せるものならん。文治五年三月に成れる太田文に依れば、垂水西御牧榎坂郷と稱せし所にして、同書本地の下に一條一里・二里、二條一里・二里、三條一里・二里・三里と記すれば、條里制當時にありては此の條里に屬したるを知るべし。郡の東南端に位し、北に千里山を負ひ、南に神崎川を擁し、東南に亘りて三島郡吹田町及び西成郡北中島村大字十八條に接す。されば長柄豊崎宮にも餘り遠からざりしものなるべし。即ち孝徳天皇の御宇に當り、天下旱魃し、河井涸絶せるに際して、阿利眞公は高樋を造りて長柄豊崎宮に、本地垂水岡より水を供し奉りしといふ。また長柄橋の如きも、本地附近より西成郡舊長柄莊に至るの間に存して、雉子暇に關する諺の如きも出でしなるべし。古來垂水神社と雉子暇の里傳とを以て著名なる所なり。

雉子暇は垂水神社の西方にあり、攝津名所協會に此の暇に關することを載せたれば、左に其の全文



を轉記せん。(北河内郡山田大字垂水、田の甲斐田村者、垂水也)

諺云、むかし長柄川に橋をつくるには、人ばしらなくてはなりがたしとて、其人を雇らみけるに、繼したる袴をさるものをとりにて人柱にしつむべしと官家よりおほせあれば、新關を立てこれを改む、こゝに岩氏長者といふ者あり、これをしらす、袴の繼たるを着て通るに、腰守とらへてゆるさず、つゝに水底にしつむ、これによつて橋なりにけり、かの岩氏にむとりの娘あり、容顏世にすぐれて麗く、紅粉を嘔すして色いつくしく、朝日にかやく國色也、此ゆゑに世の人光前とぞ稱しける、然るに成長までも不言して啞の如し、母悲歎かぎりなく、ふかくかくしけり、こゝに河内禁野といふ里の男、此女を戀て垂水よりこゝれを迎ふ、辭しがたくやありけん、禁野の家に行く、なほも不言こと久し、夫怪んで女をつれて母のもとへおくりぬ、此暇を通るに雉子啼きければ、夫れらひよりこれを射る、於是女はじめて言て歌をよむ、

ものいはし父はなからの橋柱なかすはきしも射られさまし

と、くりかへしこれ九謳ふ、夫驚き母のもとにも行かで、禁野につれかへ、悦びあへり、時の人雉子繩手となづく、今の世までも戀務を忌めるは此縁也、光照前も父の菩提を弔はんがため、髪をそり不言尼と號し、裁松寺に入り、其後山崎に不言尼寺を創しける、

垂水神社

垂水神社は北方字千里山にあり、延喜式内の神社にして、豊城入彦命・大己貴命・少彦名命を祀れり。創建の年代は詳ならず。後に引用せる姓氏録右京皇別に依れば、孝徳天皇の御宇天下旱魃し、河井涸絶せるに際し、阿利真公高樋を造りて垂水岡の水を宮中に通じ、御膳に供へ奉りしかば、天皇其の功を賞し、垂水公の姓を賜ひて本社を掌らしめ給ひしといふ。垂水公は豊城入彦命の後なれば、其

垂水の岡  
垂水の杜  
垂水の水

の以前已に其の祖神を祀りて本地に居り、此に至りて初めて垂水の姓を授かりしものならん。社は昔時大に崇敬せられ、延喜式の八十島神祭に預り給ひし垂水神二座も、當社の祭神なるべく、其の他位・奉幣等の正史に見ゆるもの多し。然れども中古兵燹に罹りて衰微し、今の社殿は天和三年の再建なり。明治五年郷社に列し、同四十年二月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同四十一年字六の坪の無格社稻生神社を合併して境内末社とす。此の稻生神社は大綿津見神を祀り、垂水神社渡御の旅所たりしと傳へ、楠の大木ありしを以て里民に楠の稻生と呼ぶ。境内は六百拾八坪し有し、山を背にして南に向ひ、社殿のある所は石礎數十級の上にして、白砂庭を清め、櫻楓點綴せり。建物は本殿の外に幣殿・拜殿・祓殿・神樂所・社務所を存す。末社に皇大神社・稻生神社あり。氏は本地一圓にして、例祭は十月三十日、夏祭は六月三十日なり。神寶に寶鏡寺宮御染筆の神名額及び長柄橋柱と稱するものあり。而して社後の山は謂ゆる垂水岡にして、附近は垂水杜なり。垂水瀧は社側に懸り、豊碕宮に水を送りまゐらせし高樋の址といへるも此にあり。社頭の清泉は謂ゆる垂水にして、清冽甘味、傳へて諸病を治するの効ありと稱し、遠近汲み去るもの多し。

姓氏錄

右京皇別 垂水公、豊城入彦命四世孫賀表乃真稚命之後也、六世孫阿利真公、諡孝天皇御世、天下旱魃河井涸絶、

續日本後紀

仁明天皇承和三年六月癸卯、奉松尾・賀茂・御祖・住吉・垂水等社幣、祈雨也、○同五年八月癸丑、降雨殊切、奉幣

第三篇 國郡市町村志

第一章 攝津國

第五節 豊能郡

豊津村



賀茂上下・松尾・乙訓・垂水・住吉等各種、以祈壽考。○同七年四月庚午劫、頃者炎旱天幾苗枯、奉幣松尾・賀茂・乙訓・貴布禰・丹生・川上・雨師・垂水等社、祈甘雨防風災焉。○同八年九月戊戌、奉授正五位上丹生・川上・雨師神從四位下、勳八等垂水神從五位下、餘如故。○同九年三月庚戌、是日遣使頒幣貴布禰・住吉・垂水・丹生・川上等諸社、同祈甘雨。

三代實錄

清和天皇貞觀元年正月廿七日甲申、京畿七道諸神進階及新叙惣二百六十七社、奉授攝津國垂水神從五位下、○同年九月八日庚申、攝津國住吉神・大依羅神・難波大社神・廣田神・生田神・長田神・新屋神・垂水神・名次神等、遣使奉幣、爲風雨所焉。

同

陽成天皇元慶元年六月十四日癸未、奉幣石清水八幡大菩薩宮并賀茂御祖・別雷・松尾・木島・乙訓・大依羅・垂水・廣田・生田・長田、祈甘雨也。

同

光孝天皇仁和二年十一月十五日庚寅、鎮魂祭如常、授河内國從五位下垂水神二前並從五位上、

本朝世紀

朱雀天皇天慶二年七月八日丁未、太政大臣以相職被申請卿云、早魁猶甚、佛神祈禱似無感應、可被行御卜並祈雨事云々、仍諸卿相定召官寮、有御卜事、理運之由祈申也、但南方並未申方神社或有幣帛之思、或依汚穢氣所致也、又佛道祈禱可無感

日本紀略

村上天皇應和三年七月十五日乙丑、於八省院奉遣伊勢以下廿八社幣帛社、依祈雨也、伊・住等十六社之外、被加奉平

拾芥抄

祈雨十一社 應和三年七月十五日、天雷・水主・木島・乙訓<sup>山上</sup>、平岡・恩智<sup>山</sup>、廣田・生田・長田・座摩・垂水<sup>山上</sup>、

萬葉

念さち久しきよしも石そく垂水の水か掬ひてのみつ 讀人しらす

同

いははし垂水の上のさわらひのもえいつる春になりけるかな 志貴皇子

去

折のほる人のためとやこゝにしも跡をたるみの緋の玉垣 俊 頼

續古今

早殿は今をりにもなりぬらんたるみの氷岩そくくなり 俊 成

五社百首

つらゝかしたるみのもりの早殿の折にこすやは人のこさるん 同

明誓寺

明誓寺は字糸田にあり、黃龍山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。往時は蓮花山大乘院と號せしが、大永元年宗念なるもの本願寺證如法主に歸依し、眞宗に轉じて今の山號寺名に改め、安永元年檀徒協力して再建せり。境内は貳百四拾參坪を有し、本堂・庫裏・書院・鐘樓・鼓樓・土藏・藥醫門を存す。

憶念寺

憶念寺は字橋本にあり、稱名山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。樞本善兵衛なるもの剃髮して玄壽と法名し、正徳二年三月檀徒と協力して創立せり。境内は八拾坪を有し、本堂・庫裏・書院・門を存す。

本地村高壹千七拾壹石貳斗貳升六合七勺の内、九百五石貳斗貳升八合七勺は徳川氏の初めより壓下森伊豆守重政の采地となり、殘高壹百六拾五石九斗九升八合は寛永三年より阿部備中守正次の領地となり、阿部氏領は正保四年に至りて、其の内の六拾八石四斗壹升四合は保科彈正忠正眞領・其の參拾參石七升九合は安部攝津守信盛の領・其の五拾九石六斗貳升九合は年曆不詳徳川氏代官支配・其の四石八斗七升六合は年曆不詳壓下竹中某の采地となり、森・竹中の兩氏は各世襲して森宗兵衛・竹中萬壽藏に至り、明治元年五月廿四日の公布に依りて大阪府司農局の支配となる。徳川代官の支配地は天保年



間永井飛彈守直與の預所に移り、年曆不詳再び徳川代官の支配に歸し、同代官繼承して齋藤六藏に至り、明治元年の初め新に御料となりて、櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締り、同年三月一日兵庫裁判所の支配に換り、同年五月廿三日大阪府司農局の支配となる。依て森・竹中兩氏の舊采地及び徳川代官の舊支配地は同一管治に歸し、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉ず。又保科氏領は同氏世襲して彈正忠正益に至り、明治二年六月上地せり、依て飯野藩の支配に移り、同三年十月十四日兵庫縣の管轄に轉ず、依て阿部氏の舊領を除くの外は兵庫縣の管治に歸し、同四年八月同縣第三十六區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。安部氏領は同氏世襲して攝津守信發に至り、明治二年六月上地せり、依て半原藩の支配に移り、同四年七月十四日半原縣の管轄に換り、同年十一月十五日額田縣の當分管轄に轉じ、同月二十日大阪府の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月豊島郡第三區八番組に入り、同八年四月三十日第十大區三小區八番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第十大區三小區となり、同十二年二月十日豊島郡役所部内となり、同月二十一日第二十二分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第十七戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字榎坂

本地は古來豊島郡に屬し、もと大明郷の内であり、南郷五ヶ村の一にして舊名を御牧と呼び、後榎坂村と稱す。字地に榎坂・藏人・寺田・榎木・三軒屋といへるあり、攝津志村里の條に「榎坂屬邑」と記せるは、此の字地を指せるならん。文治五年三月に成れる太田文に依れば、垂水西御牧榎坂郷と稱せし所にして、同書本地の下に十一條七里・八里・九里、三條一里・二里・三里、四條一里・二里・三里と記すれば、條里制當時にありて、此の條里に屬せしを知るべし。

素盞烏尊神社は字後山にあり、速素盞烏尊・天照皇大神・應神天皇を祀れり。記録の徴すべきものなきを以て、創建の年月は詳ならざれども、古老の傳ふる所に依れば、大字垂水の字廣芝にありし神祠と、小曾根村大字寺内にありし神祠を移して、併祀したるものなりといふ。明治五年村社に列し、同四十二年六月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は高燥の所にありて、參百四拾坪を有し、本殿の外に拜殿・社務所を存す。末社に稻荷神社あり。氏は本地の字榎坂及び小曾根村大字寺内字上寺内・同下寺内にして、例祭は十月十五日、夏祭は七月十四日に行はる。

稻荷神社は字藏人にあり、保食大神を祀れり。創建の年月は詳ならざれども、藏人稻荷大明神と呼び、豊島郡誌には、「姓氏錄攝津國諸藩に、藏人、坂上大宿禰同祖、阿智王之後也、藏人は武庫郡の著姓

素盞烏尊神社

稻荷神社



福泉寺

なり、此地も亦阿智王を祭れるにや」と記せり。字藏人の傳説には、往時は清林庵といへる宮寺ありて社僧之に奉仕し、當社隣地に存する今の佛像を納めたる一小堂は、同寺の址なりといふ。明治五年村社に列し、同四十一年十二月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は參百八拾貳坪を有し、本殿・拜殿を存す。氏は字藏人のみにして、例祭は十月十五日、夏祭は五月十五日なり。

福泉寺は字ウシロ山にあり、牛頭山と號し、臨濟宗妙心寺末にして觀世音を本尊とす。像は弘法大師の作と傳へ、優秀の作にして鑑査狀を有す。元祿十一年二月の創立なり。境内は四百五拾七坪を有し、本堂・庫裏・座敷・土藏・藥醫門を存す。外に地藏堂あり。

法泉寺

法泉寺は字久代にあり、甘露山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。大永二年三谷宗次郎なるもの本願寺實如法主の徒弟となり、教善と法名して創立し、寶永元年十二月檀徒協力して之を再建せり。境内は參百貳拾九坪を有し、本堂・庫裏・書院・廊下・土藏・鐘樓・藥醫門を存す。

本地村高壹千壹 五拾四石七斗七升壹合參勺の内、六百五拾四石七斗七升壹合參勺は德川氏の初めより麾下森對馬守の采地となり、其の貳百石は寶永七年の頃より麾下森源十郎の采地となり、其の參百石は麾下森源左衛門の采地となり、三氏共に世襲して森宗兵衛・森檜之助・森左近に至り、明治元年五月廿四日の公布に依りて大阪府司農局の支配となる。又本石高の外なる拾四石壹斗七升貳合(給所)は德川氏代官の支配たりしか、同代官繼承して齋藤六藏に至り、明治元年の初め新に御料となりて、櫻井

遠江守・九鬼長門守の當分取締に移り、同年三月一日兵庫裁判所の支配に換り、同年五月廿三日大阪府司農局の支配となる。是に於て全村同一管治に歸し、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十六區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月豊島郡第三區九番組に入り、同八年四月三十日第十大區三小區九番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第十大區三小區となり、同十二年二月十日豊島郡役所部内となり、同月二十一日第二十二分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第十七戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字	字	舊	石高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
大	垂	水	一、七〇七・三七	一、五二〇・〇〇	九三	一、六〇九	一、〇七六		
	榎	坂	一、二六九・四三	一、四〇三・〇七	七九四	一、六〇九・二六	九二		
計			二、九七六・八〇	二、九二三・〇七	一、七二七	三、二一八・二六	二、〇六八	二、〇六八	三、〇七〇

第十七項 吉川村

本村は古來能勢郡に屬し、東郷の内にありて吉川村と稱す。明治二十二年四月一日町村制の施行に



際し、山間の僻邑にして四隣近接の地なく、其の當時に於ても一村獨立の戸長役場の所轄たりしを以て、從來の如く獨立して一村を爲し、同二十九年四月一日豊能郡に屬す。字地に保の谷といへるあり、攝津志村里の條に「吉川屬邑一」と記せるは、此の字地を指せるものならん。四面山岳にして、人家は其の間に散點せり。

八幡神社

八幡神社は北方字高代にあり、應神天皇を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列し、同四十年五月二十三日字保の谷の無格社八幡神社(應神天皇)を合祀せり。境内は貳百貳坪を有し、本殿のみを存す。氏地は本地にして、祭日は十月十五日なり。

高代寺

高代寺は字高代にあり、七寶山と號し、眞言宗御室派仁和寺末にして藥師如來を本尊とす。多田滿仲の本願に依りて、仁和寺寛空僧正の開創に係り、村上天皇天徳二年冬の落成にして、本尊は弘法大師の作なりといふ。高代山の半腹に凭りて八拾七坪の境内を有し、本堂・庫裏・鐘樓堂を存す。外に十王堂あり。寒煙蕭條たる古刹なれども、一見して往時殿堂巍々として天日に映じ、世に女人の高野と稱せられたるの靈場たりしを懷はしむるものあり。山頂は高く雲霄に入りて、山城の愛宕山を望むを得べし。

考園寺

考園寺は字彌陀屋敷にあり、吉川山と號し、池田町淨土宗法園寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正年中開基湛譽の信施を得て創立せし所なり。嘉永五年二月回祿に罹りて烏有となり、安政二年住職

西方寺

星譽檀家の協力を得て之を再建せり。境内は五拾六坪を有し、本堂兼庫裏を存す。

西方寺は字井戸にあり、滿谷山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文安年中多田源治丸の裔善久の創立なり。當時は藤原仲光の城址にありて龍徳寺と號し、眞言宗なりしが、文明年中本願寺蓮如法主の龜山越を経て名草村の教行寺に至り、有馬温泉に入浴せんとて其の地を通行ありける時、善久の一子善法同法主に隨ひて有馬に行き、同法主の直弟となり、眞宗に轉じて今の寺號に改む。然るに慶長十五年九月七日堂宇焼亡しければ、字滿谷に轉じて再建したるに、天明六年三月再び焼失せしかば當所に移りて再營し、嘉永六年二月復た火災に罹りて更に再建し以て今に至る。境内は五拾參坪を有し、本堂・庫裏・土藏を存す。

吉川豊前守の城址

吉川豊前守の城址は高代寺の東五町許りにあり、今は何等の認むべきものなし。攝津志に吉川城と記せるものは是れにして、吉川豊前守定滿の據りし所なり。高代寺の舊記に依れば、天正元年十月二十三日より鹽川伯耆守長滿は軍勢を以て當城を取圍み、同日より十一月四日まで十二日の間合戦止むことなかりしが、同日遂に落城し、吉川豊前守定滿・同左京亮の兩人は圍を切抜けて丹波に退き、鹽川伯耆守の支配する所なれりといふ。

藤原仲光の城址

藤原仲光の城址は、字井戸なる西方寺の約壹町上にあり。西方寺の書類に依れば、仲光は此に出張し、滿仲の息源治丸を養子と爲して居住したりと。即ち西方寺の舊址なれども、今は何等の認むべき



ものなし。

本地は慶長五年より能勢頼次の預所たりしか、後高槻城主永井氏の預所となり、同氏相傳して日向守直諒に至り、明治二年高槻藩の支配に移り、同三年二月二十四日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十二區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月能勢郡第二區六番組に入り、同八年四月三十日第十一區二小區六番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第十一區二小區となり、同十二年二月十日能勢郡役所部内となり、同月二十一日第十三分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第十八戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

村名	石高	明治九年改正	町村制施行	町村制施行	大正元年三月	大正九年七月一日
吉川	石高	有租地反別	一日現在人口	當時の反別	當時の人口	國勢調査の人口
	三〇・九〇〇	六六・四五七	四五	三二・八二八	五三七	五六一

### 第十八項 東能勢村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、余野村・野間口村・川尻村・木代村・切畑村の五ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は能勢郡に於ける東郷の一なるに依り、其の意を採りて東

能勢村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて能勢郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日豊能郡に屬す。

### 大字 余野

本地は古來能勢郡に屬し、東郷の内において余野村と稱し、慶安二年野間口村を分ち、上余野・下余野の兩村となり來りしが、明治九年合併して余野村と稱す。域内は分れて上所・中所・西谷所、下所の四部落となる。

遊仙寺は字幣木にあり、朝日山と號し、淨土宗金戒光明寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。所傳に依れば、寛永十三年五月八日山城國乙訓郡粟生村光明寺より章空上人來りて創建し、余野川の邊にありて遊川寺と稱せしといふ。境内は參百拾七坪を有し、本堂兼庫裏・土藏・鐘樓堂・藥醫門及び地藏堂を存す。寺寶に兆殿司筆の十六善神畫像ありしも、火災に罹りて燒失せしと。墓地に余野城主山城守の墓あり。

幣木井は字幣の木にあり。大字木代の走落神社に合併せられし天武天皇社の舊社頭にして、隱里井の名あり。井水は時ありて其の色を變じ、米の泔水の如くなることあり。里人の傳ふる所に依れば、祭神の客神を得給ひしとき、此の水にて米を洗ひて饗應し給へるを以て、必ず濁りて白くなれるなり

遊仙寺

幣木井



余野城址

といふ。

余野城址は字城山にあり。明應年間能勢氏の一流余野山城守頼幸此に築き、壘を字幣の木の小丘に設け、其の南麓に館を構へて居り、當時の人は地黄城主・野間城主と併せて能勢の三惣領と稱せしが、天正年中に至り山城守高綱は高山右近將監と深く交りしも、後隙を生じ、天正十二年三月右近と戦ひしが、敗れて城中に自刃し、城館共に焼亡せりと傳ふ。幣の木の壘址は西北は山に續き、東南は平地を控へて濠址あり。東西拾餘間・南北六拾餘間、土壇の址は今に歴然し、館址は字を本宅と呼べり。

幣木壘址

水牢古城山は西南にあり。傳へいふ、文治年間能勢氏の支流能勢某の居りし所にして、累世本地及び川尻の兩村を所領せしも、應仁の亂に出陣陣歿して其の跡を絶てりと。

水牢古城山

本地は天正十年より島津義弘の領地たりしが、慶長五年能勢氏の預所となり、寛永十三年岡部美濃守宣勝の領地に移り、同十七年松平若狭守康信の領地に轉じ、慶安二年永井日向守直清の領地に換り、寛文十年同族永井市正の領地に屬し、天和二年徳川氏代官の支配に歸し、天保十一年永井飛騨守の預所に轉じ、同十四年徳川代官の支配に歸し、弘化元年永井遠江守の預所となり、同氏相傳して日向守直諒に至り、明治二年六月高槻藩の支配に移り、同三年十二月二十四日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十二區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月能勢郡第二區六番組に入り、同八年四月三十日第十一大區二小區六番組に改ま

り、同十年九月十八日番組廢せられて單に第十一大區二小區となり、同十二年二月十日能勢郡役所部内となり、同月二十一日第十一分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第十九戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字野間口

本地は古來能勢郡に屬し、東郷の内にあり。余野村の屬邑にして山口と稱せしが、天正年間野間口と改め、慶安二年同村より分離して一村となる。

淨福寺

淨福寺は字堂の脇にあり、紫雲山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寺傳に依れば、舊城主山口左近の家臣に稻葉忠右衛門なるものあり、法名を導究といひ、眞言宗に歸依して大永元年一字を建立し、紫雲山北之坊と稱せしもの當寺の起原にして、寛文九年三月三日住職導句本願寺寂如法主の徒弟となりて轉宗し、且寺名を今の稱に改めしと。境内は壹百拾坪を有し、本堂・庫裏・土藏・太鼓堂・鐘樓・長屋門・藥醫門を存す。

淨光寺

淨光寺は字堂の脇にあり、光明山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。正保四年正月道祐の開創なり。もと眞言宗なりしが、天和三年五月住職祐玄眞宗に轉じ、寶永年中堂宇を再建せり。境内は四拾坪を有し、本堂・庫裏・土藏・太鼓樓・長屋・藥醫門を存す。



鳥坂城址は鳥坂山にあり。山口氏の據りし所なりと傳ふれども、興廢の年月等は詳ならず。城主山口左近の家臣稻葉忠右衛門は眞宗に歸依して、大永元年淨福寺を建立せしといへば、當時以前より已に存したるものなるべし。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字余野に同じ。

### 大字川尻

本地は古來能勢郡に屬し、東郷の内において川尻村と稱す。域内は分れて北の谷・中の谷・打越所・殿方の四部落となる。

法輪寺

法輪寺は字寺垣内にあり、光明山と號し、眞言宗大覺寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。淳和天皇天長五年弘法大師の創立なりと傳ふ。享和元年八月僧湛龍之を再興せり。境内は五百拾壹坪を有し、本堂・庫裏・土藏・鐘樓堂を存す。

岩清水

岩清水は天臺山麓にあり。岩間より湧出して旱天にも涸れしことなく、清冽掬すべし。傳へて弘法大師の關迦水に汲みしことある靈水なりといふ。

本地は天正十年より島津義弘の領地たりしも、慶長五年能勢氏の預所となり、寛永十三年岡部美濃守宣勝の領地に移り、同十七年松平若狹守康信の領地に轉じ、慶安二年九月永井日向守直清の領地に

換り、寛文十年同族永井市正の領地に轉じ、天和二年徳川氏代官の支配に歸し、天保十一年永井飛騨守の預所に換り、同十四年再び徳川代官の支配に歸し、弘化元年永井遠江守の預所となり、同氏相傳して日向守直諒に至り、明治二年六月高槻藩の支配に移り、同三年十二月二十四日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十二區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月能勢郡第二區五番組に入り、同八年四月三十日第一大區二小區五番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第十一大區二小區となり、同十二年二月十日能勢郡役所部内となり、同月二十一日第十二分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第十九戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字木代

本地は古來能勢郡に屬し、東郷の内において木代庄と呼び、後木代村と稱す。域内は分れて平野・崩尻・門所・福田・淺田・高岡の六部落となる。

往時より切畑村と共に朝家に對し毎年立猪餅を調獻するの例ありて、明治三年まで繼續し來りしが、同年以後は絶えてなし。之に關して攝津名所圖會に記する所あれば、左に之を抄記せん。同書の記事中に見ゆる門太夫の舊邸址は字門所にあり、今は畑地となりて漸く其の形を存するに過ぎざれども、

立猪餅



往時は參町四方の邸宅にして、繞らすに藪垣を以てし、結構目を驚かすべきものありしと。其の傍に  
豕子の井あり、玄猪餅供御調製に用ひし水なりといふ。

御支猪餅調貢

又御殿重・支猪餅・能勢餅ともいふ、能勢郡木代村・切畑村より毎歳十月に調貢し奉る、上亥日本代五戸より貢す、中亥日切畑八戸より貢す、若し下亥日ある年は切畑八戸の内四戸より貢す、むかしは村長門大夫より調貢し奉る、元弘・建武・康安・應永年間の國宣あり、

木代村傳曰、むかし神功皇后三韓を征し御凱陣の時、皇太子天皇を供奉し給ふ、こゝに香坂王といふ無道の人あり、國家を奪はんとて軍勢を催し、皇后を滅さんとて所々に挑み戦ひ、此山中に追駈け奉り、既に弑し奉らんとする所に、猪多く出て香坂王に飛びかゝる、王詮方なくて大木の梢に昇る、猪これを見て其木根を穿掘りて打倒し、終に香坂王を喰殺し永く亡しける、於是皇后・太子共に危難を免れさせ給ふ、天下靜りて後、應神天皇の御代より毎歳亥月亥日を祝し給ひ、吉例として長く御支猪の供御を調貢すべき詔ありて、代々の帝へ變らず三つの亥共に捧げ奉る也、厥後武烈帝より四代の帝四十年の間中絶し、又欽明帝元年より元の如く朝貢す、中頃弘安六年六月八幡宮神誕と成り、善法院支配し貢奉る、往古の由緒を以て正應三年五月供御領の田園三日賃を賜り、官階を賜ふ、又康安二年五月三日・應永三十二年八月十一日兩度の口宣今に存す、天正六年織田兵亂の時供御の田園も荒廢し、御支猪の調進も中絶し侍る、百八代の帝後陽成院の御宇文祿二年再貢ありて、先規の例の如く調貢今に於て變らず、

能勢餅製造

當家の四壁に齋竹を立て、家宅を清め、新菰を布き、礎して先づ赤小豆を能煮て、餅米を白精、飯にて蒸し、赤小豆に交て春粘り事數十返也、製造の役人みな袴を着し、覆面して糞となす、其色薄紅なり、これ豕の肉を表したるとぞ、長

さ六寸五分・幅四寸・深さ二寸の篋に入れ、赤小豆の煮汁を上につき、其の上に栗を切てこれを六つ許程よく並べ置、又其上に熊笹の葉二枚を覆ひ、此如く幾重にも重ね、都て年々少々の増減あれども凡二百合許なり、篋の數は例年御所より仰出さるゝなり、これを唐櫃に藏め、錠に封印をつけ、此連を張、白帶を指、御用の御會符毎年頂戴して、これを立淨衣を着する者荷ひ、壺荷に或人宛都て三荷、宰領の役人帯刀にて守護し、亥日前々日の夜半に里を出、山路險しき道を御紋の提灯照らし、丹州龜山の驛より公役の人足にて、例年の定刻亥日の前日未の刻禁裏へ參着し奉る、其の時御料理御酒を賜ひ、下行として米三十俵拜賜とぞ聞えし、

走落神社

走落神社は西方字宇津口谷にあり、天照皇大神を祀れり。龜山天皇の文永三年九月、隣地大圓村の走落神社の相殿に奉祀せられたりし天照皇大神を分祀せしものにて、小玉神社と稱し、弘治三年三月信茂之を再建し、承應三年三月七日更に造營せり。貝川三位長乘の本地及び切畑・大圓の三ヶ村開發に際し、其の率ゐ來りし家士三十六人の村治上に於ける事務を取扱ひしより、木代三十六人衆なるもの起り、祭祀は専ら其の手に於て行はれ、三十六人衆は其中より年長者十人を抜きて十人衆と稱し、十人衆は更に其の内より年長者二人を選みて刀禰、次の二人を神主、次の二人を行司、残れる四人を年寄と呼びて直接祭祀の衝に當るを例とし、且善福寺の僧も祭事に預り來りしが、明治維新後の神佛分に依りて寺は分離し明治四十二年一月大阪府東區空堀通三丁目に移す、社は同五年村社に列し、同四十年六月十五日字福田の無格社八幡神社品陀和氣命・大字余野余野字シデノ木の村社天武天皇宮天武・同大字余野字左近の前



の同衞盞鳴尊神社(速素盞)・同大字々本宅の無格社八幡神社(應神)・大字野間口字宮の前の村社八幡神社(應神)・大字川尻字中森の同氷川神社(鳴尊)・同大字々北の森の無格社八幡神社(應神)、同年八月十五日大字切畑字藤の森の村社藤森神社(鳴命)、同年九月十九日同大字(元中)字稻荷森の同走湯神社を合祀せり。合祀社中に於ける走湯神社は、當社と同じく文永三年九月大圓村の走落神社の相殿に奉祀せられたりし小彦名神を分祠し、藤森神社は即ち當社及び走湯神社の舊社たる大圓村の式内走落神社にして、其の藤森神社といへるは社地の藤の森に依りて唱へられし俗稱の社名となりしなり。三社の合同は分祠以前の舊態に復せしものなるを以て、其の合祀中なる八月十五日に社名を今の如く走落神社と改められる。依て舊藤森神社の本殿を移轉して本殿に充て、從來の本殿は之を幣殿と爲し、且舊藤森神社の拜殿をも移轉し、同四十一年十二月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は五百四拾八坪を有し、前記本殿・幣殿・拜殿の外に祭器庫・太鼓殿・社務所を存す。末社に五柱神社・秋葉神社・石神祠あり、老杉鬱蒼せり。氏地は本村全部にして、例祭は從來九月十五日なりしも、合祀を記念する爲め合祀奉祝祭の行はれたる十月二十日に變更せられ、夏祭は七月二十日なり。

朝川寺

朝川寺は字宮の尾にあり、向陽山と號し、曹洞宗崇禪寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。推古天皇二十四年聖德太子の建立なりと傳ふ。康正元年進堂なるもの堂宇を修造して朝川院と稱し、同進堂を以て開山とす。享保年中善法寺門跡享清新に伽藍を増築して、向陽山朝川寺と改稱し來りけるに、明

妙法寺

治三十九年十月十八日午後八時出火し、藥醫門及び開山堂を除きて本堂・庫裏・方丈・土藏・裏門・禪堂・寶藏・物置等悉く焼失し、大正二年一月十日本堂の新築落成せり。境内は五百坪なり。妙法寺は字平野にあり、金龍山と號し、加賀國石川郡寺地村曹洞宗大乘寺末にして十一面觀世音を本尊とす。寶曆三年十一月仙牛なるもの住吉郡喜連村字西城の前に創立し、明治十六年三月六日東成郡天王寺村字北の丸に移り、同二十年九月十三日同村字金龍山に轉じ、同二十三年五月十二日更に當所に移轉せり。境内は貳百八拾八坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門・納家を存す。外に大師堂あり。本地の領主及び區畫の變遷は、大字川尻に同じ。

大字切畑

本地は古來能勢郡に屬し、東郷の内にあり、もと木代庄と呼び、切畑村・大圓村の兩村なりしが、慶長年間合併して切畑村と稱し、後分れて大圓・中野西・中野東・西野の四ヶ村となり、明治九年復た合して切畑村と稱す。字地に六丸といへるあり、攝津志村里の條に「切畑屬邑一」と記せるは、此の字地を指せるなるべし。舊大圓村の字藤の森に鎮座ありし藤森神社の本名は走落神社にして、延喜式には載せて島下郡にあり。思ふに同大圓村はもと島下郡所屬なりしも、中古郡界の錯亂に依りて當郡に轉入せしものならん。



舊藤森神社の址は舊大圓村の字藤の森にあり。已に記せしが如く社は武内走落神社なり。舊記の微すべきものなきを以て、其の創建の年月等は詳ならざれども、所傳に依れば、宇多天皇寛平元年の創立にして邇々藝命のみを祀り、後天照皇大神と少彦名命を配せしものなりといふ。舊木代庄即ち大圓・切畑・木代三ヶ村の産土神たりしが、文永三年九月天照皇大神を木代村に移して小玉神社、少彦名命を後の中野東に分ちて走湯神社と稱し來りけるに、天正年間織田信長の神社佛閣を破壊するに及び、祭神を牛頭天王に改めて其の災を免れ、慶長年間領主の命を以て祭神を法華經勸請に換へしめられ、社地の藤の森を以て社名に冠して呼びしかば、走落神社の本名を失ひ、舊志には當社の分祠なる走湯神社を以て當社即ち走落神社なりとせるものあるに至れり。かくて舊大圓村二十餘戸の産土神となり來りしも、尙毎年九月十五日の祭典には、馬場前に於て流鏑馬の神事を行ひ、能樂の催ありて、俗に百石祭と稱し、領主の尊崇も厚くして、明治維新前までは玄米貳石宛を獻じ、嘉永・天保の兩度に神祇伯より寄せられたる狩衣二流を保存せられ、明治五年村社に列したりしが、同四十年八月十五日大字木代の小玉神社に合祀せられて走落神社と改稱せらる。其の社殿は天文年間に造營あり、近時の社殿は享保六年の造營なりと傳ふれども、三社相殿の構造を爲し、附近の神社に見ざるの大殿にして、參間貳面流作・桁行拾八尺・梁行拾尺、棟高拾八尺・軒高拾參尺五寸、屋根は檜皮葺箱棟なり。其の木口・羽目板・扇面等には微に彩色の跡見えて、建築當時の壯觀を推想せしむ。合祀後の走落神社本殿に充

てられたるもの即ち是れなり。其の島下郡所屬たりし證なりとも見るべきものは、參詣道の社頭より同郡方面に向つて直通するに反し、舊木代・切畑兩村よりの參詣道と見るべきものなきにあり。

湯室の址といへるは、舊中野東村走湯神社の舊址字風呂の前にあり。幅參尺・長五尺・高さ四尺許の石にして槽狀を爲せり。もと二個ありしが、今其の一は移されて字才の脇にあり。傳へいふ、昔當所に溫泉湧出せし時、土人浴室を設け、石の風呂に汲み入れて之に浴せしに功驗ありしと。蓋し少彦名命の湯を主ること古書に見ゆれば、走湯神社の祭神少彦名命と關係あるものならん。社は走湯天王と稱し、已記の如く文永三年九月舊大圓村走落神社の相殿に祀られたりし少彦名命を分祀せしものに、舊志に之を式内走落神社なりとせるものあるは、走落神社の名墜没して藤森神社と呼ばれたりしに依れり。舊切畑村の産土神にして、明治五年村社に列し來りしが、同四十年九月大字木代の小玉神社に合祀せられて走落神社と改稱せらる。

法性寺は字中谷垣内にあり、清岳山と號し、日蓮宗本満寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。慶長九年地頭能勢市十郎源頼永日蓮宗に歸依し、村民と共に本山の日乾上人及び其の弟子日然上人の教化に依りて當寺を創立せり、故に日然上人を以て開基とす。境内は五百貳拾五坪を有し、本堂・庫裏・玄關・土藏・鐘樓堂・藥醫門を存す。外に觀音堂・妙見堂あり。

貝川三位長乘の墓は東方の山麓なる「ケイレン」にあり。墓域は參坪許りにして、裡に高さ壹尺五



寸の小碑を存す。文字の勒せるものなきも、周圍に石垣の跡あり。傳へいふ、長乗は鳥羽天皇の御宇家士三十六人を率ゐて此の地に來り、木代・切畑・大圓の三ヶ村を開發し、字鍛ヶ坂は其の開發に用ひし器具を埋めし所にして、歿後此に葬れりと。本朝人物篇には、「從三位藤原朝臣貝川長乘、大職冠鎌足公十八世之孫貝川乘政三男、善騎射、任檢非違使兼佐渡守、康治二年六月二十四日卒、墓在攝津國能勢郡木代村」と見ゆれば、傳ふるが如く本地及び木代・大圓三ヶ村を開發し、死して此に葬られしものなるべし。同書に木代村に墓ありと見ゆるは、此の三ヶ村を往時木代庄と呼びしより此くは記せられしものならん。

本地は往時男山神社領たりしが、天正十年島津義弘の領地となり、慶長五年能勢頼次の領地に轉じ、寛永三年同家の分れて麾下となるに及び、四男麾下頼永の采地となり、同氏世襲して同金之助に至り、明治元年五月廿四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十二區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月能勢郡第二區七番組に入り、同八年四月三十日第十一區二小區七番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第十一大區二小區となり、同十二年二月十日能勢郡役所部内となり、同月二十一日第十一分區に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第十九戸長役場の管理區域に入り

て、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字	舊石高	明治九年改正 有租地又別 一日現在人口	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別 當時の人口	町村制施行 大正元年五月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
余野	五、四三〇	二、一三二	二、四	一、五〇八	三三	
野間口	一、七三〇	四、一五五	三三	四、一〇七	六六	
川尻	一、〇一〇	一、五〇七	三〇	一、七五二	三七	
木代	八、五三〇	二、五〇〇	四六	三、二九二	四六	
切畑	八、〇三三	一、八六三	四四	一、七二二	五三	
計	二、六九〇	七、二〇六	一、八五五	八、三五六	一九五	二、〇九六

### 第十九項 東郷村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、地黄村・野間中村・野間稻地村・野間出野村・野間西山村・野間大原村の六ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は能勢郡の東方に位し、もと東郷の一部なり、故に其の名を採りて東郷村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて能勢郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日豊能郡に屬す。



### 大字地黃

本地は古來能勢郡に屬し、東郷の内にあり。もと能勢郷なり、郷は和名抄に「能勢郡能勢郷」と見え、郷名廢して齊陀庄と呼びしが、文治年間より地黃村と稱す。地黃の村名は、大和國石上より布留大明神の眞勾玉を遷せしとき、大和の土人多く供奉し來りて住し、大和地黃を植ゑて産業となし、地黃草多く産出するに至りしより呼びなせるの稱なりといふ。字地に齊院庄・上地黃・中町・南町・匂村・木野といへるあり、攝津志村里の條に「地黃屬邑六」と記せるは、此の字地を指せるものならん。

野間神社は西方字森畑にあり、延喜式内の神社にして饒速日命を祀れり。推古天皇十三年九月二十八日、饒速日命の御身に懸けさせ給ひし八坂瓊の眞勾玉貳百四拾壹個を、大和石上布留大明神の石窟より遷して御靈代となし、神殿を建て、祀り給ひしもの當社の起原なりといふ。古來毎年十二月御靈代御召替の神事を行ひて今に至る。靈代は天下の優物にして美術の參考たるべきの鑑査狀あり。布留大明神と稱し、延長年中までは毎年勅使參向して祭祀の典を擧げられしが、降て天正八年織田信隆當郡に入りしとき、兵燹に罹りて社殿及び古文書等悉く燒失し、同十九年九月二十八日領主島津兵庫頭義弘は、代官戸城掃部兵衛尉・福崎新兵衛尉兩人を普請奉行と爲して再建舊に復し、萬治三年八月二十五日領主能勢治左衛門拜殿を再建し、元文元年八月二十八日領主能勢長十郎源頼尙更に社殿を再營

野間神社

せり、現在の社殿即ち是れなり。明治五年郷社に列し、同四十年二月神饌幣帛料供進社に指定され、同四十年五月十日字塚脇の無格社機梯姫神社(橋橋千幡比賣神)・字天王の同地才神社(速美彥命)・字中町の同多田神社(多田)・大字野間出野字來見山の同岩崎八幡神社(安徳天皇)・同大字々黒見の同伊奈利社(豐字氣比賣神)・大字野間稻地字森河原の同有無神社(紀實之靈)、同年五月十四日大字野間大原字北村垣内の同來見神社(安徳天皇)、同年五月二十一日大字野間中字走湯の同杵築神社(速美彥命)、同年十一月十日同大字々城山の同伊奈利社(豐字氣比賣神)を合祀せらる。合祀社中の地才神社は建長年中疫病流行の際山城國八坂神社の分靈を勸請し、杵築神社は多田滿仲の出雲杵築の大社を勸請し、多田神社は明治二十九年七月二十九日妙見山より移轉し、機梯姫神社には文治年中安徳天皇御遊幸ありし時供奉典侍の詠じたる和歌ありしも、後織田七郎兵衛の能勢攻入の時に燒失せりといひ、來見神社は安徳天皇御幸の所なるを以て、建保年中原田太夫種長・郡司景家等の祠を建て、同天皇を祀りしものなりといひ、今も原田太夫の子孫あり。境内は壹千八百四拾坪を有し、本殿は一段の高所にありて、拜殿・神輿庫・祭器舎・社務所を存す。末社に住吉神社・春日神社・祓戸神社・七郎社あり。巨松は亭々として四隣に欹てり。氏地は本村全部にして、例祭は十月十四日、翌十五日に神輿の渡御あり、夏祭は八月十一日なり。

眞如寺は字樋の口にあ、無漏山と號し、京都日蓮宗本滿寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。もと眞光庵と稱して眞言宗に屬し、吉川村の高代寺・大里村の月峰寺と併稱せられて、能勢郡

眞如寺



の巨刹なりしが、慶長五年日蓮宗の日然師來るや、領主能勢頼次其の法話に動き、同師を介して其の師日乾上人を招き、上人に法説を問ひて翻然大悟、深く日蓮宗に歸依し、領内の寺院を擧げて悉く同宗に改めしめて、當寺も日蓮宗に轉じ、眞光庵を眞如寺と改稱し、同上人は當寺にありて法務を執ること十有九年なりしが、關西信徒の親しく身延山に詣づることの至難なるを憐み、身延山より日蓮上人の眞骨を移して奉安しければ、是れより關西身延の名あり。同上人歿後三十七年間無住となり、延寶元年十一月日侃上人入山しけるに、徳川家光同上人に歸依し、上洛のとき二條城に召して屢上人の法話を聞き、大に其の徳を稱して終に無木寺格に上げられ、爾後宗風衰へず法燈赫灼として今に至る。其の本満寺末となりしは明治六年十月なり。境内は六百五拾五坪にして山に據り、本堂・庫裏・客殿・土藏・鐘樓・藥醫門を存し、外に鎮守堂・眞骨堂・七面堂あり。七面堂に安置せる吉祥七面天女は稀代の名作にして、もと甲州身延山の鎮守たりしを、日乾上人の移して當山の鎮守と爲したるものに係る。堂の横に懸れるは七面の瀧にして落下拾數尺、一に白糸の瀧又はおまんの瀧ともいふ。鎮守堂に安置せる妙見大士は、日乾上人の自作にして謂ゆる地黄の妙見是れなり。初め地黄城に勸請せられ、後當境内に移せるものにして、嘗て京都に出開帳せしに、村雲尼公の御歸依厚く、御殿に於て御内拜あり、且當寺を御祈願所と定め、緋御紋章の御袈裟及び網代の乘輿を寄附せらる。又眞骨堂は宗祖の眞骨及び同木像を本尊とす、像は弟子日法上人の作にして、世に柏木の靈像と稱せらる。而して奥の院

## 清善寺

は本堂より東に上る約拾町の山嶺にありて、妙見大士を本尊とす、本尊は多田滿仲の守本尊たりしものにして、嫡子頼光の丹波大江山の鬼を退治せる時に所持信念して功を奏し、其の嫡子頼國の長元年中來住するに及びて此に安置せられ、以て能勢氏の守護と仰がれしものなりといふ。

清善寺は字荒田にあり、正行山と號し、日蓮宗本満寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。慶長六年三月能勢頼次日乾上人の弟子日然を請じて、其の父左近大夫頼幸・法名清善居士菩提の爲めに創建せし所にして、寺名も亦是れに因り。同家代々の菩提所にして、同家歴代の墓碑は今尙存せり。境内は七百拾貳坪を有し、本堂・庫裏・土藏・鐘樓・藥醫門を存す。外に三光堂・祖師堂あり。祖師堂に安置せる日蓮聖人の像は、同聖人の赦免せられて伊豆より歸れるとき、檀越四條金吾頼基欣躍の餘、其の喜悅を記念せんが爲めに同聖人の像を刻し、聖人亦自ら刀を下して點眼せしものなりといふ。毎年二月の節分即ち年越しの日には、信徒雲集して徹夜祈誓を凝らせり。

## 持經寺

持經寺は字樋の口にあり、寶林山と號し、法華宗本隆寺末にして首題寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。永享八年の草創にして智海坊と號し、も丸山城の麓にありしが、天正元年三月能勢長左衛門頼高之を字土井の内に移して今の寺名に改め、本隆寺の二世日鎮上人の高足智願院日玩大僧都を請じて開基となし、後現在の所に移轉せり。境内は貳百九拾八坪を有し、本堂兼庫裏・藥醫門及び鬼子母神堂を存す。庭前に老松蟠屈せり、故に松の寺の名あり。



地黃城の址は西方字丸山にあり、故に一に丸山城の名あり。城は攝津守能勢頼國の築きし所にして、能勢氏代々の居城なり。能勢頼國は多田滿仲の男なり、長元年中當郡に來りて能勢氏を稱し、當城にありて附近を所領し、世を累ぬること二十二代にして能勢頼次に至る。頼次は能勢氏中興の祖にして、助十郎又は惣左衛門と稱し、初め伊豫守と呼び、後攝津守と改む。資性剛毅にして沈勇、兄十郎兵衛頼道の信長の誘に應ぜざりしが爲めに、天正八年九月十七日其の幕下たる山下城主鹽川伯耆守に招かれて殺さるゝや、十九歳の若輩を以て奮然起つて山下勢を大槌峠に破りしも、天下の形勢日に非にして戰塵空を覆ひ、當丸山城のみにては其の所領の防備となすに足らざるを以て、天正九年爲樂山大空寺の址に築きて當城を出城と爲し、翌十年夏光秀の交渉に應じて之と提携し、信長には鹽川伯耆守をして其の兄を害せしめられし怨恨あるにより、光秀の信長に叛けるは仇を報ずるの好機なりと爲し、能勢兵太夫頼良に兵五百を與へて光秀に應援し、以て信長を本能寺に攻めしめしが、光秀の秀吉と戦ひて山崎に敗るゝや、秀吉勢來襲の情報頻々たりしかば、能勢家上下の苦慮一方ならず、城中にありて徹夜軍議を凝らせるも、頼次は已に決する所ありて、秀吉と一戦して玉碎せんとしけるに、老臣の切諫を納れ、旅裝に姿を隠して城を去り、一族數名と共に暫時丹波南桑田郡西別院村大甘野長澤某方に潛み、備前岡山の妙性寺に隠れ、大和郡山城主浮田秀長に身を寄せ、後徳川家康の小姓となりて歲月を送り、時機の至るを待ちしに、秀吉薨じて秀頼の世となり、慶長五年九月關ヶ原の役起りければ、

踴躍して時の至れるを喜び、挺身奮戦以て偉功を奏し、家康の賞する所となりて舊領を與へられ、外に十數ヶ村の預所を附せらる。其の報舊領に達するや、里民は總て業を休み宴を張りて三晝夜之を祝し、以て其の歸來を待ちしといふ。同年玉持院日然師の來りて法華經の妙理を説くや、同師を介して其の師日乾上人を身延山より請じ、其の法話を聞きて譏然大悟、深く日蓮宗に歸依し、同十年領内の各宗を悉く同宗に改めしむ。能勢のイヤ／＼法華といへるは、其の高壓的に改宗せしめられたるより起れる語なりといふ。元和元年丸山城の一部を機梯姫社の接續地に移し、東西參拾七間四分・南北四拾九間壹分・面積六反壹畝六歩の所に、山田彦右衛門を奉行として新城を築き、丸山の麓にありし市場を新城下に移して新に三ヶ町を設けしは、今の北町・中町・南町是れなり。かくて頼次は此の新城にありしも、元和七年に隱居し、寛永三年一月十八日江戸櫻田の松亭に於て六十五歳を以て逝き、其の遺骨を池上の本門寺に葬り、遺髪及び衣冠を本地の里岡山に埋め、遺言に依りて徳川氏は頼次の所領を其の子孫に分與せり。即ち地黃・野間・上田尻・下田尻の參千石を嫡子頼重に、倉垣・吉野・山内の壹千五百石を次男頼高に、丹波北の庄・由利・拜田の壹千石を三男頼之に、切畑の八百四拾六石を四男頼永に、藏米參百石を五男頼平に與へて麾下となしければ、新城は嫡子頼重に繼がれて地黃陣屋と稱し、同氏相傳して能勢日向守に至り、明治二年十二月二日上地せり。陣屋は其の後會議所に充てられ、同十二年三月一日能勢郡役所の廳舎となりて同十四年一月まで繼續せしが、今は能勢氏舊城



址と刻せる碑石を存す。丸山城麓宇市場に九重の石塔あり、多田満仲の遊獵せし時に休憩せし舊址なりと傳ふ。

乗坂

乗坂といへるは能勢氏の關所を設けて警備せし所なり。天正十二年能勢頼次の徳川家康と共に小牧の役に出陣せる留守の間に、丹波福知山の城主小野木縫之助の代官河原長右衛門・鹽川清左衛門等能勢氏を襲ひければ、留守居役の細川久助は之を此の地に邀へ撃ちて破れり。附近に矢立坂の名あるは、當時其の放ちし矢の立ちしこと篠の如くなりしより唱へしものなりといふ。然れども今は改修せられて其の俤だもなし。

妹が岡

清善寺の南面に共同墓地あり、妹が岡といひ、今は訛して「イモカワ」と呼ばる。所傳に依れば、天正十二年の頃板垣與左衛門勝親に従ひ來れる加藤治常宗なるものあり、勝親の歿後其の二人の娘は何れも之に懸想しけるに、常宗の意の妹に傾くを見て姉は之を煩悶し、終に左の一首を詠じて柳ヶ淵に入水して死しければ、妹は復た之を悲み、姉の後を追ふて同じく入水し、二人の屍を葬りしより此の名ありといふ。淵は今はなく、柳川といへる名のみ残り。

おもひかれひとりこかるゝむれの火の消えてそ人はあはれとも見ん

本地は長元四年より左馬權頭頼國の領地たりしが、天正十年より島津義弘の領地に轉じ、慶長五年能勢攝津守頼次の領地に屬し、寛永三年同家の分れて麾下となるに及び、嫡流頼重の采地となり、同

氏世襲して日向守に至り、明治元年五月廿四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十一區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月能勢郡第二區四番組に入り、同八年四月三十日第十一區二小區四番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第十一大區二小區となり、同十二年二月十日能勢郡役所部内となり、同月二十一日第七分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第二十戶長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字野間中

本地は古來能勢郡に屬し、もと東郷の内にあり、野間莊と呼び、後野間村と稱し、正應三年三月に至り部内は分れて中・東稻地・出野・西山・大原の五部落となり、各自獨立の姿を爲せしも尙野間村の内なりしが、區域廣潤にして分村せざれば不便少からざるものあるを以て、明治十六年一月初めて野間中村・野間稻地村・野間出野村・野間大原村・野間西山村の五ヶ村となれり。本地は即ち其の一なる野間中村にして、攝津志村里の條に「野間屬邑五」と記せるは、此の五大字の地を指せるものならん。上古は神田繩手とて一帯の曠野を爲し、總稱して野間と呼びしより、野間の村名を爲せしといふ。



妙見山は東南にあり、翠峯巍然として群山の上に抽んで、雲漢を摩して白雲常に頭邊を搖曳せり。海面を抜くこと貳千七百尺、嶺上より三分して南は吉川村に屬し、西は兵庫縣川邊郡東谷村大字里川に屬し、東北は本地に屬す。登路三條あり、一は本地の字手洗よりするもの拾六町餘、一は吉川村よりするもの貳拾六町餘、一は東能勢村大字野間口よりするもの拾五町にして、三路共に峻峻なり。頂上に妙見堂あり、堂のある所はもと大空寺のありし所なり。大空寺は爲樂山と號し、聖武天皇の御宇僧正行基の勅を奉じて開基せし眞言宗にして、建武・應永の頃までは隆盛を極めし。然るに天正九年能勢頼次は寺址に城を築き、地黄の丸山城を以て出城と爲し、鎮宅靈符神を奉祭せしも、翌十年故ありて同氏國を出でければ、荒廢せる城址に靈符神のみ残りしに、慶長五年軍功に依りて復た同氏の領に復し、同氏日蓮宗に歸依して同宗の總本山甲州身延山の日乾上人を請じ、領内の眞言宗を悉く日蓮宗に改めしめしかば、鎮宅靈符神も北辰妙見大菩薩と改め、上人更に靈像を刻し其の男頼重に授けて安置せしめ、上人は眞如寺にありて法務を執り、爾來能勢家の私祭に屬せしが、一百餘年を経て明治の後に至り、能勢家は采地を奉還し、ついで明治九年教部省令第三十八號の發せらるゝに方り、堂を信徒の共有として衆庶參拜の自由たらしめんことを出願せんとし、端なくも山麓村民と能勢家との間に謂ゆる所有權の紛争起り、延して數年の久しきに亘り、同十八年四月能勢家より本尊佛及び土地堂宇等を悉く寄附せられ、茲に初めて衆庶參拜の妙見山となれり。徳川幕府中葉以降の頃より靈驗の顯著

なること四方に喧傳し、信徒の來賽漸次多かりしも、當時は尙一草堂たるに過ぎざりしが、天明七年に至りて能勢頼直之を再建して其の面目を改め、今の堂宇は明治二十八年の改造なり。各府縣何れの方面を問はず殆ど來賽せざるはなく、現今結社の數三百有餘に達し、信徒は拾萬の上に出で、日々群集すること法筵の如く、殊に厄難病苦の者は參籠數日山中の瀧に浴し、堂を繞りて百度を蹈み、他宗のものも百日法華と稱し、一時改宗し來りて題目を唱へ、鼓聲琴々として日夜雲霄より漏る。封境は參百六拾七坪なり。昔は境内山林四町七反歩餘を有し、領主能勢家に於て方百間の地域を畫して堂の境内に充て、大坂の東西奉行臨檢して中央及び四至に標碑を立て、碑石は今に存すれども、明治の初年能勢家の采地奉還と共に堂の境内も上地し、同八年現今の疆域及び接續の地四反六畝餘歩の拂下を得、其の他に依然國有林たりしも、明治三十五年三月一日特賣を得て所屬山林とするに至れり。本堂・總堂・繪馬堂・寶庫・鐘樓・供物所・馬堂・四足門等軒楹相接し、接續の地は旅舎・肆店櫛比せり。毎年舊二月初午の日を以て大祭を擧げ、四月二十日は勝利祭にして、七月二十二日より同二十四日は虫拂祭を行ひ、賽者は共に萬を以て數ふ。寺寶に黄金の日蓮上人像あり、丈九分貳厘、上人の自作にして新田義貞感得し、後佐々木・尼子の諸家に傳はり、最後に浪華の丹波屋某より寄附せしものなりと傳ふ。又貞享元年若狹守源政廣作の浪切丸と名づくる刀あり、能勢頼峰江戸往還の際、霖雨數旬に及びて天龍川浪高く、容易に渡るべからざるを以て、此の刀を抜きて浪を切りしに、波忽ち靜まりて直



圓珠寺

に彼岸に達するを得しより此の名ありといふ。其の他寺寶多し。

圓珠寺は宇風呂垣内にあり、龍淵山と號し、日蓮宗本満寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。もと龍溪寺と稱して眞言宗なりしも、慶長十年改宗して今の寺名に改め、日乾上人を開基とせり。寛永三年の夏大旱數十日に亘り、農民の苦み譬ふるにもなかりしかば、同上人之を憐み、字龍ヶ淵に臨みて讀經すること數時なりしに、大雨沛然として至り、萬象爰に蘇生せしと、寺の山號は之に因り。境内は五百九拾七坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・門・鎮守堂を存す。

野間城址

野間城の址は、南方高嶽山の山脈北流して一峯を突起せる城山にあり。東西拾間・南北七間・面積貳畝七歩の所なり。今は殘礎石壁の存するものなきも、老松三株及び老櫻一株枝葉鬱葱として數百年の古木なるを示せり。天正年中野間豊後守資持の居城なりしと傳ふ。一小祠あり、白髮大神・安良彦・平良姫の靈を合祀せり、蓋し城主に縁由あるものならん。

本地は長元四年より左馬權頭頼國の領地たりしが、天正十年島津義弘の領地に轉じ、慶長五年能勢攝津守頼次の領地に屬し、寛永三年同家の分れて麾下となるに及び嫡・頼重の采地となり、村高壹千參拾六石五斗貳升(舊野間村の總石高なり、五ヶ村に分割するを得ず)は同氏世襲して日向守に至り、明治元年五月廿四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十一區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府

の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月能勢郡第二區三番組に入り、同八年四月三十日第十一大區二小區三番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第十一大區二小區となり、同十二年二月十日能勢郡役所部内となり、同月二十一日第九分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第二十戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字野間稻地

本地は古來能勢郡に屬し、東郷の内に入り、野間莊と呼び、後野間村と稱し、正應三年三月に至り部内は分れて本地及び中・出野・西山・大原の五部落となり、各自獨立の姿を爲せしも尙野間村の内にして、本地は東稻地と稱し、明治五年東の冠字を省きて單に稻地と稱せしが、明治十六年一月初めて獨立して野間稻地村と稱す。字地に澤及び角といへるあり。地勢は東南に山を負ひ、西北は耕地に臨り。

大槌峠は南方川邊郡東谷村大字黒川との境にあり、天正八年九月能勢頼次の山下勢を撃退せし所なり。天正年間織田信長の武威を近畿に振ふや、能勢十郎兵衛頼道を誘ひて其の麾下たらしめんとせしも、故ありて之に應せざりしかば、幕下たる川邊郡山下城主鹽川伯耆守をして頼道を窺はしめ、伯耆

大槌峠



守は同八年九月十七日名を饗應に藉りて頼道を山下城に招き、欺きて之を殺せり。兄の凶報を得たる頼次は怒髪天を衝き、直に丸山の本城に衆を集めて軍議を凝らし、衆議の決せざるを以て機を失せんことを懼れ、單身馬を進めけるに、之に勵まされて將卒馳せ従ひ、襲ひ來れる山下勢と此の峠に衝突し、突撃奮戦して終に之を破り、以て山下勢に窺竅の念を絶たしむ。是れ頼次十九歳の時にして、實に其の初陣なりしといふ。今は道路開修せられて當年の坂路を認むるに山なし。

法華寺は字寺の上であり、寶林山と號し、日蓮宗本満寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。元和年間正存院日久の創建なり。境内は壹百五拾四坪を有し、本堂・納家を存す。

有無神社の舊址

有無神社の舊址は字森河原にあり、紀貫之を祀りし社なり。明治四十年五月十日大字地黃の野間神社に合祀せられて今はなきも、槻の大木は繁茂して幹圍拾數尺に及べり。社は其の名の異様なるを以て世に聞え、俗に蟻無宮と呼び、野菜に蟻のつきたるときには、社庭の砂を請ひ受けて撤布すれば退治するの驗ありと稱し、遠國人の參詣して庭砂を請ふものありしといふ。然れども蟻無は有無を誤れるものにして、有無は貫之の曾て源公忠に贈りたる左記の歌に依りて社名に附したるならんとの説、眞なるべし。

手にむすぶ水にやとれる月影のあるかなきかの世にこそありけれ

本地の領主及び區畫の變遷は、明治十二年二月二十一日第十分畫に屬したるの外は、大字野間中に

同じ。

### 大字野間出野

本地は古來能勢郡に屬し、東郷の内にあり、野間莊と呼び、後野間村と稱し、正應三年三月に至り部内は分れて本地及び中・東稻地・西山・大原の五部落となり、各自獨立の姿を爲せしも尙野間村の内なりしが、明治十六年一月初めて獨立して野間出野村と稱す。四境に山を繞らせり。

來見山  
傳安徳天皇  
御陵

來見山は西方にあり、岩崎八幡社鎮座し、安徳天皇を祀り來りしが、明治四十年五月十日大字地黃の野間神社に合祀せられて今はなし。所傳に依れば、社地は安徳天皇の御陵にして、天皇は西海を通れて此に行幸あらせられ、遂に此の地に於て崩御し給ひ、天皇の此の地に潜居し給ひしとき「ケシ髮」におはしませしかば、里人は今に至るも「ケシ髮」を憚れると、もに附近の字地に宮の下・位の高・位の高口・位の高奥・位の高峠・御殿ヶ芝・玉垣内・乳母ヶ懷等の名を留め、明治以前まで神田々植の夜間に行はれしは、天皇の崩御あらせられし時、里民之を悲み、晝に參集して諸般の御手傳を爲し、夜間に田植を爲せしかば、其のこの例となり來りしものなりといふ。其の合祀後社址を開拓せるに際し、社殿下より銅鍍銀經筒壹個・壺吹袖壹個・古鏡壹個・青磁香合貳個・腐蝕せる刀拾本出で、經筒には養和元年十月五日・聖人澄珍・願主米田氏の文字を刻されたりしと、其の品々は當時の神官井



上鷲嶽より寄贈せられて、東京帝室博物館に保管せらる。また同所なる藤原塚といへるは經房の墳なりと傳へ、以前は其の後に小塚四個ありしも、已に發掘せられて塚形を損じ、荒寥を極めたりしが、經房塚のみは先年有志に修補せられて、塚形を回復せり。經房の子孫は本地の辻氏にして、原田種長の子孫と稱するものに大字野間大原の原田氏あり。而して同天皇の御陵なりといへるものは諸國にあれども、今は長州下關市阿彌陀寺陵に確定しあれば、此の地の如き亦諸國に於けるもの、類なるべきも、文化十四年三月中旬辻勘兵衛の屋根葺替に際し、其の棟木に吊しありし函中より出でたりといへる左少辨經房の眞蹟なるものありて、同天皇御潜居の事蹟を記せり。今左に其の全文を掲げて、好古家の參考に供せん。但し經房の逝去後に係るものは其の子孫の執筆なりと。

ことし建保五年うし文月五日に、源のすけみまかり給へり、御としは五十餘り五とせになん有ける、いまたをしかるへき齡にこそ、凡人の世の定めなきてはかなし、種長は十とせ餘り九とせまへにみまかり、景家は十とせあまり三とせまへに終りぬ、種長の忘れかたみ判部太郎廿八才、景家の子小治郎平三、たちにあまり、わか左古廣廿六才なるか、よく田かへし畑うちしてわみに世をいとのみすくしぬ、これらはこととまたかにもしらす、われはまた五十になりぬ、けふにも身まからは、末のよの子孫に傳ふるものたへてなからむかし、これまでは口からもかたらずいましめぬ、世にもれたりとて首をうしなふほどにはあらんとも、しらぬ島くへさすらへ、むかし檀の浦にちにし名より、うき名を後の世にとめしるされなんとそ思ひしめぬ、すきしむかしはおもひ出るさへ涙のみはふり落て、今におもひいてす、あとや先なるすきなりけり、壽永四年乙巳三月廿四日の日、二位とのひそかに典侍・大納言局・院勾當内侍・阿波内侍・右の將基方・われ經房・大輔判官種長・郡司景家をめされ、

わか家の運命もけふにつくめり、されと家の弓矢盡きたりとて、主上・門院同じ道に供奉なし奉らんこと空おそし、何國の浦國の山の奥にも供奉なし、後の世の手たてをもなさせよと、砂金いくらも取出させ、まことの給ふには、たとへ源氏とり奉るとも、いかて玉體を燐ませ奉らん、ひとつには一門のやからは、とらはれなは命あるへくもおほへす、扱は異氏のものばかり供奉するなれと、女院へわかちつけ給ひける、このものはひみつの中までも、供奉すへきとおほしはかり給へるなり、心つく供奉し奉ると、れもころにおほせあれとも、みな泪のみ落し、さといらへも申さて有ける、あやしの小ふれに人々身をやつして、その心かまへをしてしおくりぬ、主上・典内侍・經房・種長打のりて磯へ漕、またの小ふれに女院・大納言局・勾當の内侍・阿波内侍・基方景家のりて、こなたへこく、あひに廿段ばかりも有ぬらむ、磯には源氏いくらとなく、舟にも陸にもぬあまりて、のかれはつへくもなし、一門の人々あるはうたれ海にもしつみ給ひしに、二位殿は知盛卿の乙の御子にみそつけて、須磨の内裏にてほろひさせ給へしと聞へし、御御めき、るものをもたせ給ひ、海に入たまふ、みるに心もきえ、やみよりやみにたるとる心地して、かきもみかたもなみたの聲をのみき、佛の御名のみとなへつ、かつき上奉らんとさわく、このひまにありそにつけ、種長おひたてまつり、あしほやにほしりてかへり見れば、女院の御舟はありそに着たるを、はつ源氏の武士取かこみけり、典侍は玉さし給ふ、主上にしらせ奉らしと、いさめまきれくゆくほとに、いかしてのかれ來りけん、景家はやく参りたる、なけきのなかに力をそへ、三里ばかり山ふみして、あやしの木の下庭につきぬ、主上に二位い、たきまきぬかとのみ仰有るに、たれくもたかひにおもかせして、泪めかれて、こしかた行末よておもひつけ、さたかに御答申かたもあらされは、主上は御泪にくれさせ給ふそかし、三日とまりて、景家は身をやつし、一門こなたさまのなりはたまふさまを聞きため、三月廿八日といふに、石見國をさして、菅家の公達、筑紫もうしてかへらせ給ふといつぱり、往還に人目つ、ましとて、山より山里をへて、ところくいとわつらばしきこと多けれと、さすか一天の君にて、天照すおほん神の御末にてわたらせ給へば、あやしの賤までもなひき奉り、御幸な



し奉る、きのふとくれけふとあけ、五月十日のまり一日の日、伯耆の國はにの山里につかせ給ひしかば、様く身をつくし、心をひとつにしてつかまつれる事、わひしさとふるにもなし、五月つもこりたしまの國府に着ぬ、都もちかつても、門院の御事はさらにも聞へず、水無月十三日せつ津の國天王といふ山里に入らせ給ひ、山より山をわけつ、十五日龍勢の長尻といふ所より、此野間の郷へのたらせ給ふ、主上は一昨夕より供御をつやくめさす、いかさまにも此春より此かた、朝露夕露に御衣もそほちつ、まひて此ころのあつさはなみらさへも心くらし折なれば、なやませ給ふも御ことばりにこそ、けふは御惱しきりに渡らせ給ふに、くすしも力なくて、道のかたへに御しとれもふけ、御薬など取いたし、和氣頼職が奉れる御薬をあへるに、二位殿の心つくさせ給ひしを思ひ出て奉りて、いとくかなし、御薬もたへくなればとて、種長・景家たかひに左右へわかれて走りぬ、景家は程なく御薬と、のひたりとて、例のことく奉るに、忝くもいさゝか御心よくならせ給ふなと、心に祈かひなし、種長ははるかに行つて里なればとて、むなしくかへりぬ、扱しも今宵のもふけせめとて、雨皮なととりいたし、假の四阿なとまふけしは、いとほかなくて見るにた、涙のおさへかえらる、景家は又夕餉のさうげせんとてともにかりぬ、しかあれと、大岩山てふ中にも四つにわかれて行かふ人もやと、心の程やかたなきそかなし、たゞに日をかされて、御惱すくやかにらせ給ふ御けしきもおはしたまはぬそちからなし、そのむかし木のまろとの、事なんと思ひいて、埴生の庵をして御ましとなし奉る、文月二日は、はつ日比とほ御心はへもすくやかにいさまじうおほしめしたりとて、朝餉もしかくめさせ給ふて、みなくうれしくなんといふばかりなし、此山さとのものとは、典三・丁太とて家ふたつ有、此ふたりはまめくしくつかまつれり、此夕月のほのかにさしてければ、おかしく思召て小峯に御幸なし奉り、山の尾つたひに行つ、川原へ下りぬ、此邊にさし出たる大なる岩あり、其ほとりに水たゝへて、青みたちたるはいとおそろしかりき、里人はこゝを岩崎とかいふ、此邊にことにおもしろして、めてさせ給ひつ、しばく御幸ならせ給ふ、主上故院に似させ給ひて、御こゝろいようるはしくわたらせ給ふにより、里

人らもいみしう心にうれしとつかへ奉り、里人は辻の宮あるひは八つの宮とも申奉りき、主上日にそひ御惱も常に復し給ひければ、みん人よるこひにあまれり、種長申つう、山ふかけれとも都へ二日路神崎・大物の浦へも二日にへぬ道なり、いつくをさして御幸ともなし、里人もおもひ出て、此山里にしばし此世の有さまをも御覽せばやなと申、いつれも、はるくの禊旅にうみて申やう、此黒木の御所をむかしの金樓玉階とうれしきはかりにおもひける、されは里のものもいふなる、くるとしものもふけさせせなとおほす、このわたり田しるたつてきたかになんみゆ、里人のいふ、こは川原のみひろらかに田畑はそふの山根にありて、わなみうからぬてつくれるほかにばあらず、川原を田代にせんは今のことにはあらず、ひんかしの島に家居十・畑ふたつみつ、そのかみにたいらかなる原あり、人たられはうゑす、それによりたまはま來るとしのかてはゆうに有なんといふ、さばとてふたりは原にゆきて、里人にならひさゝやかなる庵つくりて、たつきをはかりける、けにも二位との御心にたかわす、種長・景家なりわれ賤かやつことなりて、まめやかにひませにかはるく内へまぬり、秋草くたものとりくたてまつれり、心さしいましも思へば感涙せきあへず、長月廿日、まり木々の紅葉御らんせめとて河合へ御幸なし奉る、まつこの地のひらけたるま、よこさまたてさまにして、水は東より西になかれ、また北より南へおちあひぬ、廻りは山々外山の檜茂り、うちは川原のみひろくたちひらけ、川合にいとおほきなる澤ありて水よとめり、さほの中島に市目が笠てふものに似たる、いとうるはしき木の紅葉せしあり、にしの山里に家二つみつ見へたり、川原を北へのほりて東のやまさとに家十ばかりありて色なき木々も見へたり、いさこへして川原を見わたすに、水もあらさればやすくむかふにいたり、杜ありてそはあけのみつ垣神さひたり、丁太ははた姫の宮となんあかめまつるよしまうす、しばし御覽して、

冬ちかき木々のこの葉も色よきに戀しききみのいかてきまされぬ

経房泪せきあへず、



色ふかくそむる紅葉のなかにもそまつは時雨のかひなかりける  
典内侍けふのおももちして、

はたひめの秋のにしきをおりなして君かみそにそ霧はたちぬる

ことほのおかしきに、君もけふしさせ給ふ、はるか山のそかひに家あり、丁太いふ、僧ひとりおれりと、日もかたふけば還幸  
なし奉らんととの道にかへる、左に夕さりのたへまより、家五つ六つのみゆ、あればいかにといへば、例の丁太、さゝの里  
りとこたふ、日しらせ給ふ比還幸あり、けふは日もうらゝかにて、主上ことにうるはしければ、うれしくもまかてぬ、十月廿  
四日はつゆきふりて、常にめなれし山々のいとめつらしく、いつもの峯に御幸ありて、

初雪をめてつゝこゝにきて見れば峯はさのふににすもありけり

この峯九里人は來見山あるはくるかみねともいふ、霜ふり月よりは山々に雪つもり、心のおともつけかねたるを、種長・景家ら  
はしのびくに都・大物へ、主上の供御の料に調度なとしろなしかへかへるさまいたはし、都に君・安徳天皇とまをしたへれ  
つりぬ、女院は北山大原に入御有よし景家かへりて申す、主上かへりにしらせ給は、君の御こゝろおたつかならしと、たま  
も心にしめぬ、このとしもくれて壽永五年、みやこは文治二年となれり、春はことにさへかへり、あさなく水こほりて川の瀧  
津瀬もつらゝぬてうるはしく、玉の枝に玉の花をめてけふしさせたまひ、日ごとに岩崎に御幸ありて御らんあり、やよひの中す  
くるより、その梢とも見へさりし山櫻、きゝす山里もとに春の心地にうつりける、卯月はしめつかたよりふと御惱しきりな  
れば、さわかつゝこゝによきくすしあるをかるうしてむかへて、御くすり調進させ申つゝ上れば、五日ありてほとほりさめさ  
せ給ひてたれも色をなをしつゝ、冬の寒さにあたせたまふとしりていとかしこし、されとれいにかはらせたまひ、いとおとろ  
へさせ給ひ、さつきにうつりて日にくたのみすくなく見へさせ給ふ、わなみらはいのらぬ神もなく、かばるゝいたき奉りか

なしむ、同じき十七日朝ほらけ玉くたけ香ちりて登進し給ふ、ことわざに海にも山にも頼みたる君になくれ奉り、とかく日をむ  
なしくせしより氣もつとく涙もいてす、ものもえいはずまもりなる、里はほしめの里なかのしままでもつとひきつゝ、はゝにおく  
れしみとり子のやうに、くちくになけきおしみ奉れば、これぞすこしこゝろやりなりし、こぼさ田うゑたりし日なり、日暮に  
御衣御調度のこりなく、つれに御こゝろにめてさせ給ふを、岩崎にいばひしつめ奉る、都の沙汰たによなばゝかり、八つの宮とて  
申せしを、若宮八幡宮とあかめいやまひまつれければ、里人もともによるこひをなしていやまひまつれり、典侍も我もさまか  
へて、みやこの大原にまゐらんとよそおしあへと、世に忍ぶ身と種長・景家しひてとめ、さまかへは後たえむ、典侍をめとり  
て遠なかにつかへまつること臣たる道のことなれといひしらすにそ、御社はなれんも心うく、里のものになりて小家しつらひ  
田かへしの業をえて、田しろをひらき、すゑのこゝ御國忘らすさばて、典侍にからひ御社につかへ奉り、種長に君の來見の  
御つくり歌をほらにもて、來見權現とあかめ奉る、あながし、此ふみ人にみすることなけれ、

建保第五丑年九月二日從四位上侍從左少辨藤原經房 花押

元仁元年甲申八月七日遊、行年五十八歳  
御來見山邊辻在駐

左古鷹へ

- 經實 左 遊 行年八十三歳  
文承八年水 三月三日
- 經久 辭解由 行年七十七歳  
建保元年申 十一月二十八日
- 經冬 助 太 五十七歳  
建保二年申 十一月十三日
- 經助 中 太 九十一歳  
承和四年



- 經實介三 行年七十一歳 關承六年己卯八月十二日
- 經成常七 行年七十一歳 承享九年己三月廿九日
- 成實右衛門 四十三歳 其時二五五月
- 經吉吉右衛門 六十九歳 承正十五年五月
- 經彌左衛門 七十四歳 承祿五年三月
- 經忠辻忠左衛門・左衛門 六十八歳 承祿元年十一月二日
- 經春助左衛門 六十三歳 文祿二年四月十五日
- 經久久左衛門 五十二歳 天正十五年四月十五日
- 經一市郎左衛門

一、去る文化十四丑年春、其方居宅之種方出候往昔建保年中左少辨藤原經房朝臣自筆之遺書一卷、江戸表へ蓋下し殿様入御覽候處、甚珍輔被思召内箱之上書者殿様御染筆にて御認被遊、此度被差登其方家へ可致禮藏答之處、本紙は御陣屋御土藏へ預り置候間、何時にても相渡可申候、寫は岩崎八幡宮社内へ相納置可申候、此段後に至り遺失無之檢書付遣し置候者也、

文政三辰年九月

大南影太郎 印  
植田平馬 印

能多惣平 印

出野村 辻勘兵衛方へ

善福寺

善福寺は字寺挾にあり、受持山と號し、日蓮宗本滿寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。觀應元年十二月源長光の草創にして、示福庵と稱して眞言宗なりしも、慶長十年日蓮宗に轉じて善福庵と改め、承應年間更に庵號を廢して今の寺名に改め、もと川向にありしが、元祿年間當所に移轉せり。境内は貳百五拾九坪を有し、本堂・庫裏を存す。本地の領主及び區畫の變遷は、大字野間中に同じ。

### 大字野間西山

本地は古來能勢郡に屬し、東郷の内に入り、野間莊と呼び、後野間村と稱し、正應三年三月に至り部内は分れて本地及び中・東稻地・出野・大原の五部落となり、各自獨立の姿を爲せしも尙野間村の内なりしが、明治十六年一月初めて獨立して野間西山村と稱す。字地に屋敷といへるあり。

今養寺の址は字上今養寺にあり。寺は眞言宗に屬し、高嶽山月光寺と號し、高嶽山にありて大治二年八月十八日西山近江守信勝の建立する所なりしが、天正二年當所に移り、慶長十年更に今養寺と改

今養寺の址



め来りしも、其の後退轉して残れる釋迦堂・觀音堂も久しく荒敗しけるを、文化年中領主頼直建營して其の本尊を安置せしもの即ち現在の釋迦堂・觀音堂なり。像は何れも作者不詳なれども、古色を帯び、威容嚴然拜者をして自ら襟を正さしむるものあり。境内は貳百五拾四坪を有し、今は大字野間中圓珠寺の境外佛堂となる。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字野間中に同じ。

### 大字野間大原

本地は古來能勢郡に屬し、東郷の内にあり、野間莊と呼び、後野間村と稱し、正應三年三月に至り部内は分れて本地及び中・出野・東稻地・西山の五部落となり、各自獨立の姿を爲せしも尙野間村の内なりしが、明治十六年一月初めて獨立して野間大原村と稱す。

興德寺は字馬場垣内にあり、長榮山と號し、日蓮宗本満寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。もと興學院と號して眞言宗なりしも、慶長十二年二月日蓮宗に轉じて今の寺名に改め、天明八年堂宇焼失しければ、十世順慶院之を再興せり。木材は地黄陣屋内の書院に使用せられしものなりといふ。境内は壹百九拾坪を有し、本堂・庫裏・座敷を存す。外に鎮守堂あり。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治十二年二月二十一日第十分畫に屬したるの外は、大字野間中に

同じ。

大字	野間中	野間出野	野間西山	野間大原	計
地 黄	八六・三〇〇	一〇六・五〇〇			一、九三八・一〇〇
石	二五・五三三	一五・〇三七			四〇・五七〇
高	八三	四四			一二七
明治九年改正 有租地反別 一日現在人口	七・二二二	七・七三三	二七・三〇〇	五・四三六	五二・六九一
町村制施行 當時の反別	四三	二六	一五	二四	一〇八
町村制施行 當時の人口	七・三九六	七・八四三	二六・〇三七	四・七六八	四六・〇〇四
大正元年五月 末日現在人口	四二七	二六三	一六〇	二二	六七二
大正九年十月一日 國勢調査の人口	四二七	二六三	一六〇	二二	六七二

### 第二十項 歌垣村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、山内村・吉野村・倉垣村・杉原村の四ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、歌垣山の名を採りて歌垣村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて能勢郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日豊能郡に屬す。



### 大字 山内

本地は古來能勢郡に屬し、東郷の内に入り、倉垣莊に屬し、寛永九年より山内村と稱す。

本地は天正十年より島津義弘の領地となり、慶長五年能勢攝津守頼次の領地に轉じ、寛永三年より次男麾下頼高の采地となり、寶曆三年徳川氏代官の支配に歸し、後年紀不詳永井氏の預所となり、同氏相傳して日向守直諒に至り、明治二年六月高槻藩の支配に移り、同三年十二月二十四日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十一區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月能勢郡第二區一番組に入り、同八年四月三十日第十一區二小區一番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第十一區二小區となり、同十二年二月十日能勢郡役所部内となり、同月二十一日第六分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第二十一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字 吉野

本地は古來能勢郡に屬し、東郷の内に入り、倉垣莊に屬し、寛永九年より吉野村と稱す。東西北の三面に山を負ひ、南方には高嶽なきも、東西の山麓相接して全邑悉く澗谷にあり。本地及び大字杉原

と丹波國との境界に就き、明治八年十一月五日大阪府の發せし達あれば、左に之を掲記せん。

大阪府地目第二十四號（明治八年十一月五日）

第十一區二小區

吉野村

一、攝丹國境の儀寶永元年裁許圖面墨引印章の通稱相違無之事、

杉原村

一、攝丹國境の儀字白岬山堀切通馳岩一本松より山尾筋堀切を界とす、最も杉原村田地入込の分に攝津の地たるべき事、

一、宛山の儀文政十三寅年爲取替の通稱相違無之事、

右之通京都府へ打合濟に付、右様可相心得、此段相違候事、

關明神

東北丹波との界に近き山中に關明神の叢祠あり、道祖神を祭り、俗に吉野の關と呼べり。其の何れの時代に祀り初めしかは詳ならざれども、寛治五年四月吉野式部源頼吉は字宮畑に八幡大神宮を勸請すると同時に、當祠を再建したりとの口碑あり。もと柝の大木ありて津の國に向へる枝の葉には針なくして、丹波に向へる枝の葉には針ありしと傳ふれども、已に枯死して其の朽株を殘せり。

妙華寺

妙華寺は字寺垣内にあり、永昌山と號し、日蓮宗本満寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。元和七年八月二日日乾上人の弟子日言上人を請じて開祖とし、檀中の協力して創建したる所にして、天保十一年三月二十八世日達上人之を再建せり。境内は貳百七拾九坪を有し、本堂・土藏・庫裏・鐘

第三篇 國郡市町村志

第一章 攝津國

第五節 豐能郡 歌垣村

一三三七



樓堂・藥醫門を存す。外に觀音堂あり。

吉野式部の  
古城址

吉野式部の古城址なりと傳ふる所、丸形山にあり。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字山内に同じ。

### 大字倉垣

本地は古來能勢郡に屬し、東郷の内にあり、倉垣莊に屬し、寛永九年より倉垣村と稱す、倉垣は椋垣の換用なるべし。姓氏錄攝津國神別に「椋垣朝臣、大中臣之同祖、津速魂命三世孫天兒屋根命之後也」と見ゆる、椋垣氏の居りし所にして、椋垣の名是れより起り、後倉垣に作りしものならん。字地に上村・西村・嘉村・和田・小戸(古書には加堂とせるものあり)・長尾・岡崎といへるあり、攝津志村里の條に「倉垣屬邑五」と記せるは、此の字地の内を指せるなるべし。古の倉垣里にして古詠あり。

夫 木

くらかきの里に波よる秋の田はとしなかい、この稻にそありける

匡

房

歌垣山は東方にあり、孤立せる一峻峯にして高さ壹千五百尺、山頂は平坦にして廣く、矮松扶疎たり。四方に山を帯びて東は比叡山・愛宕山、北は半國山、西は劔尾山を望見し、南に大阪灣を眺め、一天神山とも呼べり。天神山の名は天神社の鎮座せしことあるに依れり。登路に神の木・見登り・登り尾・早上り等の稱あり、登り尾を本道とす。其の筋に溪流の落ちて瀧をなせるものあり、高さ參拾

歌垣山

貳尺なり。里傳に依れば、昔火の雨の降りしとき、山腹に穴を穿ちて住居したりと。先年其の穴より土器を出せしといふ。山は攝津國風土記に「雄伴郷波比具利岡、此岡西有歌垣山、昔者男女相集登此山、常爲歌垣因以爲名」と見ゆるもの即ち是れにして、往時男女の相會して歌舞せし所なり。歌垣は日本書紀には「歌場此云宇多我岐」と註し、後世の謂ゆる盆踊の權輿とも見るべきものなり。聖武天皇は天平六年二月癸巳朔朱雀門に御して歌垣を御覽あらせられ、男女二百四十餘人五品已上の風流ある者皆其の中に交り、正四位下長田王・從四位下栗栖王・門部王・從五位下野中王等を頭となし、本末を以て唱和し、難波の曲・倭部の曲・淺茅原の曲・廣瀬の曲・八裳刺の曲の音をなし、都中の士女をして縦覽せしめ、歡を極めて罷のしと見え、稱徳天皇は寶龜六年三月由義宮行幸中、葛井船津文武生藏六氏の男女二百三十人の供奉せる歌垣の御覽あり、其の服は青摺の細布衣を着け、紅の長紵を垂れ、男女相並び、行を分て徐に進み歌ひ、五位已上内舍人及び女孺に詔して其の歌垣に列せしめ給ひしと見え、往時にありては都鄙を通じて廣く各地に行はれたるものにして、關東にありては常陸國にも盛に行はれ、常陸國風土記に「香島郡童子女松原、古有年少童子、男稱那賀寒田之耶子、女曰海上安是之嬢子、並形容端正、光華郷里、相聞名聲同存望念、自愛心熾、經月累日、嬢哥之會、邂逅相遇云々」と見ゆるのみならず、萬葉集にも筑波嶺に登り嬢歌會を爲すの日に作りし歌あるは、後に掲記する所の如し。關西にありては歌曲に江州曲・難波曲の如きものありて難波地方に行はれ、殊に此の



山は盛に行はれしといへば、或は此の地方より出でしものならん。宮中に於ても桓武天皇の頃までは正月の十七日に行はせられ、後風俗矯正の爲め廢せられたるも、本地天神社の盆踊は今も其の名高く、文藝淨瑠璃曲の音頭にて大に賑ひ、斯道の好事家及び參觀人の遠近より來集して數千人に及べるは、此の山頂に行はれし歌垣の遺習を傳ふるものなるべし。

萬葉

登筑波嶺參禪歌會日作歌一首並短歌

高橋連盛麻呂

驚の住む 筑波の山のもはき津の 其の津の上に誘ひて 女壯士の行つとひ かまふ禪歌會に入つまに  
吾もましらんわか妻に 人もこと問へ此の山を 領神のほしめより 禁めぬ業そ今日のみに 目くしもなみ  
そ ことも咎むな

返歌

男のかみに雲たちのほり時雨ふり濡れ通るともわれ歸らめや

天神社

天神社は歌垣山の麓なる字村畑にあり、菅原道真を祀れり。天喜二年九月二十五日領主從五位下出羽守源賴基の、山城國北野天神の分靈を勸請して山上に祀りしもの當社の起原なり。永久三年六月早魃して人民困難の時、領主丹波守源義廣祈願ありしに、驟雨忽ち至りて五穀豐熟せしかば、社殿を造營して報賽せり。然るに社の山上にあるは參拜の不便少からざるを以て、天正十二年三月社殿を造營して現在の所に遷座しまゐらせ、慶長六年十一月領主攝津守源賴次は東西七拾八間・南北七拾貳間の地を

境内に寄附して貢租を免じ、同時に御供田壹反參畝歩を免田となし(寶曆三年も官支配となるに及び有租地となる)、寶永二年十一月十八日宗源の宣旨を以て正一位を授かり給ひ、元祿八年九月二十五日再建し、同十四年三月三日領主能勢小十郎源賴廉半鐘を寄附し、嘉永元年五月五日更に建營せり、現在の社殿即ち是れなり。慶長の頃より本神山神宮寺といへる宮寺あり、別に神主を置きて神事を掌らしめ、神主には特に學者を以て領主之を任じ、旁ら領内の兒童及び青年を教育せしめしといふ。明治五年村社に列し、同四十年七月九日字宮畑の無格社若宮八幡神社(大山祇命)・大字杉原字ユリの村社八幡大神宮(應神)を合祀し、同四十一年五月神饌幣帛料供進社に指定せらる。合祀社中の若宮八幡神社は永承四年八月十五日領主從四位下源賴基の建立なり、もと字檜原にありしも、後宮畑に移りて倉垣庄の一の宮と稱し、慶長十年頃より來成山本緣寺といへる宮寺ありしが、明治維新後分れて、今は法華宗の教會場に充てらる。又八幡大神宮は慶長七年七月能勢攝津守源賴次の創祀なり、賴次は同年其の領地の内なる丹波國南桑田郡灰田村の高參拾石と、杉原村の高貳拾石との替地を幕府に請ひて聽許せられ、杉原村の落水を倉垣の灌漑用に充てんが爲め、堀越峠の掘割工事を爲して地方の利益を圖り、其の念願を達したるを以て同社を創祀せるに、氏子の信仰厚く、十餘人の宮衆なるものを置き、年番にて奉仕し來りし社なり。境内は參千六百五拾壹坪を有し、本殿・拜殿・社務所・納家を存す。末社に八幡神社・諏訪神社あり。杉檜の巨木鬱葱として繁茂せる中に銀杏の古木あり、嶄然として中天を突き、枝極四方に延びて郡内



の大木なり。氏地は本地の東部なる字上村・同嘉村・同西村、大字杉原にして、例祭は七月二十五日、秋祭は十月十五日に行はる。外に八月二十五日を以て行はるゝ寶榮祭あり、謂ゆる天神の盆踊あるは此のときなり。

歌垣神社

歌垣神社は北方字岡崎にあり、速素盞鳴命を祀れり。もと後背なる山腹壹百五拾尺餘の高地なる大巖石の上に四坪許の大岩を天然の屋根と爲し、俗に岩神と稱し、字岡崎・同長尾兩地人民の崇敬厚く、古老は宇賀御魂神なりと傳へ、康保二年四月四日上弦午の日初めて苗代祭を行ひ、建久七年二月七日井上頼孝社殿を今の所に移轉し、寛永二年二月領主の命に依りて祇園牛頭天王を勸請し、玉性坊の僧をして奉侍せしめ、明暦元年八月領主能勢勝左衛門尉源頼春は後背岩神の舊址に身延山の七面天女を移して今にあり。社は慶長六年能勢攝津守源頼次の崇敬して常免御供田貳反餘歩の寄附ありしより、領主に交替あるも變更なく、先例に依り繼續して明治の後に傳へ、今は當社基本財産中の田地となる。玉性坊の僧神事に與りしも、明治維新後の神佛分離に依りて、寺は廢絶し、社は八坂神社と改稱し、同五年村社に列し、同四十年七月十九日字和田の村社小守神社(天御分神)・字小戸の同小戸神社(天御住命)・大字山内字堂の九の同山王神社(大山祇神)・大字吉野字西山の村社八幡大神宮(應神天皇)を本殿に合祀し、大字山内字子ヶ坂の無格社八幡神社(應神天皇)・同大字々笹谷の同天満神社(菅原道真)・大字吉野字宮の上の無格社三十二柱神社を境内に移し、同時に村名を負はせて今の社名に改め、同四十四年五月神饌幣帛料

供進社に指定せらる。合祀社中に於ける小守神社は寛治五年二月十日兵庫頭源頼光の建立、小戸神社はもと藏王權現と稱し、永承四年二月二十日正四位下大和守源頼親の二男頼遠の建立にして、其の小戸神社と改めしは明治維新の後なり。又山王神社は永承四年十二月十五日從四位下紀伊守源義基の建立、八幡大神社は寛治五年四月十五日吉野式部源頼吉の建立なり。境内は八百五坪を有し、本殿・拜殿・神饌所・社務所を存す。末社に住吉神社・八幡神社あり。氏地は字長尾・同岡崎・同小戸・同和田、及び大字吉野・同山内にして、例祭は一月七日、夏祭は六月七日なり。

淨泉寺

淨泉寺は字岡崎にあり、石用山と號し、日蓮宗本満寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。寛永十年檀家と協力して日侃の創立なり。慶應三年本堂破損せしを以て、住職日應信徒の協力に依りて再建せり。境内は貳百四拾坪を有し、本堂兼庫裏・鐘樓堂を存す。外に明王堂あり。

妙法寺

妙法寺は字畠山にあり、永昌山と號し、日蓮宗本満寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。保安三年光源の創立なり。もと眞言宗に屬して永昌庵と稱せしが、大治年中覺玄阿闍梨のとき、崇徳天皇御歸依あらせられて法眞寺と改め、後荒廢せしかば、天正元年六月僧都日賢中興して轉宗せり、依て同日賢を開祖とす。慶長六年日乾上人弘化の節今の寺號に改め、現在の堂宇は明和年中檀家と協力して住職日近の再建なり。境内は四百六拾五坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・土藏・鐘樓堂・四足門を存す。外に諸天堂あり。



正林寺

正林寺は字長尾にあり、長鷄山と號し、日蓮宗本満寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。承安三年三月長尾兵庫頭總季の創建なり。もと字長尾にありて眞言宗なりしが、慶長十年日蓮宗に改め、寛永七年火災に罹り、正保二年住職日秀檀家と協力して移轉建營し、文政四年二月日呈更に之を再建せり。境内は壹百九拾壹坪を有し、本堂兼庫裏を存す。外に鬼子母神堂あり。

安穩寺

安穩寺は字下和田にあり、普門山と號し、日蓮宗本満寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。もと創立年月不詳の古堂ありて、觀音・多聞・不動を安置しけるに、慶長六年日乾上人の當郡弘化の節、村内に疫病流行せるを以て之に祈願せしに忽ち平癒しければ、同十年三月十三日徳本なるもの堂宇を建立して寺と爲し、日乾上人を開基と崇め自ら第二世となる、是れ當寺の起原なり。明曆二年二月三日七世日受觀音堂を再建し、天和元年本堂焼失せしを以て、同二年四月二日九世日泉檀中と協力して之を再建せり。境内は壹百八拾九坪を有し、本堂兼庫裏・土藏を存す。外に觀音堂あり。

清正堂

清正堂は字中山にあり、加藤清正を本尊とす。文化十一年六月本地住人西田九兵衛初め參拾名の肥後熊本妙寺より勸請せしものにして、境内五拾五坪壹合、貳間に貳間半の堂なり。本地は天正十年より島津義弘の領地となり、慶長五年能勢攝津守頼次の領地に轉じ、寛永三年同次男麾下頼高の采地となり、寶曆三年徳川氏代官の支配に歸し、後年紀不詳永井氏の預所となり、同氏相傳して日向守直諒に至り、明治二年六月高槻藩の支配に移り、同三年十二月二十四日兵庫縣の管轄に轉

じ、同四年八月同縣第三十一區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月能勢郡第二區二番組に入り、同八年四月三十日第十一區二小區二番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第十一區二小區となり、同十二年二月十日能勢郡役所部内となり、同月二十一日第六分區に屬し、同十三年七月二日杉原村と二ヶ村聯合し、同十七年七月一日第二十一戶長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字 杉原

本地は古來丹波國南桑田郡に屬し、犬甘野村と同村たりしが、慶長七年七月能勢攝津守頼次は、本地の落水を其の所領たる倉垣村の灌漑用水に充てんが爲め、其の所領地たる丹波國灰田村と本地との交換を出願し、幕府の許可する所となりて、能勢郡に轉入し、杉原村と稱す。

佛稱寺は字坊の田にあり、龍花山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。岡本數馬なるもの佛門に入りて教祐と法名し、正徳元年三月信徒の寄財を以て創立せし所なり。境内は八拾坪を有し、本堂・庫裏を存す。本堂は明治二十二年三月十三日落成の再建なり。

本地は慶長五年より能勢攝津守頼次の領地となり、寛永三年麾下能勢總右衛門の采地に轉じ、同氏世襲して同總右衛門に至り、明治元年五月廿四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同年七月

佛稱寺